

湯梨浜町地域防災計画

【震災対策編】

平成 30 年 03 月

湯梨浜町防災会議

湯梨浜町地域防災計画（震災対策編） 目 次

第 1 章	総 則	1
第 1 節	通 則	1
第 2 節	湯梨浜町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱	1
第 3 節	計画の基本的考え方（防災ビジョン）	5
第 4 節	町民の責務	7
第 5 節	湯梨浜町の自然条件と災害	8
第 2 章	災害予防計画	18
第 1 節	通 則	18
第 2 節	減災目標の整備	18
第 3 節	災害危険区域の設定	18
第 4 節	地盤災害予防計画	18
第 5 節	市街地等防災化計画	20
第 6 節	建造物災害予防計画	20
第 7 節	公共施設等の予防計画	23
第 8 節	上水道	24
第 9 節	下水道及び農業集落排水事業	25
第 10 節	広域応援体制・受入体制整備計画	26
第 11 節	消防計画	27
第 12 節	危険物等災害予防対策計画	30
第 13 節	避難所等整備計画	30
第 14 節	防災体制の整備計画	33
第 15 節	物資・資機材等整備計画	36
第 16 節	医療(助産)救護体制の整備計画	37
第 17 節	文教対策計画	38
第 18 節	文化財災害予防計画	39
第 19 節	防災通信体制整備計画	39
第 20 節	防災拠点の整備計画	40
第 21 節	防災幹線道路ネットワークの指定計画	41
第 22 節	防災知識普及計画	42
第 23 節	自主防災組織の整備計画	47
第 24 節	地区防災計画	478
第 25 節	防災訓練計画	48
第 26 節	ボランティア受入計画	51
第 27 節	避難行動要支援者対策の強化	54
第 28 節	農業災害予防計画	55
第 29 節	被災者支援計画	55
第 30 節	帰宅困難者対策の強化	56
第 31 節	ため池・樋門の管理体制の強化	57
第 32 節	災害時の事業継続の取組みの促進	58
第 33 節	地震災害に関する調査研究	59
第 3 章	災害応急対策計画	60
第 1 節	湯梨浜町防災会議	60
第 2 節	湯梨浜町災害警戒本部	60

第3節	湯梨浜町災害対策本部	61
第4節	配備及び動員計画	69
第5節	地震情報等伝達計画	73
第6節	災害情報収集計画	77
第7節	災害通信計画	82
第8節	災害広報・広聴計画	85
第9節	避難計画	88
第10節	消防活動計画	98
第11節	消防防災ヘリコプター活用計画	99
第12節	広域応援計画	101
第13節	自衛隊災害派遣要請計画	103
第14節	海上保安庁への応援要請及び応援受入れ	108
第15節	労働力供給計画	108
第16節	水防計画	112
第17節	機械資機材の調達計画	115
第18節	災害救助法の適用	116
第19節	食糧供給計画	119
第20節	衣料生活必需物資供給計画	121
第21節	給水計画	124
第22節	入浴計画	126
第23節	住宅対策計画	126
第24節	医療（助産）救護計画	136
第25節	防疫計画	139
第26節	清掃及び死亡獣畜処理計画	141
第27節	トイレ対策計画	143
第28節	救出計画	146
第29節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画	147
第30節	障害物の除去計画	151
第31節	輸送計画	152
第32節	交通確保対策計画	155
第33節	文教対策計画	158
第34節	民間団体、民間企業との協働計画	161
第35節	ボランティア受入計画	162
第36節	避難行動要支援者対策の強化	163
第37節	義援金・義援物資の受入・配分計画	165
第38節	交通施設災害応急対策計画	166
第39節	水道施設応急対策計画	168
第40節	下水道施設応急対策計画	168
第41節	電力施設応急対策計画	169
第42節	LPGガス災害応急対策計画	170
第43節	電信電話施設	170
第44節	携帯電話施設	171
第45節	損害補償	172
第46節	災害警備の実施	173
第47節	孤立発生時の応急対策計画	174
第48節	動物の管理	175

第 49 節	被害認定及び罹災証明の発行-----	176
第 50 節	農林業災害応急対策 -----	178
第 4 章	災害復旧計画 -----	180
第 1 節	災害復旧事業の実施 -----	180
第 2 節	激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害に係る 財政援助措置 -----	181
第 3 節	資金融資計画 -----	183
第 4 節	被災者生活再建支援法の適用 -----	187
第 5 節	災害復興計画 -----	188

第 2 編 震災対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 通 則

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。）第 42 条の規定に基づき、町民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、地震災害にかかる災害予防・災害対策及び災害復旧に関する事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的・計画的に推進する。町及び町民の生命・財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するために、必要な防災に関する基本的事項の中から震災対策上特に必要な事項を定めることを目的とする。

なお、定めのない事項については、第 2 章「災害予防計画」、第 3 章「災害応急対策計画」の定めるところによる。

2. 災害の軽減

災害の軽減には、災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、町、事業者、町民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していかなければならないものである。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、そのために積極的な対応を図るものとする。

第 2 節 湯梨浜町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

町及び鳥取県をはじめ、町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関、町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本町の防災に寄与するものとする。

これらの防災関係機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1. 国の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	1. 直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防 2. 災害に関する情報の収集及び伝達 3. 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 4. 災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置 5. 被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置
中国四国農政局 鳥取地域センター	1. 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2. 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3. 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4. 営農資材及び生鮮食糧品等の供給指導、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 5. 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6. 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資 7. 災害時における主要食糧の供給対策

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
ハローワーク倉吉	1. 災害時における労働者のあつせんに関する事
倉吉税務署	1. 災害時における国税の減免・納入期限の延長等特別措置に関する事
大阪管区気象台 (鳥取地方気象台)	1. 気象、地象(地震にあつては地震動に限る)及び水象の予警報等の発表及び通知 2. 津波警報等の通知 3. 恒久的災害対策の気象資料の提供 4. 災害発生時の気象観測資料の提供 5. その他防災に係る気象台の所掌事務
第八管区海上保安部 (境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地)	1. 海難救助 2. 海洋汚染の防止 3. 海上における治安の維持 4. 海上における船舶交通の安全確保

2. 県の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	1. 鳥取県防災会議に関する事務 2. 防災に関する組織の整備 3. 防災に関する訓練及び防災思想の普及 4. 防災に関する施設及び設備の整備 5. 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6. 災害情報等の収集及び伝達及び被害調査 7. 水防その他の応急措置 8. 被災者の救助及び救護措置 9. 災害時の文教対策 10. 清掃、防疫その他の保健衛生対策 11. 施設及び設備の応急復旧 12. 交通規制及び災害警備 13. 緊急輸送の確保 14. 災害復旧の実施 15. 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
中部総合事務所 地域振興局	1. 災害時における総合的な情報収集、県災害対策本部への報告及び関係機関との連絡調整に関する事
中部総合事務所 福祉保健局	1. 災害救助法による救助の実施及び福祉施設の災害対策の指導、災害時における医療・防疫等保健衛生対策に関する事
中部総合事務所 生活環境局	1. 災害時における住宅対策、環境衛生・廃棄物対策に関する事
中部県税事務所	1. 災害時における県税の減免・納入期限の延長等特別措置に関する事
中部総合事務所 農林局	1. 災害時における農林水産業の総合的な行政、技術指導及び農林水産業者に対する金融対策に関する事
中部総合事務所 県土整備局	1. 水防及び公共土木施設の防災並びに被災施設の復旧に関する行政及び技術指導に関する事
倉吉警察署	1. 災害時における治安・交通・通信等災害応急措置に関する事

3. 湯梨浜町の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
-------	----------------

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
湯梨浜町	1. 湯梨浜町防災会議に関する事務 2. 防災に関する組織の整備 3. 防災に関する訓練及び防災思想の普及 4. 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 5. 防災に関する施設及び設備の整備 6. 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査 7. 水防・消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置 8. 被災者の救難・救助その他の保護 9. 被災者の医療、助産の実施 10. 避難の勧告又は指示 11. 災害時の文教対策 12. 清掃、防疫その他の保健衛生対策 13. 施設及び設備の応急復旧 14. 緊急輸送の確保 15. 災害復旧の実施 16. 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

4. 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局	1. 災害時における消防、救急、救助、その他防災に関すること

5. 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 はわい郵便局 はわい長瀬郵便局 松崎郵便局 泊郵便局	1. 災害時における郵便業務 2. 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本米子支社)	1. 鉄道施設の災害予防 2. 災害時における救急物資及び人員の緊急輸送 3. 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
西日本電信電話株式会社 (NTT西日本鳥取支店)	1. 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2. 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
中国電力株式会社 倉吉営業所	1. 電力施設の災害予防 2. 災害時における電力の供給対策 3. 電力施設の応急対策及び災害復旧
日本赤十字社 鳥取県支部	1. 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2. 災害時の応援救護班及び民間奉仕者との連絡調整 3. 義援金の募集及び配分 4. 血液搬送 5. アマチュア無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 6. 救援物資の配布 7. 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整

6. 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日の丸自動車株式会社倉吉営業所 日本交通株式会社倉吉営業所	1. 災害時における自動車による人員の緊急輸送

7. 公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取中央農業協同組合（町内支所）	1. 災害時における食糧調達供給
鳥取県漁業協同組合泊支所	1. 被災漁家への融資あっせん、生活生業資材の確保
湯梨浜町商工会	1. 被災商工業者への融資あっせん、生活生業資材の確保
湯梨浜町社会福祉協議会	1. 災害時における独居老人、障がい者への援護活動の実施

8. 防衛省自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第8普通科連隊（米子市） 海上自衛隊舞鶴地方総監部（舞鶴市） 航空自衛隊第3輸送航空隊（境港市） 自衛隊鳥取地方協力本部（鳥取市）	1. 災害派遣の準備 （1）防災関係資料の基礎調査 （2）災害派遣計画の作成 （3）防災に関する訓練の実施 2. 災害派遣の実施 （1）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救急又は応急復旧 （2）災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

第3節 計画の基本的考え方（防災ビジョン）

未曾有の大災害となった「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：プレート境界型地震、マグニチュード9.0）」は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

国においては、防災基本計画が平成29年4月に修正されるとともに、災害対策基本法が平成26年11月に改正され、熊本地震及び平成28年台風10号をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化などが盛り込まれた。

県においては、県中部地震災害の課題を踏まえ、鳥取県地域防災計画の平成29年度内の見直しが進められており、本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、湯梨浜町地域防災計画を改訂するものとする。

さらに、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むものとする。

1. 「自助」・「共助」・「公助」による取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

2. 自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

3. 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、「職員初動マニュアル」の整備・活用を図る。

また、津波ハザードマップ、防災ガイドブック等の整備ならびに周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

情報の受伝達や広報については、通信各社による緊急速報メール（エリアメール）の「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

4. 地震・津波災害対策の推進

町及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、一人暮らし高齢者や障がい者等（以下「避難行動要支援者」という。）の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、周辺自治体や応援協定締結自治体が被災した場合において、本町への被災者の受入れ体制の整備を図っていく。

さらに、町民・事業所は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策に努める。

5. 事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（BCP）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

6. 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

第4節 町民の責務

災害対策基本法により、防災関係機関のみならず町民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

町民は、「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日頃から自らの地域について知り、防災に関する知識を身につけ、備えや訓練などの防災活動に努めるとともに、災害発生時にあっては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。

具体的には、次のような行動を期待するものである。

1. 日頃の備え

(1) 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

(2) 家庭でする防災

ア 家の中や周辺地域の中で危険なところを確認しておく（家屋、家具等の安全対策もしておく）。

イ 避難場所や安全な避難路を確認しておく。

ウ 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

エ 家族1人ひとりの役割を話し合っておく。

オ 3日分の食糧や水、非常持ち出し品を準備しておく（ラジオも携帯する）。

(3) 地域でする防災

ア 自主防災組織や消防団に参加する。

イ 防災訓練や研修会に参加する。

2. 災害時の備え

(1) 家庭でする防災

ア 町、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。

イ 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。

ウ 危険な場所に近づかない。

エ 危険が迫ってきたら、町長の発令する避難勧告等により、又は自ら自主的に避難する。

オ 定められた場所に避難する（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる）。

(2) 地域でする防災

ア 初期消火や、情報の収集・伝達、負傷者等の救出・救援や住民の避難誘導をする（特に要配慮者に配慮する）。

イ 異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

第5節 湯梨浜町の自然条件と災害

1. 自然条件

面積 77.95 k m²の湯梨浜町は、北緯 35° 29'、東経 133° 52' にあり、鳥取県のほぼ中央に位置し、北は日本海に面し、西は北栄町と倉吉市、南は三朝町、東は鳥取市に接する。

町域は東郷池周辺から北西部にかけて平野部が形成され、南部及び南東部に山地丘陵地帯が広がっている。羽合平野を中心とする平野部は、年々宅地造成が進むと同時に、イチゴ、メロン、ブドウなどの果物栽培や稲作が行われている。

東郷池は面積 4.08 k m²の汽水である。緩勾配の橋津川により日本海に注いでいる。このため降水時が海の満潮時及び強い西風と重なった場合には、湖岸周辺への浸水害をたびたび起している。東郷池の周辺では、明治ごろより温泉開発が行われ、はわい温泉、東郷温泉が立地している。

日本海に面する海岸部には、磯釣りに好適な岩場やハワイ、宇野、石脇などの海水浴場、第2種漁港：泊漁港がある。南東部の丘陵地では、特産二十世紀梨が栽培され、広大な樹園地が広がっている。

○河川・湖沼

河川・湖沼名	種別	延長・周囲	川幅・(流域) 面積
東郷池	2級	10,100m	4.08 k m ²
天神川	1級	3,100m	270m
橋津川	2級	2,100m	70m
東郷川	〃	3,500m	18.3 k m ²
舎人川	〃	3,500m	11.1 k m ²
羽衣石川	〃	3,000m	8.40 k m ²
埴見川	〃	1,900m	4.60 k m ²
川上川	〃	600m	2.90 k m ²
方地川	〃	1,720m	0.50 k m ²
小鹿谷川	〃	1,790m	1.20 k m ²
宇坪谷川	〃	1,400m	3.40 k m ²
園川	〃	1,000m	2.80 k m ²
原川	〃	900m	4.30 k m ²
石脇川	〃	350m	3.20 k m ²
宇谷川	〃	120m	2.50 k m ²

○山 岳

山岳名	標 高
馬ノ山	106m
田後山	88m
甲亀山	87m
御冠山	186m
米山	342m

山岳名	標 高
鉢 伏 山	514m
羽 衣 石 山	376m
仙 津 山	269m

2. 人 口

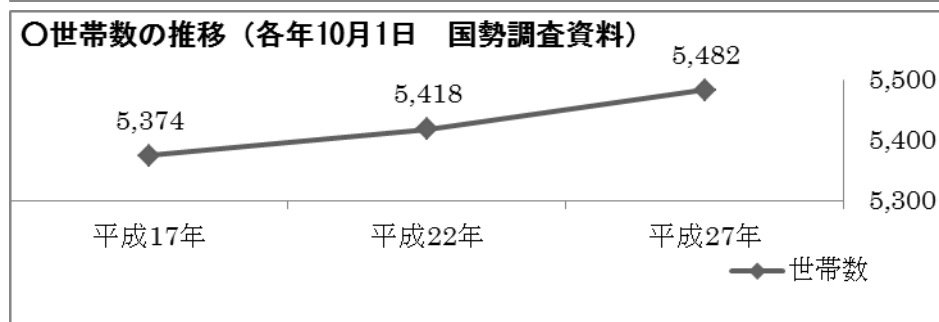
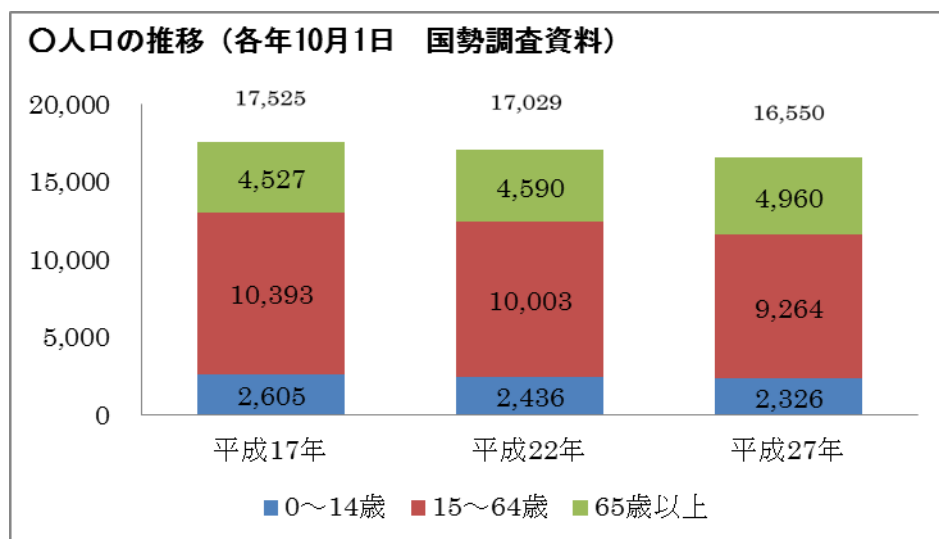
平成27年の国勢調査によると、本町の総人口は16,550人となっており、平成17年の17,525人と比べ、5.6%減少している。

世帯数は、平成27年が5,482世帯となっており、平成17年の5,374世帯に比べ、2.0%増加している。

1世帯当たりの人口は、平成27年は2.94人となっており、平成17年の3.26人に比較すると年々減少しており、核家族化の進行がうかがえる。

年齢階層人口は、平成27年は年少人口（0～14歳）2,326人（14.0%）、生産年齢人口（15～64歳）9,264人（56.0%）、高齢者人口（65歳以上）4,960人（30.0%）となっており、平成17年の年少人口2,605人（14.9%）、生産年齢人口10,393人（59.3%）、高齢者人口4,527人（25.8%）と比べ、年少人口が減少、生産年齢人口と高齢者人口の増加がうかがえる。

また、鳥取県と比較すると、年少人口が1.1ポイント（鳥取県平均12.9%）高齢者人口が0.3ポイント（鳥取県平均29.7%）高く、生産年齢人口は1.4ポイント（鳥取県平均57.4%）低くなっている。



3. 災 害

本町で発生した災害のうち大火災は、明治年間における大火災（泊地区 12 年 64 戸焼失、26 年 130 戸焼失）と昭和 36 年 4 月の火災が大規模なものである。昭和 36 年の火災は、三朝町から別所奥山に移った火の手が、鳥取市青谷町絹見迄の 800 h a の山林を一夜にして焼失したが、孤立した麻畑地区は軽微の損害で難をのがれた。

本町で起こった数々の災害は、そのほとんどが、洪水、暴風や大雨の自然現象によるものである。昭和年代の大災害を列記すると、昭和 9 年 9 月の室戸台風による風水害は、東郷池の大氾濫、河川の氾濫、床上浸水、道路・橋梁の流失、田畑の流失荒廃、特に地滑りによる家屋倒壊のため尊い生命が失われるなど、多大の被害を受けている。昭和 30 年 9 月の台風第 12 号、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風では、河川内の農業施設の流失、護岸、道路、橋梁などの流失、台風による橋津川の流砂閉塞により東郷池の氾濫を引き起こし、田畑、家屋などが浸水の被害を受けた。また、昭和 44 年 12 月、昭和 45 年 1 月の高波及び高潮の襲来によって海岸の浸食、港内の漁船が沈没するなどの被害をこうむっている。

震災は昭和 18 年 9 月には、鳥取市で震度 6 の鳥取大地震が発生し、山崩れ、落盤、家屋の倒壊、破損、梨の大半落果という被害を受けた。

また、最近では昭和 58 年 5 月の日本海中部地震において被害はなかったものの潮位があがるなど海面の異常現象が起こり、続く 10 月の鳥取県中部地震では、壁のひび割れ、瓦の落下などの被害が起こっている。

最近では、昭和 62 年の台風第 19 号、昭和 63 年 9 月の集中豪雨、平成 2 年の台風第 19 号及び平成 23 年の台風第 12 号による被害並びに平成 28 年 10 月の中部地震が記憶に新しい。

4. 地震災害の想定

被害想定に当たっては、中央防災会議作成の地震被害想定支援ソフトを使用しています。対象とする震源は、湯梨浜町周辺の活断層及びその疑いのあるものと、鳥取地震を対象とした。

活断層は「新編日本の活断層」活断層研究会（東京大学出版会）から諸元をとっている。また、マグニチュードは断層長から松田式（松田、1975）を使用した。

ソフト上では、冬季の平日 17 時を基本としてシミュレーションができるようになっており、この設定で推計した。また、震源は線震源とし、震源の深さは 20 k m とした。なお、鳥取地震については、当初よりソフト上に推計が組み込んであり、震源を地表（深さ 0 k m）で計算している。また、減衰式は、司、翠川の最短距離式（1999）を採用した。

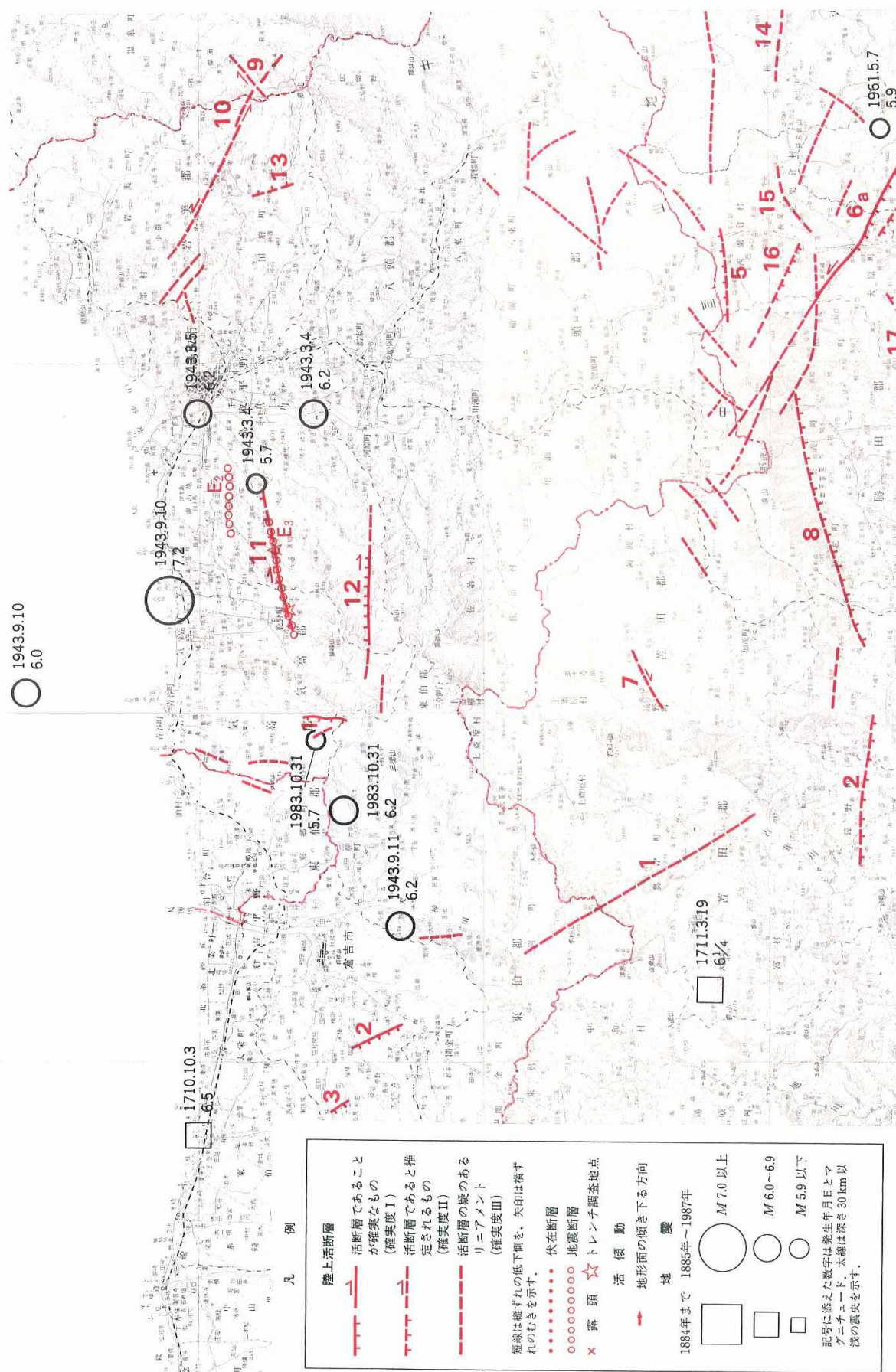
その結果、周辺地区の断層を想定した被害想定では大きな被害は想定されなかったものの、鳥取地震が再度発生した場合には、建物の倒壊や死者の発生も予想され、十分な対策が必要とされる。

○震度の想定

番 号	断層名	位 置		距離	走行	マグニ チュー ド	地表最 大加速 度(gal)	想定 震度
		北 緯	東 経					
鳥取								
⑥	養父断層	35° 22′	134° 49′	10	287	6.5	55	Ⅳ
⑦	八木断層	35° 23′	134° 41′	7	92	6.2	37	Ⅲ
⑪	鹿野断層	35° 27′	134° 4′	8	80	6.3	167	V-
⑫	岩坪断層	35° 24′	134° 3′	11	90	6.5	212	V-
姫路								
⑥a	山崎断層系 大原断層	35° 3′	134° 27′	34	305	7.4	401	V+

番 号	断層名	位 置		距離	走行	マグニ チュー ド	地表最 大加速 度(gal)	想定 震度
		北 緯	東 経					
⑧	那岐山断層	35° 9′	134° 14′	17	255	6.9	180	V-
松江								
①	債原断層	35° 27′	134° 0′	3.3	180	5.7	85	IV
②	尾田断層	35° 25′	133° 46′	2.5	155	5.5	62	IV
③	大立断層	35° 26′	133° 43′	1.0	150	4.8	21	III
⑨	宍道断層	35° 31′	133° 2′	10	85	6.5	66	IV
高梁								
①	田代峠－布江	35° 19′	133° 50′	18	148	6.9	340	V+
②	津山北方	35° 7′	133° 53′	10	95	6.5	114	V-
	鳥取地震	35° 31′	134° 5′		点震源	7.2	909	VI+

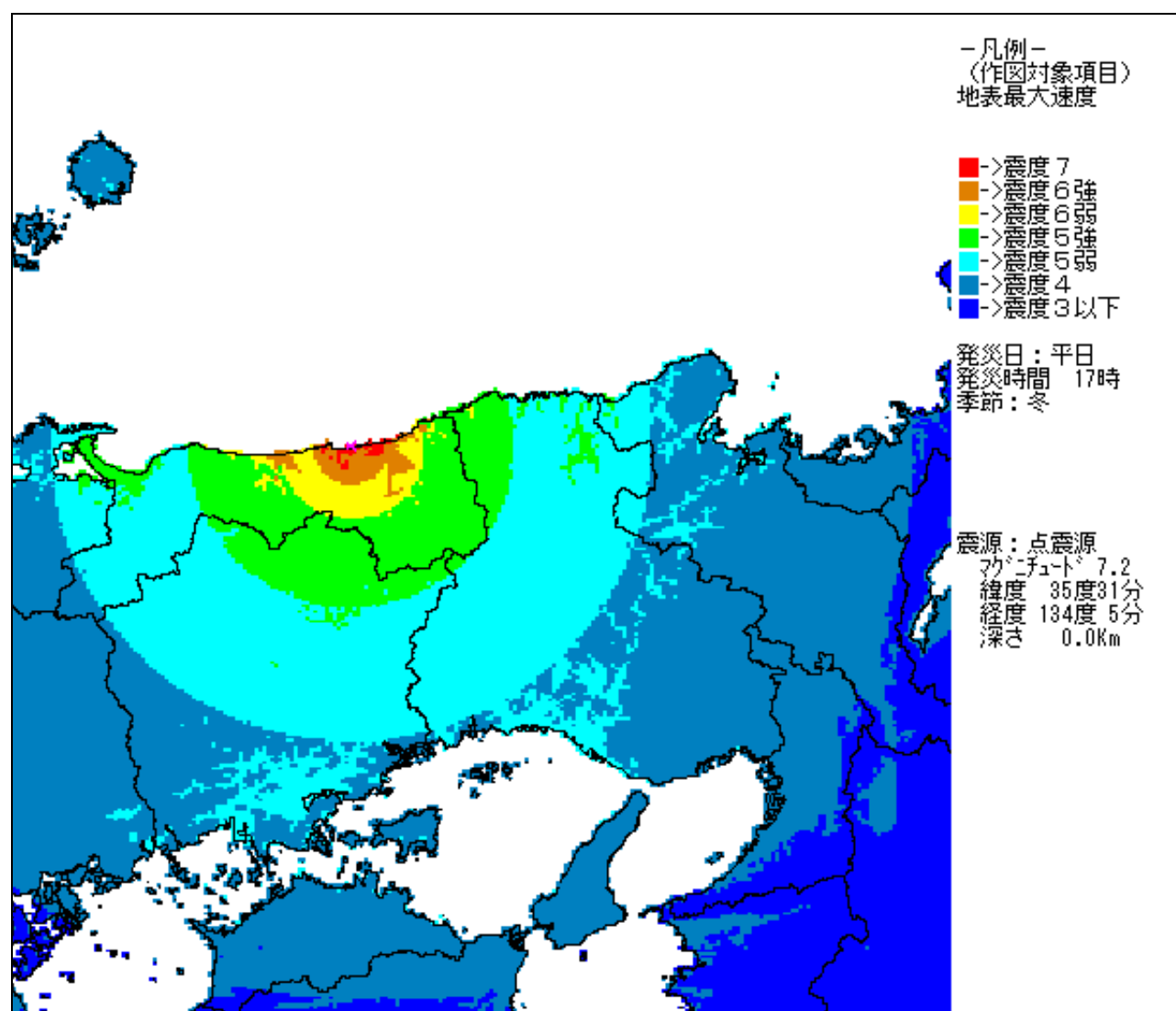
○湯梨浜町周辺断層位置図



○被害の想定（平日冬 17 時）

番号	断層名	全木造建物全壊数	全非木造建物全壊数	全死者数	重篤者数	重傷者数	軽傷者数	物資供給対象者数
鳥取								
⑥	養父断層	0	0	0	0	0	0	0
⑦	八木断層	0	0	0	0	0	0	0
⑪	鹿野断層	0	0	0	0	0	0	0
⑫	岩坪断層	0	0	0	0	0	0	74
姫路								
⑥a	山崎断層系 大原断層	30	0	0	0	0	124	1,169
⑧	那岐山断層	0	0	0	0	0	0	4
松江								
①	債原断層	0	0	0	0	0	0	0
②	尾田断層	0	0	0	0	0	0	0
③	大立断層	0	0	0	0	0	0	0
⑨	宍道断層	0	0	0	0	0	0	0
高梁								
①	田代峠－布江	15	0	0	0	0	41	510
②	津山北方	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取地震	800	20	9	0	15	2,295	2,756

○鳥取地震による推計震度



5. 県想定地震災害

(1) 県の想定

県における地震被害想定は以下のとおり。（「鳥取県地震防災調査研究報告書【平成 17 年 3 月】」をもとに、「鳥取県震災対策アクションプラン【平成 22 年 12 月】」策定時に一部見直ししている。）

なお、想定地震については、本県に大きな影響を与える可能性のある地震を想定した。

ただし、津波については、震源（波源）、被害想定等、平成 23 年度鳥取県津波検討委員会の検討結果等によるものとする。

地震種類	想定地震	マグニチュード (M _j)	想定内容	
			地震動・ 液状化予測	被害想定
陸域地震	鹿野・吉岡断層（1943 年鳥取地震）	7.2	○	○
	倉吉南方の推定断層	7.2	○	○
	鳥取県西部地震断層	7.3	○	○
	大立断層・田代峠―布江断層	7.2	○	
	山崎断層	7.7	○	
	雨滝―釜戸断層	7.3	○	

○想定地震の震源断層位置



ア 想定条件等

被害の想定は、以下の条件で行った。

(ア) 想定ケース

地震発生時間帯は、住民の生活行動が顕著に反映できるように次の 3 つのケースを想定した。

- a 朝 4 時・・・多くの人が自宅で就寝中（火災は発生しない）
- b 夏 12 時・・・日中において地震による出火が平均的な条件
（天候：晴れ、湿度：75%、風向：南、風速：3.5m/秒）
- c 冬 18 時・・・地震による出火が最も多くなる条件
（天候：晴れ、湿度：75%、風向：北北西、風速：5.0m/秒）

（イ）想定単位

解析・評価を行う単位は、市町村ならびに 500m メッシュを併用した。

（ウ）主な想定項目と内容

項 目	主な内容
地震動・津波等	震度分布、液状化危険度分布、津波到達時間・浸水深
建物関係	建物被害（大破・中破棟数）
交通関係	道路、鉄道などの利用可能性
ライフライン施設	上水道、下水道、ガス、電力、電話の機能支障
人的被害・社会機能支障	死者・負傷者数、避難生活者数
直接被害額	建物、家財、償却資産、在庫資産の被害額
間接被害額	交通ネットワーク被災による間接被害額
災害シナリオ等	災害シナリオの作成など

イ 想定結果の概要（倉吉南方の推定断層の地震）

本町に最も被害を及ぼす倉吉南方の推定地震断層による地震における、町内の被害想定結果は以下のとおりである。

震度は最大で 6 弱、東郷池周辺では液状化も想定されている。

倉吉南方の推定断層の地震			
現況データ	人口（人）	4 時	17,420
		12 時	13,931
		18 時	14,830
	建物棟数（棟）		9,347
計測震度面積率（%）	5 弱以下		9.4
液状化危険度面積率（%）	極めて低い（PL=0、対象外）		84.1
建 物	建物被害（棟）	大破数	77
		中破数	401
	火災（冬 18 時）	出火件数（件）	1
		焼失棟数（棟）	5
ライフライン	ライフライン 機能支障（%）	上水道	-
		LP ガス	-
		電力	-
		下水道	-
人的被害（人）	朝 4 時	死傷者	3
		負傷者数	109
	夏昼 12 時	死傷者	2
		負傷者数	85
	冬夕 18 時	死傷者	2
		負傷者数	83
社会機能支障	避難所生活者 数（人）	朝 4 時	524
		夏昼 12 時	524
		冬夕 18 時	529

- 以下の図は、県地震防災調査研究報告書（平成17年3月）による。

Figure 1 is a map of the study area showing the spatial distribution of the average annual precipitation (mm) in the 1980s. The map displays a color-coded precipitation distribution across a region, with a legend indicating values from 0 to 8.50 mm. A scale bar shows distances up to 20 km.

図 2.4-2(3) 倉吉南方の推定断層による地震急傾斜地危険度分布

図 2.4-2(3) is a map showing the estimated seismic hazard distribution in the southern part of the Sagami Trough, based on the estimated fault. The map displays the distribution of seismic hazard degree (急傾斜地危険度) across the region, with a scale bar indicating distances up to 50 km. The legend indicates the depth (深さ) of the estimated fault (推定断層) and the seismic hazard degree (急傾斜地危険度) for the Sagami Trough (相模湾).

Legend:

- 深さ (Depth):
 - 10m - 20m (10m - 20m)
 - 20m - 30m (20m - 30m)
 - 30m - 40m (30m - 40m)
 - 40m - 50m (40m - 50m)
 - 50m - 60m (50m - 60m)
 - 60m - 70m (60m - 70m)
 - 70m - 80m (70m - 80m)
 - 80m - 90m (80m - 90m)
 - 90m - 100m (90m - 100m)
- 相模湾 (Sagami Bay):
 - 10m - 20m (10m - 20m)
 - 20m - 30m (20m - 30m)
 - 30m - 40m (30m - 40m)
 - 40m - 50m (40m - 50m)
 - 50m - 60m (50m - 60m)
 - 60m - 70m (60m - 70m)
 - 70m - 80m (70m - 80m)
 - 80m - 90m (80m - 90m)
 - 90m - 100m (90m - 100m)

50m 以上の深さの断層 (50m or deeper fault) is indicated by a red line. The seismic hazard degree is indicated by a red line.

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 通 則

災害予防計画は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第 2 節 減災目標の整備

町は、被害想定を実施することにより、それに基づく減災目標を策定し、国、県、関係機関、町民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

第 3 節 災害危険区域の設定

(総務対策部、建設対策部、産業対策部)

震災を想定した場合、町内においてもいくつかの災害発生が予想される。災害により予想される危険区域は、資料編資料 3～資料 12 のとおりである。

1. 水害危険区域	資料 3
2. 急傾斜地崩壊危険箇所	資料 4
3. 高潮、高波、津波危険地域	資料 5
4. 土石流危険渓流	資料 6
5. 崩壊土砂流出危険地区	資料 7
6. 山腹崩壊危険地区	資料 8
7. 危険雪崩箇所	資料 9
8. 地震危険地域	資料 10
9. 火災危険地域	資料 11
10. 土砂災害危険箇所区域図	資料 12

第 4 節 土砂災害等予防計画

(建設対策部、産業対策部)

1. 目 的

この計画は、地震に伴う地すべり・急傾斜地の崩壊等地盤に係る災害を未然に防止するため、町、県、その他関係機関が危険地域の把握を行い、広く町民に対して災害防止対策の実施・指導を行うことを目的とする。

2. 地すべり対策事業（地すべり等防止法）

地すべり防止区域では、県を事業主体とする地すべりを防止するための対策工事を順次実施するとともに、標柱及び標識板等を設置する。

3. 山くずれ防止事業（治山事業）

町は、県の協力を得て、山腹崩壊等の荒廃の復旧はもちろんのこと、山地災害対策地区のうち緊急度の高い集落周辺山地の治山事業を積極的に実施するとともに、住民に対して山くずれ

の危険性を周知させることと併せて山くずれ危険予想地域等に標柱及び標識板等を設置する等、適切な方法で当該地域の危険性を広報し、山地災害の防止を図るものとする。

4. 土石流対策砂防事業

町は、土石流対策が必要とされる箇所について、県に対し、これらの危険渓流の土石流対策砂防事業の実施を要請するものとする。

5. 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律）

町及び県は、保全対象区域が大きく、かつ危険度の高いものから対策事業を実施し、災害の未然防止を図るものとする。

（1）急傾斜地崩壊危険箇所と崩壊危険区域の指定

町は、急傾斜地であって崩壊の危険性のある箇所を把握し、崩壊によって周辺の住家等に危険が生ずるおそれがある区域（崩壊危険区域）について、県に対し、指定を要請するものとする。

（2）崩壊危険箇所に対するパトロール

町、県、その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図り、崩壊危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて、危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導の徹底を図るものとする。

6. 災害危険区域防災計画（建築基準法）

町は、県との協議により、急傾斜地の崩壊等による危険の著しい区域について、建築基準法第39条に基づく災害危険区域に関する条例による災害危険区域を指定するものとする。

また、災害危険区域においては、住民に対して警戒を促すとともに、原則として住宅等の建築は禁止し、災害の防止を図るものとする。

7. 地盤の液状化防止事業の推進

町は、地震に伴う地盤の液状化が予想される区域について、これらの被害を未然に防止するため、地盤対策として次のような事業の実施に努めるものとする。

- （1）地盤状況の把握
- （2）液状化の基礎知識等に関する町民への広報
- （3）地盤改良又は建築基礎補強等の工法の実施

8. 砂防事業・河川改修の推進

町は、砂防事業や河川改修が必要とされる河川について、国・県に対し事業の実施を要請する。

第5節 市街地等防災化計画

(建設対策部)

1. 目 的

この計画は、地震発生の予知が現在のところ学術的にも至難である点にかんがみ、公共施設等の点検・整備を行い、オープンスペースの確保、建築物の不燃化等市街地等の秩序ある整備を図り、震災時の危険度を低減することにより、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 計画的な市街地の形成（都市計画法第7条）

町は、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、都市計画法に基づく計画的な市街地の整備に努める。

3. 都市計画区域の整備

(1) 街路網の整備

市街地等における道路は交通施設のみならず消防活動・延焼防止等の防災空間をはじめ緑化・通風等の必要な空間等数多くの機能をもつ施設である。町は、これらを適切に配置し、県指定の緊急輸送道路との連携強化や電線共同溝の整備を行い、円滑な交通対策、避難路の確保、電線の耐震化及び延焼防止のため街路網の整備等を推進し、災害防止・避難対策等の推進に努めるものとする。

(2) 公園・緑地等の公共空地

市街地等における緑とオープンスペースは環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、緊急避難場所の確保、火災延焼防止として防災上重要な役割を持っており、必要欠くべからざる施設としての側面を持っている。

このため、町は、緊急避難場所として公園を定め、市街地等の基盤施設として、積極的かつ計画的に整備を促進するものとする。

(3) 貯水施設等の整備

地震時における火災の拡大を防止するため、消防水利等を整備する。

そのため、町は、水利が消火栓のみに偏らないよう耐震性貯水槽等の貯水施設の適正配置や河川水の利用ができるよう整備に努めるとともに、小型動力ポンプの設置等の消火体制の確立に努めるものとする。

第6節 建造物災害予防計画

(建設対策部、各施設管理担当課)

1. 目 的

この計画は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止し、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 既存木造建築物に関する対策

町は、地震等による災害を防止し、被害を最小限度に止めるため、次の事項の普及周知に努めるものとする。なお、火災予防関係については、第11節「消防計画」を参照のこと。

その他「湯梨浜町耐震改修促進計画（平成20年3月）」に即して耐震化に取り組むものとする。

(1) 建築物の耐震化の推進

ア 住宅の耐震化

イ 特定建築物の耐震化

ウ 倒壊により救助活動や避難活動に支障をきたすおそれのある特定建築物の耐震化

エ 擁壁・ブロック塀の耐震化の促進

町は県と連携して、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取り組みを促進するものとする。特に避難経路沿いについて重点的に取り組むものとする。

オ 耐震診断・耐震化に係る補助

町は、建築物の所有者等が行う耐震診断、耐震改修等の費用負担を軽減し、耐震化を進めるため、耐震改修等の費用負担等の支援事業及び税制の優遇措置を行う。

(2) 公共施設の耐震化

ア 町有施設の耐震化

イ 公共施設の耐震化状況の公表

公共施設の耐震化の状況は積極的に公表するものとする。

(3) 造成宅地の耐震化の推進

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が起こりうるため、県の実施する造成宅地耐震化推進事業を積極的に推進する。

3. 公共用建築物の災害予防対策

町は、公共用建築物は発災時に指定緊急避難場所等とするなど応急対策上の重要な拠点となるため、また、公共用建築物の利用者に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、不燃化の推進、耐震性の確保並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に町営の公共建築物にあつては、建物の重要度に応じた耐震性の確保や、非常用電源の大容量化や空冷式への切り替え等を行うものとする。

4. 文教施設の災害予防対策

町は、町内の幼稚園、小・中学校について、耐震構造建物の早期整備を図るものとする。

5. 社会福祉施設等の災害予防対策

町は、社会福祉施設、児童福祉施設の新設又は老朽施設の増改築に当たっては、耐震耐火構造に改めるとともに、施設設置者を指導し逐次改善を図ってきたが、入所対象者は高齢者、幼児、障がい者等で災害に対する避難活動等についても相当の配慮を要するので、今後は、施設職員の研修を充実するとともに更に整備を促進するものとする。

6. 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

(1) 建築物の防災・復旧への取組み

ア 鳥取県建築物防災・復旧対策協議会

町は県と連携して、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を設置し、以下の事業等についてあらかじめ調整を行う。

(ア) 建築物の耐震対策の促進に関すること。

(イ) 被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。

(ウ) 住宅相談の実施体制の整備に関すること。

(エ) 罹災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

イ 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

なお、当該マニュアルは、以下の3つのマニュアルから構成されている。

(ア) 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

(イ)「罹災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル

(ウ) 住宅相談業務マニュアル

(2) 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

ア 町の体制整備

町は、被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

イ 住民への周知

町は県と連携して、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

7. 被災宅地の応急危険度判定の実施体制の整備

(1) 宅地建物防災への取組み

ア 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

町は県と連携して、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

(ア) 被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関すること。

(イ) 被災宅地危険度判定に使用する道具の確保に関すること。

(ウ) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること。

(2) 被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

ア 町の体制整備

(ア) 被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化

(イ) 被災宅地危険度判定に関する住民への周知

8. 罹災証明書交付体制の整備

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たすことから、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携を図るなど、罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図る。

9. その他の耐震化対策

町は県と連携して、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

(1) 家具等の転倒防止対策

町は県と連携して、パンフレットや広報紙、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

(2) 自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、町は自主防災組織と連携しては避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

(3) 窓ガラス落下防止対策

町は県と連携して、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、町ホームページ等を活用して啓発するものとする。

(4) 大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。町は県と連携して、国等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

(5) エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないように主に次の事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

ア エレベーターの耐震安全性の確保

イ 「地震時管制運転装置」の確実な作動

ウ 早期救出・復旧体制の整備等

エ 適時適切な情報提供・情報共有

第7節 公共施設等の予防計画

(総務対策部、建設対策部、各施設管理担当課)

1. 目 的

地震災害時の公共施設等の被害は、町民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、町民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策活動に困難をもたらす。

町をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める必要がある。

この計画は、道路、海岸、河川、ダム、砂防、上下水道、電力、ガス、鉄道、漁港等各種公共施設ごとに必要な耐震性について検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずることを目的とする。

2. 道路施設

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋りょう、ずい道等が破損することは、震災時における町民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障を生ずる。このため、道路施設が地震時において、その機能を発揮できるようにするため、道路管理者は、港湾等物流拠点と各地域における中核都市を結ぶ緊急時における輸送ルートをはじめ、総合病院、広域防災拠点への輸送路等防災幹線道路ネットワークを策定し、地震防災緊急事業5箇年計画に基

づき、道路の整備強化を進める。また、新たに道路橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

(1) 道路の整備

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石及び沿道建築物の崩壊等が考えられる。このため、道路管理者は、管理道路について底面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要箇所の指定を行い、これにより被害が想定される箇所に対し、緊急度が高く、かつ実施可能な箇所から順次、対策工事を実施するものとする。

(2) 橋りょうの整備

道路管理者は、管理する橋りょうについて、「道路橋示方書Ⅴ耐震設計編(平成8年12月)」により橋りょうの耐震点検を実施し、改築、補強等対策工事の必要な橋りょうを選定し、これらのうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施するものとする。また、橋梁の新設に当たっては、上記示方書に基づき落橋防止構造を備えた橋りょうを建設するものとする。

(3) ずい道の整備

道路管理者は、管理するずい道について、ずい道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施するものとする。

(4) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、地震発生時において横断歩道橋の落橋防止のため、安全点検を実施し、補修等対策が必要なものについては、補強工事を実施する。

(5) 道路情報の充実

道路管理者は、迂回ルートの設定及び運用について道路情報を的確に伝達するため、道路情報収集のための交通監視テレビカメラ等を整備するとともに防災幹線道路ネットワークにおける主要地点に交通情報板、簡易パーキングを設置し、情報提供の充実を図る。

また、信号機の耐震化を図るため、電源付加装置の整備を行うものとする。

3. 海岸・河川

(1) 海 岸

海岸堤防のうち老朽化等により施設の機能低下をきたしている箇所については、嵩上げ等の補修、補強等を行い、また傾斜護岸等により整備を進め、地震による水害を防止する。このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化の著しい施設の改築、整備を促進するものとする。

更に、津波等から後背地の住民を守るため必要な保全施設の整備を促進するものとする。

(2) 河 川

町は、水門、樋門等で耐震性の劣る施設については地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備を図るものとする。

ア 堤防の補強

町は、老朽化の著しい堤防についても護岸等の補強を進めるものとする。

イ 水門、樋門の改築

町は、老朽化による機能低下が著しい河口部の水門は、耐震設計により改築を進めるものとする。

第8節 上水道

(水道対策部)

1. 目 的

震災による水道の断水を最小限にとどめ、ライフラインとしての水道機能を確保するため、また2次災害を防止するため、水道事業者(町長)は、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるものとする。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、応急給水体制、相互応援協力体制の確立を推進するものとする。

2. 施設の耐震性の強化

水道事業者は、水道施設の新設、拡張、改良等に当たって十分に耐震性を考慮し、老朽化した取水施設・配水施設等基幹施設の改良、石綿セメント管等の布設替えを促進し、水道システム全体の耐震性向上を図っていくものとする。

3. 応急給水体制の整備

町は、緊急時の給水拠点の確保や応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、浄水装置、可搬式発電機及び運搬車両の整備を図る等、応急給水体制の整備に努めるものとする。

また、災害発生時に利用可能な井戸、湧水などの把握に努めるとともに、確保した井戸等の水質検査を事前に実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。

更に、相互援助給水が行えるよう、隣接水道事業者間での連絡管の整備に努める。

4. 非常用電源の確保

水道事業者は、浄水施設、送水ポンプ等の重要施設に対して停電時に対応できるよう自家用発電設備などの整備に努める。

5. 復旧工事用資材の備蓄

規模の大きい水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材の備蓄や水道工事指定工事店との覚書等により緊急時に資材が優先調達できるよう努める。

6. 相互応援協力体制の確立

水道事業者は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は近接市町村あるいは県へ応援を要請する。また、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。

第9節 下水道及び農業集落排水事業

(水道対策部)

1. 目 的

町は、震災による下水道及び農業集落排水施設の被害を最小限に止め、下水の排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるものとする。

また、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、非常時防災体制の確立に努めるものとする。

2. 施設の耐震性の強化 ※2006年版の改定内容を反映

下水道施設の建設に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説(2006年版)」に定める基準に従い、管渠、ポンプ場、終末処理場ごとに十分な耐震性を確保するものとする。

また、既存施設のうち老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所、平時の維持管理で異状が認められる箇所等の耐震診断を行い、対策を必要とするものについて順次補強

工事・改築工事を実施するものとする。 ※農業集落排水施設設計指針（H19 改定）の内容を別に記述

3. システム的な耐震性の強化

下水道施設等が被害を受けた場合にも機能を保持できるよう、システム的な対応により耐震性の向上を図れるよう努めるものとする。また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常時電力・用水の確保を図れるように努めるものとする。

- (1) 施設の複数化
- (2) 自家発電用設備の整備
- (3) 用水供給設備の整備

4. 下水道施設等の保守点検

震災による被害の発見及び復旧を敏速に行うため、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所等を把握し、必要に応じ順次補強工事・改築工事を実施するものとする。

- (1) 既往災害履歴の作成
- (2) 耐震点検（耐震診断）
- (3) 日常点検保守
- (4) 震災の可能性が高い箇所の把握

5. 非常時防災体制の確立

- (1) 下水道台帳等の整備
非常時の応急対策・復旧対策に支障のないように、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理するものとする。
- (2) 非常配備体制等の整備
非常時の配備体制表、緊急連絡体制表、災害対応組織表をあらかじめ作成しておくものとする。
- (3) 非常時協力体制の整備
非常時の応急対策を自ら実施することが困難な場合に備えて、下水道管理者相互の応援協力体制、関連業者等との連絡体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (4) 資機材等の確保
被害状況調査用機材及び応急復旧用資機材等の確保体制をあらかじめ整備しておくものとする。
海浜地への立看板の設置、パンフレット、チラシ等を作成し、海浜利用者等の知識の普及を図る。
津波情報伝達訓練、避難訓練、津波監視訓練等を実施する。

第 10 節 広域応援体制・受入体制整備計画

（総務対策部）

1. 目 的

この計画は、町、県、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 広域応援体制について

県においては、広域的な応援体制が整備されている。想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

このうち災害時の相互応援協定は、県及び県内全市町村の間で協定が結ばれている。

(1) 県外市町村との相互応援協定の締結推進

被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協力を結んだ地方公共団体との同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定締結に努めるものとする。

なお、協定を締結した場合は、下記に留意する。

ア 発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができる体制整備

イ 平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認等）

(2) 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時における円滑な連携を期するため、町は、県及び関係機関との間で、平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、防災関係機関間の情報共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

(3) 応援体制の整備

町は、他市町村からの応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

(4) 受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることができるよう、災害対策本部に受援班又は受援担当者の設置を検討し、受援計画に基づく応援・受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

第11節 消防計画

(総務対策部、町消防団)

1. 目 的

この計画は、地震発生時に同時多発する地震火災等に際して、消防施設及び人員を活用して町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、地震による2次災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 消防組織及び施設の整備充実対策

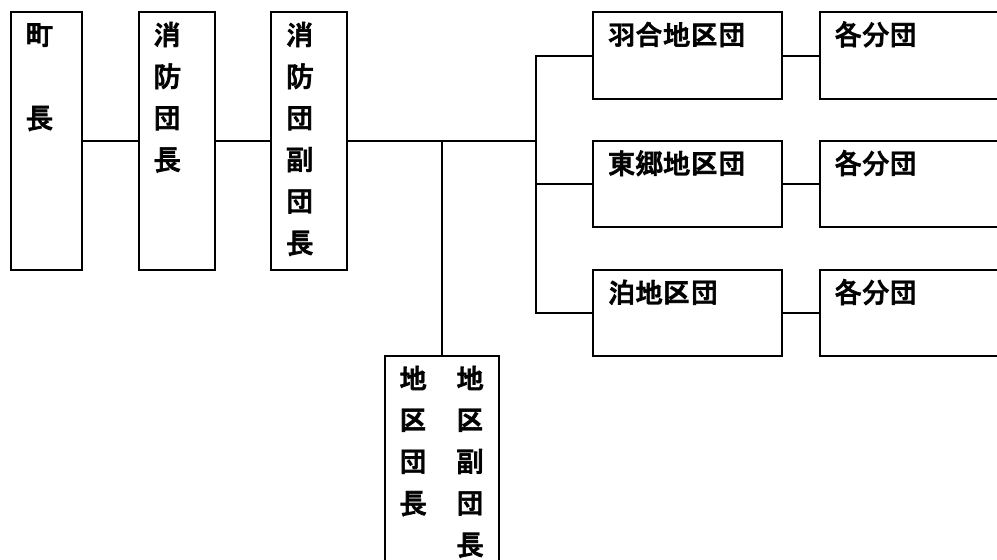
(1) 消防組織

地震時の同時多発火災に備え、町は、消防職・団員の確保について消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、その実情に応じて組織を整備するとともに、緊急時に消防職・団員等が速やかに参集し、災害応急活動体制がとれるよう、次の計画を作成し、育成強化を図るものとする。

ア 人員計画

イ 組織分掌計画

町における消防に関する組織は次のとおりである。なお、町消防団並びに協力団体の現況は、資料編資料23から資料24のとおりである。



(2) 消防団の活性化

広報活動の充実等により、若者の消防団への加入を促すとともに、地域に密着した防災機関として、出火防止、初期消火、救急救助等に関し、住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき、普通教育、幹部教育及び特別教育等の教育訓練を実施する。

(3) 消防施設等の整備充実

町は、消防庁から示された消防力の基準等に基づき、引き続き整備充実を行うものとする。

特に、消防団車庫及び消防局（署）の建物は災害時に重要な拠点となることから、十分な耐震性を備えたものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて耐震性貯水槽、河川、湖沼等の整備を図り、消防水利体制を確立するものとする。

さらに、町は、消防局（署）の高度な技術・資機材を有する援助隊整備の推進に寄与する。

(4) 自主防災組織・自衛消防組織の強化

火災の公共危険性にかんがみ、町は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の強化を推進し、指導するものとする。

(5) 火災の早期覚知体制の確立

消防局は、地震時における火災の早期覚知体制を確立する。

3. 出動計画

(1) 出動の基準

ア 平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合

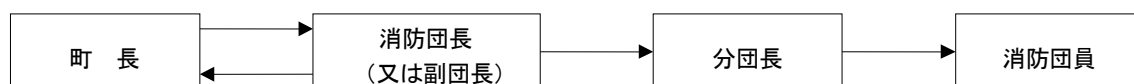
イ 非常出動

災害の規模の拡大に伴い、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合

(2) 招集方法

団員は、団長の招集命令によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡に当たっては、防災行政無線・音声告知機・電話の利用、サイレン、警鐘等、迅速かつ的確な方法をもって行う。連絡系統は次図によるものを原則とする。



4. 消防用施設の点検

火災発生の際、直ちに出勤し、行動できるよう「消防訓練礼式の基準」により次の点検を行うものとする。

- (1) 通常点検
- (2) 特別点検
- (3) 現場点検

出勤に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。

5. 火災警報の発令等

気象台が発表した火災気象通報を県を通じ受信、又は直接ラジオ・テレビ等により覚知したとき、あるいは連合長が発令した火災警報を受信した場合には、第3章第7節「災害通信計画」に従い、町民及び関係機関等に周知するものとする。

	発 表 基 準
火災気象通報	1. 実効湿度 60%以下、最低湿度 40%を下り、最大風速 7 mを超える見込みのとき 2. 平均風速 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき (ただし、降雨、降雪時の通報はしないこともある。)

注 火災警報の発令基準は、上記の基準のいずれかに該当し必要と認められるとき発令される。

6. 火災予防

火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、消防団はその管轄区域内の火災予防の徹底を行うものとする。

- (1) 一般住宅の火の元点検

火災予防運動期間等を通じ、火気を取扱う設備器具などを重点的に点検するとともに、火災予防のための指導も併せて行うものとする。

- (2) 火気使用制限

火災予防上危険であると認められる場合においては、防災行政無線及び音声告知機などを利用し、山林・原野等において火入れ、たき火等をしないことなどについて速やかに町民に周知するものとする。

7. 消防活動の障害の除去等

町は、地震による火災発生時の類焼等の危険性の低減を図るため、消防活動が困難である区域の解消に資する道路、公園等の都市空間及び防火水槽等消防施設の計画的解消を図り、災害防ぎよに備えるものとする。

8. 日常的な防火教育・広報の推進

地震時の火災予防のためには、平素から、町民に対する防火教育・広報が重要である。町は、連携をとって防火教育・広報の推進を図るものとする。

第 12 節 危険物等災害予防対策計画

(総務対策部)

1. 目 的

この計画は、危険物・高圧ガス・爆発物・毒物・劇物等による人命及び建造物の災害を予防するため、施設の整備並びに危険物等の安全確保を図ることを目的とする。

2. 危険物施設の把握

町内における危険物施設等は、資料編資料 25 のとおりである。

3. 劇物取扱所の安全確保

劇物取扱所においては、災害時において、管理者等と十分に協力し、その管理体制の整備を図るものとする。

4. 危険物等の安全確保

取扱業者等は、特に次の事項等を整備し、安全確保に努める。

- (1) 貯蔵及び取り扱いの保安監督
- (2) 消火・警報設備の維持及び点検
- (3) 施設・設備の維持及び点検
- (4) 地震・火災等に対する防火対策
- (5) 毒物劇物取り扱い管理体制の整備

第 13 節 指定避難所等整備計画

(総務対策部、民生対策部、商工対策部、各施設管理担当課)

1. 目 的

この計画は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等による被害が生じたとき、町民を指定避難所等に収容する事態が予想されるため、地震時の火災、津波等から町民を守るため、安全かつ迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、指定避難所等の整備等を推進することを目的とする。

2. 指定避難所等の整備

(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所の確保

町は、小中学校・こども園・公民館・公園・空地等は、震災発生時には重要な指定緊急避難場所となるので、これらの確保に努めるとともに、地域の実情に即した指定緊急避難場所・避難路等の整備及び維持管理を推進するものとする。

指定緊急避難場所の中から避難所を指定する。特に文教施設については、大規模な震災発生時には指定避難所・給水所等災害対策の拠点となるため、特に夜間、休日等の場合の震災発生時における鍵の管理等の対応について各学校が教育委員会と協議の上、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 避難に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、指定避難所等案内表示板の設置や防災マップの配布など、平素から町民に対する周知徹底を図る。

(3) 指定避難所等の選定（資料編 資料 35、資料 36）

ア 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、指定避難所等内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。

イ 津波に対する安全性

沿岸部及び河川の下流域にあつては、津波による危険性を考慮し、安全が確保できる標高の地域あるいは場所であること。

ウ 公共性

指定避難所等は、いつでも容易に避難所等として活用できることと、付近の住民により認知されていることが必要であるので、公共的施設等を活用すること。

エ 生活必需品等の供給能力

指定避難所には長時間滞在することが予測されるので、食糧・飲料水・医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。

オ アスベストに対する安全性

アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難所等についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする）。

（４）指定避難所以外の施設の活用

避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

（５）積雪・寒冷期における避難路、避難所等の確保

町は県と連携し、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等によって除雪を促進するとともに、除雪施設の整備を行うことにより指定避難所等及び避難道路の確保を図る。

また、指定避難所に小型除雪機械やテントの整備を検討するとともに、施設の耐雪構造化に努める。さらに、毛布の備蓄、ストーブなどの暖房設備の確保等、指定避難所での寒冷対策に留意するものとする。

（６）観光地における指定避難所等の確保

町長が行う避難勧告の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれるため、多数の人が集まる観光地等においては、旅行者等も避難人口に含んだ安全な指定避難所及び指定緊急避難場所を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努めるものとする。

3. 指定緊急避難場所の整備

指定緊急避難場所は、区内の公民館・集会所等であり老朽化しているものが多い。このため、改修等を支援し耐震化による安全確保に努めるものとする。

4. 指定避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるように準備しておくとともに、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。また、指定避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

避難生活に必要な物資等は、なるべく指定避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄することに努める（食糧、飲料水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊出し用具等）。

なお、浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管する。

（１）通信機材

（２）放送設備

- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (5) 給水用機材
- (6) 救護所及び医療資機材
- (7) 仮設の小屋又はテント
- (8) 防疫用資機材
- (9) 工具類
- (10) 仮設トイレ（これに付随すべき消耗品を含む）

5. 避難路の指定・確保

町は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

- (1) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場がないものとする。
- (2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

6. 指定避難所等となる施設管理者との事前協議

町は、指定避難所等として指定した施設の所有者又は管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対応が円滑に行われるようにしておくものとする。

7. 一時的な施設の借り上げ等の準備

町は、多数の住民避難により指定避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の避難行動要支援者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な避難所の確保に努める。

8. 避難計画の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全、迅速かつ的確な避難を行うことができるよう次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めるとともに、関係機関への周知徹底や職員等の訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 指定避難所等の名称及び所在地
- (3) 指定避難所等への避難路及び誘導方法
- (4) その他

9. 避難に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から町民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 指定避難所等の所在等
 - ア 指定避難所等の名称及び所在位置
 - イ 避難所への避難路
- (2) 避難方法、運営等
 - ア 避難勧告等の伝達方法
 - イ 避難収容後の心得

10. 火災防止対策の推進

地震時における火災拡大を防止するため、耐震性貯水槽・消防自動車の整備、小型ポンプの更新等消火体制の充実を図るとともに、一般家庭については家庭に小型消火器を常備するよう積極的に指導するものとする。

11. 孤立予想集落

震災による交通路のと絶が長期にわたる場合、生活必需品・医薬品の不足あるいは急病人等の搬出、火災等の消火活動の遅れ等多数の問題を発生する。

これらの事態に対処するため、生活必需品、医薬品の確保等については、常に地区住民に広報し、周知を図る。

また、急病人、火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。

なお、孤立が予想される集落は、資料編資料 30 のとおりである。

第 14 節 防災体制の整備計画

(全庁、各関係機関)

1. 目 的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制に関する整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 町の体制

町においては、町防災会議が設置され、防災に関する総合的な施策の決定等を行っている。

このほか、町地域防災計画等に基づき、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

町においては、防災に関する以下の組織・体制を整えるものとする。

(1) 平常時の防災組織（湯梨浜町防災会議）

災害対策基本法第 14 条に基づき設置され、平時においては、湯梨浜地域防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進等を行うとともに、災害時には、災害復旧に関し、防災関係機関間の連絡調整等を実施する。

詳細は、第 3 章第 1 節「湯梨浜町防災会議」のとおりである。また、湯梨浜町防災会議委員等については、資料編資料 1 に湯梨浜町防災会議条例を示す。

(2) 災害発生時の防災組織

ア 湯梨浜町災害対策本部

災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置される。詳細は、風水害対策編第 3 編第 3 節「湯梨浜町災害対策本部」のとおりである。資料編資料 2 に湯梨浜町災害対策本部条例を示す。

イ 水防本部

風水害対策編第 3 章第 17 節「水防計画」のとおりである。

ウ その他の組織・体制

(ア) 災害対策本部室等（防災センター）の整備

本庁のほか、ハワイアロハホールを「防災センター」と称して整備を推進し、災害時における各種情報の迅速な収集及び共有化を図る。

(イ) 夜間及び休日等の待機体制（24 時間体制）

夜間及び休日における災害発生や事件・事故等の緊急事態にも即応するため、連絡体制を整え、迅速かつ的確な情報収集・伝達等の初動対応を図る。

(ウ) 災害対策要領（マニュアル）等の整備、周知

上記防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種災害対策要領（マニュアル）を整備し、防災訓練、組織改編及び人事異動等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知し、その習熟を図るものとする。

(エ) 専任の職員配置

災害情報の分析、最適な対応方針を検討立案する専任の職員の配置を検討する。

3. 関係機関の体制

その他の防災関係機関においては、それぞれが持つ防災に関する計画等に基づき、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

4. 防災関係機関相互の連携体制

災害時のみならず、平時から防災関係機関相互の連携を図ることは重要であり、本町においては「防災関係機関情報交換会」をはじめ各種会合等に参加して防災に関する情報共有を図るとともに、災害時には相互応援協定等に基づく連携を行うものとする。

(1) 関係機関の連携体制

災害時に防災関係機関相互が円滑に連携した対策を実施するため、平素から防災関係機関情報交換会や実務者会議等を通じて交流を図るとともに、相互の連携体制を整備し、防災に関する情報共有を図るものとする。

(2) 関係機関の長等の連絡体制

災害時に迅速な連絡調整や協議が可能となるよう、町、県、消防署、消防団、警察等の中でホットラインを確保する等、各防災関係機関相互で、平時から各機関の長又は幹部同士の連絡ルートを確立しておくように努める。

(3) 応援協定の充実化

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、各種団体等とあらかじめ応援協定等を締結し、人的・物的な支援を求め、支援を行う体制を構築する。

ア 町が締結する応援協定等

町において締結している防災に関する主な協定等及び締結先は資料編資料 89 のとおり。

イ 応援協定の維持管理及び注意事項

(ア) 応援協定等の維持管理

- a 締結した応援協定については、主管課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認するものとする。
- b 災害発生を想定した支援要請訓練を定期的に実施し、災害時の連絡ルート及び活動体制を確認するなど、協定の実効性の確保に努めるとともに、災害発生時に業務を継続することができるよう、業務継続の取組みを推進するものとする。
- c 協定の締結にあたっては主管課を定め、関係各課と随時必要な調整を図り情報共有するとともに、業務の分担をあらかじめ明確にしておくものとする。
- d 応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。

(イ) 応援協定等の注意事項

- a 応援協定等の締結は、原則として主管課が行うものとする。
- b 災害発生時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するかを随時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。
- c 協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。
- d 地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元企業・業種団体等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。
- e 物資・食糧品の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

5. 町の防災拠点等の確保及び整備

(1) 災害対策本部を設置する施設の整備

災害対策本部は、「町役場」に設置する。ただし、庁舎が被害により使用不能となった場合は、東郷支所又はハワイアロハホールに設置する。

活動拠点となる各施設について、対災害性(耐震化・浸水対策・停電対策など)を確保し、災害情報を入手した場合の職員等に周知するシステムの整備、職員対応マニュアルを作成する。

(2) 防災拠点の整備

地域防災拠点としてハワイアロハホール及び道の駅「はわい」を指定し、通信施設や必要とされる資機材の整備を図るなど、防災拠点としての機能の強化を図るものとする。

6. 業務継続の取組みの推進

(1) 業務継続の基本方針

町は、災害から住民の生命、身体、財産を保護する責務を有することから、災害発生時は応急対策業務に万全を尽くすものとする。また、優先度の高い通常業務についても、住民生活や経済活動への支障を最小限に止めるため、継続・早期再開を行うものとする。これらの非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源を確保するとともに、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障としない範囲で業務を実施する。

(2) 業務継続計画の策定

ア 町は、優先的に継続すべき通常業務の継続体制を定める業務継続計画の策定に取り組むものとする。

イ 業務継続計画策定後は、発動時に計画どおり実施できるよう、全職員への周知を徹底し、意識の向上に努めるとともに、定期的に訓練等を実施し、見直しを行うことにより、実効性を高めるものとする。

7. 湯梨浜町職員初動マニュアルの整備・活用

職員初動マニュアルについて整備・活用するとともに、防災訓練を通して問題点等を洗い出し、随時修正を行うものとする。

8. 平時から職員が講じておくべき対策

(1) 災害時における役割の把握

町職員は、職員初動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動に必要な対策を平時から講じておくものとする。

(2) 家庭等で被災しないための対策

町職員は、それぞれが非常時優先業務を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策をあらかじめ講じておくものとする。

ア 住宅の耐震化

イ 家具等の転倒防止対策

ウ 家庭内での備蓄（非常用食糧、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）

エ その他、鳥取県防災危機管理局ホームページの「日頃の備え」に記載する取組み

(3) 災害発生時の家族等との連絡方法の確認

町職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の災害時の家族との安否確認の方法を平時から把握確認しておくものとする。

(4) 登庁経路の危険度の把握

町職員は、登庁経路における危険度(土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など)を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

9. 職員派遣要請等の整備

(1) 県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制の整備

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制を構築する。

(2) 他市町村、県からの派遣職員の受入れ体制の整備

災害時において、他市町村、県からの派遣職員を円滑に受入れ、災害応急対策を実施するため、防災訓練等を通じ、受入れ体制の整備・検討を行うものとする。

(3) 災害時の他市町村への職員派遣体制の整備

ア 災害復旧に必要な技術等を有する職員の把握

町は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に県又は被災市町村からの職員派遣要請に対応するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員等をあらかじめ把握しておく。

イ 資機材の整備

町は、被災市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

ウ 通信機器の整備

町は、被災市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、衛星携帯電話及び情報収集端末等の通信機器を整備すると共に、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

第 15 節 物資・資機材等整備計画

(総務対策部、民生対策部)

1. 目 的

この計画は、災害に際して必要な物資・資機材の現況把握や緊急使用方法について定めておき、円滑な応急対策の実施に資することを目的とする。

町、県及び防災関係機関は、それぞれ防災物資・資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、地震災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

2. 防災資機材等の整備

(1) 防災資機材の整備

町は、災害時の応急活動用資機材の整備充実を図るとともに、県との連携により必要とされる資機材の整備に努めるものとする。

また、消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。

(2) 水防用資機材の整備

町は、地震時に水防上必要な資機材の整備充実を図る。

(3) 備蓄倉庫の整備

町は、備蓄倉庫の整備を図る(資料編資料 40 参照)。

3. 食糧、生活物資の確保

(1) 食 糧

町は、地域住民の応急食糧の備蓄を行うとともに、地域住民に食糧備蓄を奨励するものとする。

(2) 生活物資

町は、あらかじめ生活物資の備蓄に努めるとともに、販売業者と物資調達に関する協定を締結する。

第 16 節 医療(助産)救護体制の整備計画

(民生対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療（助産）の途を失うことが充分予想されることから、町、県、その他関係機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療（助産）救護体制を整備することを目的とする。

2. 医療（助産）救護体制の確立

町は、災害に備え、次のとおり医療（助産）救護活動体制を確立するものとする。

- (1) 負傷者の搬送体制を整備する。
- (2) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。
- (3) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。
- (4) 自主防災組織の活用方法を検討する。
- (5) 町内開業医、医師会等との協議により災害時の医療（助産）体制の整備を図る。

3. 災害拠点病院

県においては、災害時の拠点病院として地域災害拠点病院と基幹災害拠点病院を整備している。

- (1) 地域災害拠点病院（東・中・西の2次医療圏ごとに1か所）

広域搬送への対応、災害派遣医療チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出しを行う。

東 部	鳥取赤十字病院
中 部	鳥取県立厚生病院
西 部	鳥取大学医学部附属病院

- (2) 基幹災害拠点病院（県下に1か所）

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、災害派遣医療チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出し）を行うとともに、地域災害拠点病院の後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担う。

基幹災害拠点病院	鳥取県立中央病院
----------	----------

4. 医薬品等の備蓄体制

地震災害のため、医薬品等が不足することが予想されることから、町は、救護所及び後方医

療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

第17節 文教対策計画

(文教対策部)

1. 目 的

この計画は、地震時において学校等が幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）の安全確保に万全を期するとともに、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する体制を整備することを目的とする。

2. 学校等における措置

- (1) 学校長等は、次の事項に充分留意し、大規模災害対策計画を具体的に定めるものとする。
 - ア 児童・生徒の生命、身体的安全確保を最優先し、また心のケアに充分配慮したものとする。
 - イ 湯梨浜町地域防災計画に基づき、地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。
 - ウ 児童・生徒の行動基準並びに学校や教職員の対処、行動基準を明確にすること。
 - エ 緊急連絡等ができない事態を想定して、児童・生徒の引き渡し等については、保護者に充分理解されている対策計画であること。
 - オ 遠足等校外活動中や登下校時、夜間・休日における災害発生等の場合も想定したものとする。
 - カ 学校等が避難所となる場合の対策を含んだ計画であること。
- (2) 学校長等は、前記計画に基づき、教職員及び児童・生徒に対し計画的に教育、訓練を実施するとともに、保護者及び地域住民にも周知徹底を図る。

3. 学校防災組織の編成等

学校長等は、学校防災組織の編成等にあたって次の事項に留意する。

- (1) 学校防災組織の編成
災害発生時における教職員の役割分担をあらかじめ明確に定めておくものとする。
- (2) 教職員の緊急出動体制
夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に勤務体制を定め、教職員への周知徹底を図る。
- (3) 家庭との連絡
家庭訪問、保護者会等を通じて災害発生時の連絡先及び児童生徒等の引渡し方法等についてあらかじめ保護者と確認し、徹底しておく。

4. 施設、設備等の点検、整備

学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行うものとする。

5. 防災用具等の整備

医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。

6. 防災教育

学校長等は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行うとともに、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。

7. 防災訓練

学校長等は、児童生徒等及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

第 18 節 文化財災害予防計画

(文教対策部)

1. 目 的

この計画は、文化財を各種災害から保護することを目的とする。

2. 保護管理責任者

指定文化財の保護管理は、国指定・県指定・町指定ともにその所有者、又は管理者の責任において行うものとする。

3. 保護管理者の指導等

国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じて文化財保護委員会あるいは県教育委員会から保護管理に必要な命令（国）・勧告・指示が行われるが、町においても絶えず文化財の保護措置について留意し、保護管理責任者と協議し消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに、破損・腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続・方法等について適切な指導を行う。

4. 町における重要文化財

資料編資料 31 のとおりである。

5. その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるので、安易に破棄することがないように平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等の浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

第 19 節 防災通信体制整備計画

(総務対策部)

1. 目 的

この計画は、地震時に防災通信網を所管する機関が、施設・設備等の耐震性強化等災害に強い通信網の整備に努め、地震時の通信を確保できるようにしておくことを目的とする。

2. 防災通信体制整備

町は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の

点に留意して、国の補助制度等を活用して、防災行政無線、衛星通信ネットワーク等の防災通信体制の整備拡充を図るものとする。

- (1) 耐震性の強化
情報通信施設について、耐震性の強化に努める。
- (2) 伝送路の強化
災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。
- (3) 装置、資機材の充実
停電時に備えて、予備電源を確保する等の資機材の整備充実に努める。
- (4) 定期点検の実施
平常時から、災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施する。
- (5) 防災訓練の実施
通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を定期的を実施する。
- (6) 孤立予想集落対策
災害時に孤立が予想される集落に対し、緊急時の通信体制（衛星携帯電話）の整備を進める。

3. 携帯電話の活用

携帯電話によるメールは、比較的支障なく使用できるといわれている。災害時に携帯メールを活用するため、平素から次の措置をとり、体制を整えておくものとする。

町職員や消防団、自主防災会長等のメールアドレスをあらかじめ把握しておく。

第20節 防災拠点の整備計画

(総務対策部)

1. 目的

大規模な地震が発生した場合、建物の崩壊及び焼失等による罹災者が数多く発生し、また、道路、ライフライン等においても大きな被害を被るおそれがある。

町及び防災関係者は、災害時にこれら罹災者に対し迅速かつ的確な災害応急活動を行うための防災拠点の整備を図り、地震災害応急活動体制の確立を図るものとする。

2. 防災拠点の整備

町は、災害発生時に地域の災害情報の収集・伝達、救援・救護活動及び災害復旧等の災害応急活動を行う前線拠点として、ハワイアロハホール及び道の駅「はわい」を地域防災拠点として指定し、通信施設や必要とされる資機材の整備を図るなど、防災拠点としての機能の強化を図るものとする。県広域防災拠点（広域応援受入拠点）に東郷湖羽合臨海公園南谷地区及びその周辺（旧健康増進センター、羽合野球場及びトレーニングセンター）が指定されている。

また、災害時における地域住民の避難所及び防災活動の拠点として、町内の小中学校及び東郷支所、泊支所をコミュニティ防災拠点として位置づける。

防災拠点の主な機能は、次のとおりである。

- (1) 情報の収集・伝達（道路規制情報、被災情報の提供等）
- (2) 災害時の指定避難所等としての提供
- (3) 災害時のトイレの提供（断水時使用可能）
- (4) 災害時の非常電源の確保（非常用電源装置）

- (5) 救援物資の集積配分（防災倉庫、支援物資集積場等の機能活用）
- (6) 医療及び防疫
- (7) 応急給水活動の支援
- (8) 被災施設の応急復旧

第 21 節 防災幹線道路ネットワークの指定計画

（総務対策部）

1. 目 的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2. 緊急輸送計画

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、県指定の防災幹線道路と連携する物資の集積所及びヘリコプター場外離着陸場を指定する。

3. 緊急輸送道路等の整備

（1）交通施設の整備・耐震化

県緊急輸送道路について、災害の発生による施設の破損を防ぐため、道路、交通安全施設などの整備、耐震化を県に要請するとともに、町緊急輸送道路についての整備、耐震化に努める。

（2）代替経路の確保

町は、県等の関係機関と連携し、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成 17 年 3 月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

4. 輸送体制の推進

（1）輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

町は、災害時、緊急輸送道路・交通施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

（2）輸送体制の確保

町は、災害時における輸送体制の確保のため、町内運送業者等とあらかじめ協議を図り、応援協定を締結する等、平時から連携を図るものとする。

（3）輸送の支援体制

輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう物流関係の業種団体等に対して協力を要請できる体制の確保に努めるものとする。

災害時における円滑な連携を期するため、町は、県及び関係機関との間で、平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、防災関係機関間の情報共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

町は、他市町村からの応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

第 22 節 防災知識普及計画

(総務対策部、文教対策部)

1. 目 的

この計画は、町及びその他防災関係機関等が、その職員及び町民に対し、地震災害等の予防又は災害応急措置等防災知識・技術の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

普及に当たっては、①防災に関心をもち、②防災上の課題を解決できる知識・技術を学び、③具体的な行動ができるよう、段階的に資質向上を図るものとする。

また、住民が「自助」「共助」の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組みを実施するとともに、児童及び生徒等（この節において以下「児童等」という。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断のもとで防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育の取組みを積極的に推進することを目的とする。

2. 防災及び危機管理の基本的な考え方

防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、住民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うことが基本であり、住民もその役割を果たすことが被害の軽減に繋がる。

- (1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組みを総合的に推進すること。
- (2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組みを積み重ねていくこと。
- (3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

3. 普及計画

(1) 実施責任者

町及び防災関係機関は、災害予防及び応急対策に万全を期するため、それぞれ必要な防災知識・技術の普及を図るものとする。

(2) 防災関係職員に対する教育

町及び防災関係機関は、災害時の応急対策に万全を期するため、職員に研修会、講演会等により必要な防災教育を実施する。また、職員の知識・技術に応じて段階的に研修するものとする。

また、災害発生時の初動対応についてのマニュアル等を作成し、職員が迅速かつ的確に行動できるよう努めるものとする。

(3) 町民に対する防災知識・技術の普及

町は、町民を対象として、災害時等の措置について次により防災知識・技術の普及を図る。このとき、普及対象の知識・技術に応じて最も効果的な手段・内容となるよう計画するものとする。

また、点字や朗読、手話通訳等を用いて、障がいのある方などに対しても十分に知識を普及できるように配慮するとともに、自主防災組織や町内会・各種団体等を通じて、1人暮らしのお年寄りの世帯などについても日頃から防災知識の普及に努めるものとする。

ア ラジオ、テレビ、防災行政無線、音声告知機等の放送施設、FAX及びインターネット

の活用

- イ 新聞・雑誌等の活用
- ウ 広報誌・印刷物（パンフレット・ポスター等）の配布
- エ 映画・スライドの製作利用
- オ 広報車の巡回
- カ 講習会・研修会・展覧会・ワークショップ・図上訓練等の開催
- キ 見学・視察・現地調査・体験学習
- ク その他

（４）学校等における防災教育

町は、児童・生徒等を対象として、自らの身の安全を守る行動や地域の安全に役立つ行動についての学習、防災や自然災害等について知識・理解を深める学習等を実施するものとする。

（５）防災研修会、防災講習会等の開催

町は県及び防災関係機関と連携して、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。

（６）住民に対する防災知識の提供

町は、町ホームページ、広報紙、ＣＡＴＶ等を活用して住民に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の提供を行うとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

（７）体験型施設の活用

町は、災害体験型施設を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

ア 県内の体験型施設

（ア）県保有起震車（愛称「グラットくん」）

- ａ 震度１から震度７まで９つの震度階の揺れを再現可能
- ｂ 関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生するとされている東海地震等を想定した揺れを再現可能

（イ）近県の体験型施設

- ａ 人と防災未来センター（兵庫県）
- ｂ 山崎防災センター（兵庫県）
- ｃ 徳島県立防災センター（徳島県） など

（８）消防団及び自主防災組織との連携

町は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかける。

（９）避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

町は、避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア 視覚障がい者点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

イ 外国人用外国語版パンフレット等

（１０）男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

（１１）災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に

保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

4. 住民の責務

災害対策基本法により、住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

また、鳥取県「防災及び危機管理に関する基本条例」において、県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組み及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組みを推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待するものである。

(1) 日頃の備え

ア 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

(ア) 本町を取り巻く自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。

(イ) 気象注意報や気象警報等の発表時に適切な行動が取れるよう、発表内容の意味を理解する。

イ 家庭でする防災

(ア) 家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等固定などの安全対策もしておく。)

(イ) 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など)

(ウ) 指定避難所等や安全な避難路を確認しておく。

(エ) 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

(オ) 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。(体験利用等を通じてを、定期的に確認する。)

(カ) 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。

(キ) 3日分の食糧や飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備しておく。(ラジオも携帯する。)

(ク) 備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)

(ケ) 生活再建のための保険・共済等への加入を検討する。

ウ 地域でする防災

(ア) 自主防災組織を結成し、及び加入する。

(イ) 消防団等に加入する。

(ウ) 防災訓練や研修会に参加する。

(エ) 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。

(オ) 町と連携して地域の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

(2) 災害が起こりそうなとき

ア 家庭でする防災

- (ア) 町、県、鳥取地方気象台やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
- (イ) 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- (ウ) 危険な場所に近づかない。
- (エ) 危険が迫ってきたら、町長の発令する避難勧告等による避難、又は自ら自主的に避難する。
- (オ) 定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）
- (カ) 避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。
- イ 地域でする防災
 - (ア) 情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に避難行動要支援者に配慮する。）
 - (イ) 異常があれば、すぐに町又は倉吉警察署等関係機関に通報する。
- (3) 災害が起こったとき
 - ア 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）
 - イ 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（被災建築物の応急危険度判定）
 - ウ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

5. 防災教育の実施

(1) ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材を育成するために行うものである。

- ア 自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力
- イ 生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力
- ウ 自然災害発生メカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

(2) 基本方向

ア 学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

イ 防災対応能力を有する教職員の養成

学校等における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員や保育士等を養成する。

ウ 家庭・地域社会との連携

学校等における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

(3) 推進方策

ア 児童等を対象とした施策

- (ア) 児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容、あるいは保育活動に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育保育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。
- (イ) 県土整備部が実施している土砂災害、風水害についての学習メニュー教材等を各小学校や保育所等に普及させていく。

(ウ) 児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実化を図る。

(エ) 学校の授業やこども園等の保育活動に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

イ 教員や保育士を対象とした施策

(ア) 教員や保育士を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

(イ) 防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校等の教育目的と児童等の発達段階に応じた、教職員等による防災教育の実施を促進する。

6. 普及を要する事項

(1) 町地域防災計画の概要

(2) 災害予防措置

ア 地震等に係る災害予防の知識と心得

(ア) 食糧等、必要な物資の最低量の備蓄

(イ) 地震に強い家屋の知識等

イ がけ崩れなどの災害危険箇所

ウ 火災予防の知識と心得

エ その他

(3) 災害応急措置

ア 災害対策の組織、編成、分掌事務

イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法

ウ 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清潔方法等の要領

エ 災害時の心得

(ア) 津波予報の種別と対策

(イ) 火災等に巻き込まれたときの避難方法

(ウ) 適切な指定避難所等、避難路及び携帯品

(エ) 被災世帯の心得

(オ) 避難所における生活の留意事項

オ その他

(4) 災害復旧措置

ア 被災農作物に対する応急措置

イ その他

(5) その他の必要な事項

7. 普及の時期

普及の内容により、イベントは過去に大きな地震が発生した日や防災週間・防災とボランティア週間などの最も効果的な時期を選んで行うものとする。

また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとする。

第 23 節 自主防災組織の整備計画

(総務対策部、民生対策部)

1. 目 的

この計画は、自主防災組織の整備充実を図り、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

2. 自主防災組織の整備

- (1) 自主防災組織は、地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に基づき自主結成され、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織であり、町民は自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日頃の組織活性化に努めるものとする。

また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等は自主防災組織の活動に期待するところが大きいため、町民は、訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めるものとする。

消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

- (2) 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、集落等を基盤として自主防災組織を確立するものとする。また、町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図るものとする。

- (3) 日本防災士会鳥取県支部との連携及び防災士の養成・研修の支援

町は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。また、町民の防災士の養成及び研修を支援する。

3. 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、町や地域の実情に応じて定めるものとする。

ア 情報班	イ 救出班	ウ 消火班
エ 避難誘導班	オ 救護班	カ 給食・給水班

- (2) 組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

ア 活動班員については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救出班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医者・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することが重要なので、消防防災経験者（消防吏員、消防団員、警察官、自衛官、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（町内会役員、民生児童委員、PTA役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。

イ 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

ウ 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。

4. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の習得、向上、住民への防災意識の啓発
- イ 地域における危険箇所の把握及び広報（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- ウ 地域における避難経路・避難体制や消防防災施設等の把握及び広報
- エ 避難行動要支援者の把握と支援体制
- オ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- カ 指定避難所・医療救護施設の確認
- キ 簡易型災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、避難行動要支援者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施
- ク 防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立
- ケ 防災資機材の整備・点検、及び使用方法の確認

(2) 消防機関の協力

活動に当たっては、その実効性を高めるため、消防機関の協力を求めるものとする。

(3) 災害発生時の活動

- ア 要救助者の救出
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 地域住民の安否の確認
- エ 情報の収集・伝達
- オ 避難誘導及び指定避難所の開設・運営の支援
- カ 給食・給水

第24節 地区防災計画

（総務対策部、民生対策部）

この計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、区の特性等に応じた自発的な防災活動を地域住民等が実施することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

1. 地区防災計画の実施主体

この計画は、中央公民館及び分館単位の地域を基本とするが、地区等の単位の地域で策定することも可能とする。

2. 役割分担

この計画は、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」という観点から、地域住民等と町、消防局（署）及び消防団が連携して次のようなことを実施する。

(1) 地域の役割

- ア 自主防災組織の体制確立
- イ 定期的かつ実践的な訓練の実施
- ウ 防災マップ等（土砂災害警戒区域毎に緊急避難場所及び避難路を関係住民の合意を得て記載等）の作成による地域の危険箇所・設備等の状況把握
- エ 避難行動要支援者支援制度の取組による支えあい体制の構築
- オ 食料・防災資機材等の備蓄
- カ 防災教育啓発活動の実施

(2) 町の役割

- ア 防災知識の啓発
- イ 地域内の防災委員（リーダー）等の育成支援
- ウ 備蓄品・防災資機材等の整備に対する支援
- エ 防災訓練の実施支援

(3) 消防局（署）及び消防団の役割

消火訓練を含む各種訓練の実施に当たっての必要な指導・助言

第 25 節 防災訓練計画

（総務対策部、全庁）

1. 目 的

この計画は、町及びその他防災関係機関が単独又は共同して防災訓練を平素から充分に実施し、災害時に当たって災害応急対策の迅速かつ的確な遂行を期することを目的とする。

町民は、県や町、防災関係機関の実施する訓練に積極的に参加し、地震災害への対応策を体得するものとする。

2. 訓練の種別

実施する訓練は総合防災訓練、災害警戒本部・災害対策本部運営訓練、消防訓練、避難救助訓練、非常通信連絡訓練、非常招集訓練、救急訓練その他防災に関する訓練とする。

3. 訓練計画

訓練の計画樹立に当たっては、国・県・隣接市町・その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、地域住民等の参加を得てより実践的なものとなるよう努めるものとする。

各種計画の要旨は次のとおりである。

(1) 総合防災訓練

町及び県は、大規模地震等の発生を想定し、防災計画に定める各種災害対策の遂行に万全を期するため、防災関係機関と町民、その他関係団体の協力を得てその緊密な連携のもとに、本部運営、消防、避難、非常通信、非常招集、救急・救助、応急復旧等の個別訓練を基礎とする総合的な訓練を実施し、災害応急対策活動についての習熟、関係機関相互の協力体制の緊密化及び町民の防災思想の普及・高揚を図るものとする。訓練の実施に当たっては、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定するものとする。

(2) 災害警戒本部、災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集・分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部運営訓練を実施する。

(3) 消防訓練

消防機関及びその他防災機関は、地震災害時において消火、救助活動に当たる消防機関の消防戦術上における活動を円滑にするため、消防訓練を実施するものとする。

訓練は、公設消防機関と自衛消防隊（防火対象物の防火管理者が組織するもの）が行うものとに区分し、実施時期等については、それぞれの機関において年次計画を樹立し、随時行うものとする。

(4) 避難救助訓練

町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難の円滑な遂行を図るため、避難訓練を消防等の防災訓練及びその他の災害防ぎょ訓練と併せて、又は単独で実施するものとする。訓練の実施に当たっては、指定避難所等、避難路の確認、避難誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、消防計画に基づく訓練を実施するものとする。訓練実施に当たっては、警察、消防等関係機関の協力を求めることができる。

(5) 非常通信訓練

町及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速かつ確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年1回以上実施するものとする。

また、各種防災訓練の場を通じて、情報伝達訓練を実施し、通信設備や機器の習熟に努めるものとする。

(6) 非常招集訓練

町は、災害対策活動の従事者が有事に際し短時間に参集できるよう、非常招集訓練を実施するものとする。

訓練はおおむね次の項目により行うものとするが、災害の想定及び実施の細目は、各実施機関においてその都度定めるものとする。

ア 非常招集措置の平常時における整備

平常時に整備しておくべき項目

- (ア) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
- (イ) 招集の基準及び区分
- (ウ) 招集命令伝達、示達要領
- (エ) 非常招集の命令簿、非常招集訓練簿
- (オ) 非常招集の業務負担、配置要領
- (カ) 待機命令の基準
- (キ) その他非常招集のために必要とする事務処理

イ 非常招集命令の伝達示達

伝達、示達の方法は、その緊急性からもっとも早く到達する手段を選択すべきである。

有線電話、無線電話、略電報及び口頭による伝達のいずれにあっても、迅速、正確を期するよう留意して実施するものとする。

ウ 集合の方法

震災時に交通機関による登庁が困難となった場合、職員は自転車・徒歩等の手段で参集することになり、初動体制の遅れを招く事態が予想される。

したがって、自転車・徒歩による職員の登庁訓練を行い、発生から職員参集の所要時間を各対策部ごとに把握し、欠員等の不備が生じる場合には、あらかじめ調整を行うものとする。

エ 点 検

- (ア) 伝達方法、内容の確認点検
- (イ) 受令時間の確認点検
- (ウ) 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検
- (エ) 集合人員
- (オ) その他対策準備体制に関する点検

オ 訓練後の措置

訓練後は実施効果の検討を行い、非常招集の的確な実施のため改善是正を行うよう努め、

訓練記録を記載しておくものとする。

(7) 津波訓練

町及び防災関係機関は、津波発生時における情報伝達、避難等の訓練を実施する。

(8) 自衛隊災害派遣要請訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の派遣要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

災害対策本部長（町長）・災害対策副本部長（副町長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の派遣要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討する。

(9) 救急医療訓練

救急医療訓練が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとする。

(10) 簡易型災害図上訓練（D I G）

町は、地域（自主防災組織、自衛消防団、区等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

(11) 避難所運営訓練

町は、災害時の指定避難所の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練及び避難所運営ゲーム（HUG）を実施するものとする。

(12) 自主防災組織等との協力訓練

震災時においては、自主防災組織の応援、協力が不可欠なものである。

災害応急対策を円滑に実施するために、災害対策本部と自主防災組織間の情報伝達方法等確立し、訓練に組み込むよう努めるものとする。

また、自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。訓練の際は、防災関係に従事する町職員を派遣し、指導にあたるものとする。

非常時に有効な訓練例
(1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当及び救命訓練
(4) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
(5) 炊き出し訓練

(13) 避難行動要支援者の参加

災害時の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者の訓練への参加検討を図り自主防災組織による避難行動要支援者の把握を前提とした避難等の訓練を強化する。

この際、町障がい者地域自立支援協議会との連携を図るものとする。

(14) 通信連絡強化のための訓練

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、町アマチュア無線連絡会の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達を訓練する。

(15) 訓練後の評価

町及び防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

第 26 節 ボランティア受入計画

1. 目 的

この計画は、震災による被害の拡大を防止し、町及び防災機関の対応にあわせ、町民による自主的かつきめ細やかな対応のもとに、防災活動が円滑に行えるよう防災ボランティアの育成及び受入体制の整備を図ることを目的とする。

2. 防災ボランティアの育成

地震により大規模な災害が発生した場合、看護業務、避難場所等における炊き出し、食糧及び生活必需品の供給補助、アマチュア無線通信等の業務にボランティアの協力が不可欠なものとなる。

したがって、町においては、町社会福祉協議会、町アマチュア無線連絡会及び日赤県支部等と連携をとりながら、防災ボランティアの育成に努めるものとする。

3. ボランティアの受入れ体制の整備

町は、社会福祉協議会と連携して、必要とされる資機材等の備蓄・整備を行うものとする。
(資料編資料 83、84)

- (1) 災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、ボランティアコーディネーターとの連携強化に努める。
- (2) ニーズの把握に当たっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。
- (3) 町及び町社会福祉協議会は、ボランティアの受入体制や、災害時にボランティアが互いに連携した活動を実施出来る体制の整備に努めるものとする。
- (4) 町社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備
 - ア 町内のボランティアコーディネーターの養成及び組織化
 - イ 「災害救助ボランティア活動マニュアル」の作成
 - ウ 町ボランティアセンターの立ち上げ方法等についての研修
 - エ 災害時ボランティアコーディネーターの養成及び事前登録
 - オ 「災害ボランティアバンク」による災害ボランティアの事前登録体制の整備
 - カ 災害ボランティアの活動促進及び災害時の支援体制について関係機関で検討協議する場の設置

4. 医療救護関係ボランティア

被災者の人命救助や負傷者の手当では、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。

災害時には、この分野での日赤の活躍が大きく、本町の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から町独自のボランティア体制整備を図ることとする。

- (1) ボランティアの構成員

ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。
県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者
- (2) 活動内容

医療救護関係ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

 - ア 救命措置
 - イ 応急手当
 - ウ 巡回診療
 - エ 健康相談等の実施

(3) 活動体制の整備

町は、医師会、福祉保健局等からあらかじめ管内及び県内等からの派遣可能人員の把握に努め、災害発生時における医療不足の防止に努める。

5. 生活支援ボランティア

災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備並びに活動を効率的に進めるうえでのコーディネーターや組織化が必要である。

(1) ボランティアの構成員

ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。

ア ボランティア活動団体、青年団体、女性団体、土木建築関係団体、商工団体（町商工会等）、農林水産団体（農業協同組合町内各支所等）等

イ 民生児童委員（民生児童委員協議会）、自主防災会等

ウ 防災ボランティアとして登録された個人、災害時に駆けつけたボランティア

(2) 活動内容

ア 避難所設置以前

避難所設置、被災者の安否確認、被災者のニーズの把握等の支援を行う。

イ 避難所設置以後

（ア）避難所においては、給水、炊き出し、救援物資の仕分け、避難所の世話等の支援を行う。

（イ）在宅者については、高齢者、障がい者等の安否確認等、食事・飲料水の提供、移送サービス、建物のビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供等被災者の支援要請に応じて適宜実施する。

(3) 活動体制の整備

町は、町社会福祉協議会の「災害救助ボランティア活動マニュアル」作成にあたり積極的に協力するとともに、災害時における町ボランティアセンターと町災害対策本部との連携体制について、平素より協議を図るものとする。

第 27 節 避難行動要支援者対策の強化

(民生対策部)

1. 目 的

この計画は、町「避難行動要支援者避難支援計画」(平成 20 年 11 月策定)に基づき、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制を整備することを目的とする。

2. 地域安心拠点の整備

平時における町民相互の助け合いや適切な介護ケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は、町民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を整備するよう努めるものとする。

3. 避難行動要支援者に対する支援

(1) 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいい、町「避難行動要支援者避難支援計画」における、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者、難病患者等を対象とする。

対象要件は次のとおりとする。

ア 高齢者（65 歳以上）のみの世帯。

イ 身体障害者手帳 1 級、2 級及び一部の 3 級の身体障がい者、療育手帳 A の知的障害者並びに精神障害者保健福祉手帳 1 級の精神障がい者

ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める要介護認定要介護状態区分 3 以上の要介護者

エ 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）による難病患者

オ アからエまでに掲げる者のほか、町長が認める者（妊産婦、乳幼児、5 歳未満の幼児、日本語に不慣れな外国人及び日中一人居り高齢者等）

(2) 避難行動要支援者の状況把握・共有化等

町は、町「避難行動要支援者避難支援計画」の「情報の収集・共有・提供に係る方針」に基づき、避難行動要支援者に関する情報（要配慮者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）把握を平時から実施する。また、町障がい者地域自立支援協議会等と連携して、情報の把握方法を決定し、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第 49 条 10 項）

町は、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には、支援組織等（消防、警察、民生児童委員、区、社会福祉協議会、自主防災組織等）に提供することができる。

4. 避難行動要支援者利用施設における体制整備

(1) 町は、平時から、社会福祉施設などの主として避難行動要支援者が利用する施設（以下「避難行動要支援者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。

ア 災害時の応援協定の締結

イ 福祉避難所としての指定

ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立

エ 施設利用方法等を確認

オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

- （２）町は県及び施設管理者と連携して、避難行動要支援者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。
- （３）施設管理者は、県が作成した「避難行動要支援者利用施設避難対策指針」を参考に、町と連携して各施設の避難計画を作成するものとする。

５．避難行動要支援者の把握と情報伝達体制の整備

- （１）避難行動要支援者の日常的把握

町は、民生児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通し、高齢者、障がい者等の要配慮者の状況を把握するよう努めるものとする。

- （２）障がい者・外国人への情報伝達方法の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者・外国人に対し、ＦＡＸやインターネットによる情報提供及び手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の派遣・協力体制の整備に努めるものとする。

また、町は避難行動要支援者への防災知識の普及啓発に努めるものとする。

６．避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提であることから、町は、避難支援等関係者が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分配慮する。また、その旨を避難支援等関係者及び名簿掲載避難行動要支援者へ周知するよう努める。

第 28 節 農業災害予防計画

（産業対策部）

１．目 的

農作物の防災基盤を確立するため、水害・干害等の災害に対する防災指導について定めるものとする。

２．農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害を及ぼすおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会、総合事務所農林局、農業改良普及所等県関係機関及び各農業関係機関・団体と協議又は協力を得て、農作物等の防災に関する耕種畜産技術対策の樹立と普及徹底に努めるとともに、必要に応じこれらの関係機関を構成員とする農業対策協議会を設置するものとする。

３．農作物の災害予防対策

農作物の災害予防対策については、その都度県の指示あるいは独自の判断により、その対策を樹立するが、災害多発地帯については平素からパンフレットの配布等により指導の徹底を図るものとする。

第 29 節 被災者支援計画

（総務対策部、建設対策部、民生対策部）

1. 目 的

災害により被災した住民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

2. 被災者支援体制の整備

(1) 私人の間における紛争の防止及び調停体制の整備

ア 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

イ 地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

(ア) 地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

(イ) 地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

(2) 被災児童等の援護体制の整備

町は県総合事務所・中部教育局と連携して、メンタルケアやこども園の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

(3) 被災者台帳

町は、一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努める。台帳作成に当たりマイナンバーの取得・利用を検討する。

第 30 節 帰宅困難者対策の強化

(総務対策部)

1. 目 的

この計画は、災害等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

2. 帰宅困難者対策の推進

町は、駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

(1) 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

(参考：帰宅困難者の設定例)

ア 自宅までの帰宅距離が 10 k m 以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能

イ 自宅までの帰宅距離が 10～20 k m の人は、帰宅距離が 1 k m 増えるごとに 10% ずつ帰宅者を削減

ウ 自宅までの帰宅距離が 20 k m 以上の人は、徒歩帰宅は困難

エ 妊婦、幼児、障がい者等は、自宅までの帰宅距離が 10 k m 以下であっても徒歩帰宅は

困難

(2) 帰宅困難者に対する基本的な対策

ア 帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

(ア) 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、住民に対して周知徹底する。

(イ) 住民に対して、日ごろから次のような取組みを行うよう啓発する。

- a 正確な情報収集をするためのラジオの携帯
- b 地図、懐中電灯の準備
- c 簡易食糧（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
- d 家族との連絡手段・集合場所についての話し合い
- e 安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認
- f 歩いて帰る訓練の実施
- g 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

イ 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や、ＪＲ西日本の駅等への職員派遣体制を整備するものとする。

(3) 帰宅困難者を支援する対策

ア 情報収集・提供の体制整備

町はＪＲ西日本・日の丸自動車・日本交通と協力し、帰宅困難者が発生すると予想される松崎駅、泊駅における情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

イ 帰宅支援の協力体制の整備

町は、県が帰宅困難者支援協定を締結しているコンビニエンスストア及び外食事業者の協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）の位置を住民に周知する。また、町内の店舗業者と帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行うための協定締結に努める。

ウ 妊婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

町は、妊婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第31節 ため池・樋門の管理体制の強化

（産業対策部、建設対策部）

1. 目的

この計画は、ため池や樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2. 実施主体

(1) ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施する。

なお、ため池の管理者は町や地元集落、土地改良区、農事組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、町は県と連携して管理者に対

し、技術的な支援や意識啓発等を実施するものとする。

(2) 樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施する。

3. ため池の管理体制の強化

(1) ため池の状況把握

町は、町内の重要なため池について、現状把握に努めるものとする。

特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

(2) ため池の管理体制の強化

ア 町は県が行うため池パトロール等の施設点検に協力し、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。

イ 町は、ため池管理者に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配付するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとする。

ウ 町、県、ため池管理者は、災害の発生が予測されるときにため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池管理者から町、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

エ 町は、重要ため池や危険ため池をハザードマップ等に示し、住民への周知に努めるものとする。

(3) ため池の管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適正な管理がなされていないため池については、町は県と連携し、管理体制を確保するものとする。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に町が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとする。

第 32 節 災害時の事業継続の取組みの促進

(総務対策部、商工対策部)

1. 目 的

この計画がその役割を果たすため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

2. 事業継続に向けての取組みの支援

(1) 町は県と連携して、事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（CSR）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

(2) 町は県と連携して、事業継続マネジメントシステムの国際規格化の動向等も踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及

を図るものとする。

第 33 節 地震災害に関する調査研究

(総務対策部)

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道等の高密度化・生活慣習の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。

したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、町、県及び防災関係機関は、協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

- (1) 地盤の構造、活断層の状況
- (2) 地震活動の状況
- (3) 津波の遡上
- (4) 消防水利等の状況
- (5) 危険物等大量可燃物施設の状況
- (6) 電気・ガス等の設置等の状況
- (7) その他必要な事項
 - ア 地震時の交通障害等に関する事項
 - イ 建造物の不燃化・耐震化に関する事項

第 3 章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止することを目的とする。

第 1 節 湯梨浜町防災会議

町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、湯梨浜町防災会議が置かれている。

その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

1. 組 織

(1) 会 長 湯梨浜町長

(2) 委 員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

イ 鳥取県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

ウ 町を所轄する警察署長

エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 消防団長

キ 鳥取中部ふるさと広域連合消防局の職員のうちから町長が任命する者

ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3 人以内

2. 所掌事務

(1) 湯梨浜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 湯梨浜町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3) 湯梨浜町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係指定地方行政機関・県・関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

(5) そのほか法律又はこれに基づく命令により、その権限に属する事務。

3. 湯梨浜町防災会議委員等の状況

湯梨浜町防災会議を構成する委員等の状況は資料編資料 1 「湯梨浜町防災会議条例」のとおりである。

第 2 節 湯梨浜町災害警戒本部

1. 湯梨浜町災害警戒本部の設置

町の地域において地震が発生し、又は地震が発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、総務課長は湯梨浜町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

2. 警戒本部の組織

警戒本部に本部長を置くほか、警戒本部会議及び対策部をもって組織する。
なお、総務対策部のなかに事務局を置く。

(1) 警戒本部長

- ア 警戒本部長は、総務課長がその任務に当たる。
- イ 警戒本部長は警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ウ 警戒本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。
第1位 企画課長 第2位 その場の最高責任者

(2) 警戒副本部長

- ア 警戒副本部長は、企画課長がその任務に当たる。
- イ 警戒副本部長は本部長を補佐する。
- ウ 警戒副本部長が不在等の非常時には、その場の最高責任者がその任務を代理する。

(3) 本部員

本部員は、総務課長が指名する者を充てる。

3. 設置及び廃止

(1) 警戒本部の設置

震度5弱又は津波警報により、災害警戒本部を設置する。

警戒本部の設置の基準は、本章第4節「配備及び動員計画」に定める第2配備（警戒体制）のとおりとする。

(2) 廃止の基準

警戒本部は、おおむね次の基準により総務課長が廃止する。

- ア 町内各地域における危険がなくなつたと認めるとき。
- イ 当該災害により被害が確認され、第3配備（非常体制）へ移行した場合

(3) 設置及び廃止の公表

災害警戒本部を設置及び廃止を行った場合は、町職員に速やかに周知する。

4. 警戒本部の任務等

警戒本部の主な任務は以下のとおりとする。

- (1) 地震情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達
- (2) 町ホームページ等による情報提供や注意喚起
- (3) 第3配備（非常体制）への移行を視野に入れた災害への警戒・監視

第3節 湯梨浜町災害対策本部

1. 湯梨浜町災害対策本部の設置

町の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、町長は湯梨浜町災害対策本部条例に基づき、湯梨浜町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。なお、本部未設置の場合においても、町長は必要があると認めるとき、本部設置に準じて災害対策を行うものとする。

2. 災害対策本部の組織

本部に本部長を置くほか、本部会議及び対策部をもって組織する。
なお、総務対策部のなかに事務局を置く。

(1) 本部長

- ア 本部長は、町長がその任務に当たる。
- イ 本部長は町本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ウ 本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。
第1位 副町長 第2位 総務課長 第3位 企画課長

(2) 副本部長

- ア 副本部長は、副町長がその任務に当たる。
- イ 副本部長は本部長を補佐する。
- ウ 副本部長が不在等の非常時には、総務課長がその任務を代理する。

(3) 本部員

本部員は、各対策部の部長がその任務に当たり、町長が指名する者を充てる。

3. 設置及び廃止

(1) 設置の基準

町本部の設置の基準は次のとおりである。

本部の設置の基準は、本章第4節「配備及び動員計画」に定める第3配備（非常体制）の
とおりとする。

(2) 廃止の基準

町本部は、おおむね次の基準により町長が廃止する。

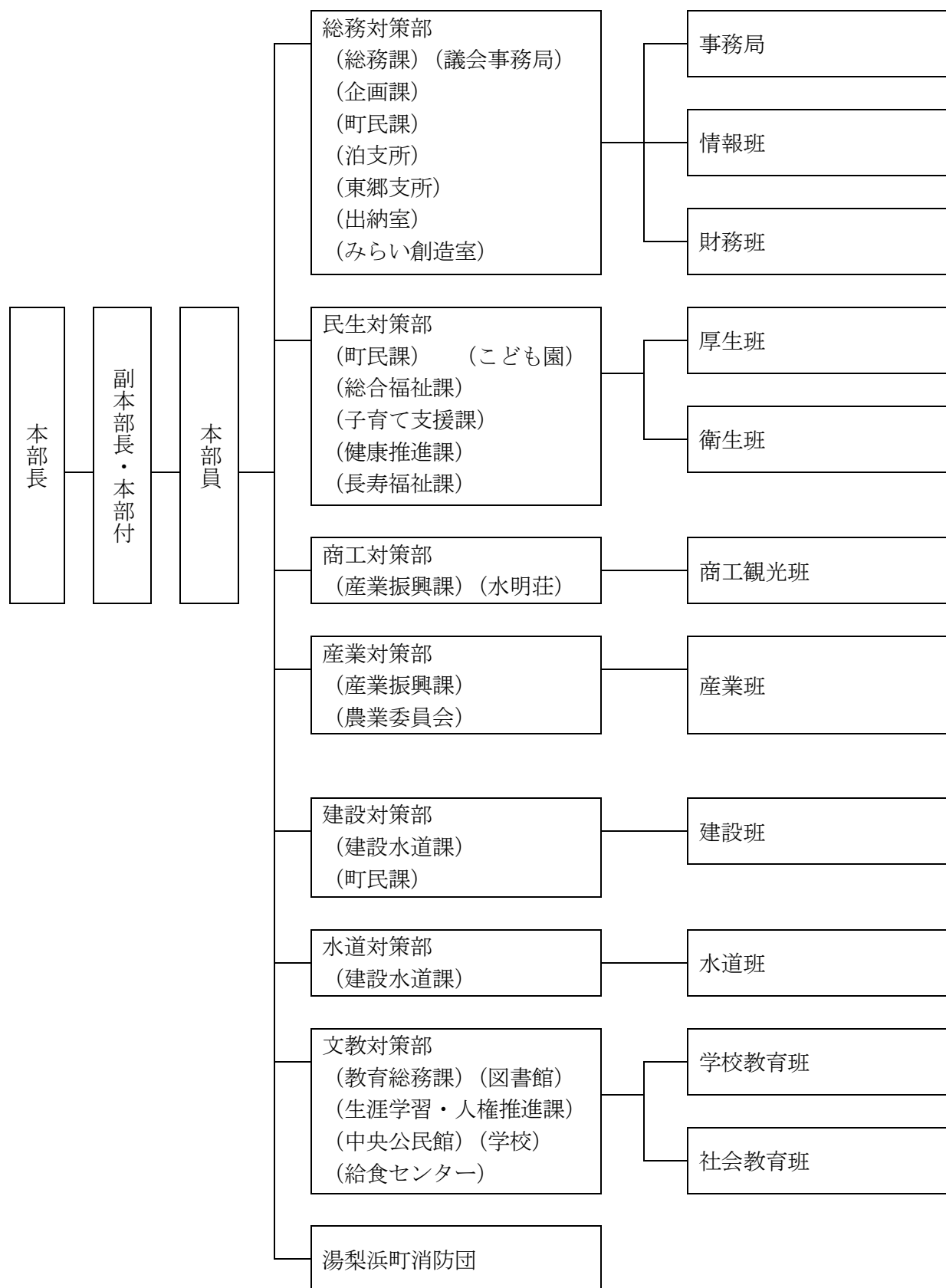
- ア 町内各地域における危険がなくなつたと認めるとき。
- イ 当該災害に係わる災害予防対策及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止の公表

本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び町民に対し、防災行政無線・音声告知機・電話・その他の迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
町職員	庁内放送、電話、町防災行政無線（同報系、移動系）、口頭、電子メール	総務課
県危機管理局	電話、県防災行政無線、災害情報システム、情報連絡員（リエゾン）	総務課
倉吉警察署	電話、口頭	総務課
鳥取中部ふるさと広域 連合消防局	電話、口頭	総務課
防災会議構成機関	電話、口頭	総務課
隣接市町	電話、県防災行政無線、電子メール	総務課
消防団	電話、町防災行政無線（移動系）	総務課
一般住民	電話、情報連絡員、町防災行政無線（同報系）、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報メール（エリアメール）、アマチュア無線	総務課
報道機関	電話、FAX、口頭	総務課
湯梨浜町の関係機関	電話、FAX、口頭、情報連絡員（リエゾン）	総務課

○災害対策本部組織図



○災害対策本部分掌事務

部 名	班 名	所管担当部署名	所 掌 事 務
総務対策部	事務局	総務課 (防災対策係)	1. 災害対策本部の事務局に関する事 2. 災害対策活動の総括及び調整に関する事 3. 本部会議（本部員）に関する事 4. 各部との連絡調整に関する事 5. 県・警察・消防機関・防災関係機関・自治会等との連携に関する事 6. 自衛隊等派遣の広域応援要請に関する事 7. 気象情報等の受領及び報告に関する事 8. 防災行政無線及び防災放送に関する事 9. 職員の非常招集及び解除に関する事 10. 職員の動員及び配備・調整に関する事 11. 職員の安否確認に関する事 12. 緊急輸送用車両の確保及び配車に関する事 13. 災害救助用自動車の借上げに関する事 14. 災害対策資機材の保管、調達に関する事 15. 災害救助法による救助計画及び実施に関する事 16. 激甚災害の指定に関する事 17. 他部の所管に属しない事 18. その他被災地における民生安定に関する事
	情報班	総務課 (総務係) 企画課 泊支所 東郷支所 みらい創造室 議会事務局	1. 被害情報の収集及び集計に関する事 2. インターネット、ホームページ等による災害情報の収集・連絡に関する事 3. 災害写真等記録の整備に関する事 4. 各部（班）、防災関係機関との情報収集・伝達に関する事 5. 住民に対する指示・要請及び情報等の伝達に関する事 6. 通信の確保に関する事 7. 報道対応、本部来訪者に関する事 8. その他本部長が指示する災害応急対策に関する事
	財務班	総務課 (財務管財係・人事給与係) 出納室 町民課 (住民戸籍係・賦課徴収係・評価係)	1. 応急物資の調達に関する事 2. 職員及び対策活動協力者への給食に関する事 3. 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事 4. 来庁者の避難誘導、庁内負傷者の応急救護に関する事 5. 被災調査及び罹災証明に関する事 6. 災害による税の減免及び納期延長に関する事 7. 災害対策の予算措置に関する事 8. 罹災者の被害状況のとりまとめに関する事 9. 被災者の被害状況調査に関する事 10. 被災者名簿の作成に関する事 11. 仮設住宅への入居者選考に関する事

部 名	班 名	所管担当部署名	所 掌 事 務
			12. 被災職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること 13. その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
民生対策部	厚生班	総合福祉課 子育て支援課 長寿福祉課 こども園	1. 被災者の救出に関すること 2. 指定避難所の確保・設置及び運営に関すること 3. 地区内の情報収集及び本部への伝達に関すること 4. 避難者の把握及び避難者名簿の作成に関すること 5. 障がい者・高齢者世帯等の援護対策に関すること 6. 避難行動要支援者の支援に関すること 7. 被災者への食糧以外の生活必需物資の確保及び配分に関すること 8. 自主防災会等による災害活動〈救護・炊事〉促進に関すること 9. 社会福祉施設、児童福祉施設の被災調査及び応急対策に関すること 10. 町社会福祉協議会及び関係機関との連絡調整に関すること 11. 日赤県支部との連絡調整に関すること 12. ボランティア団体との連携に関すること 13. ボランティアセンターとの連携・協力に関すること 14. 義援物資の受付、管理、義援金の取扱いに関すること 15. 災害救助法の適用に係る事務の総括に関すること 16. 災害救助法に関すること 17. 罹災者の生活相談の受付に関すること 18. その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
	衛生班	町民課 (住宅／環境廃棄物対策係) 健康推進課	1. 保健衛生施設及び医療機関の被害調査及び応急対策に関すること 2. 救護所の設置及び応急救護、医療、助産等に関すること 3. 医薬品・衛生資器材の調達に関すること 4. 医療機関との連絡調整に関すること 5. 廃棄物処理施設の被災調査及び応急対策に関すること 6. 一般廃棄物、し尿の収集及び処理に関すること 7. し尿処理業者との連絡調整に関すること 8. 防疫に関すること 9. 感染症の調査、報告及び応急対策に関すること 10. 被災者の保健指導に関すること 11. 汚染地域の消毒に関すること

部 名	班 名	所管担当部署名	所 掌 事 務
			12. 遺体の捜索・処理・埋葬の実施に関する事 13. 死亡獣畜の処理に関する事 14. その他応急衛生対策に関する事 15. その他本部長が指示する災害応急対策に関する事
商工対策部	商工観光班	産業振興課 (商工観光係) 水明荘	1. 生活必需品等の価格安定に関する事 2. 労働力の確保に関する事 3. 観光客の避難、救助等安全対策に関する事 4. 観光施設の被災調査及び応急対策に関する事 5. 商工業の被害調査及び応急対策に関する事 6. その他本部長が指示する災害応急対策に関する事
産業対策部	産業班	産業振興課 (農林水産係・果物 大国／梨振興係) 農業委員会	1. 被災者への食糧の確保及び配分に関する事 2. 農地、農作物及び農道、農業施設の被災調査及び応急対策に関する事 3. 被災農林業者の被害調査及び災害資金融資に関する事 4. 飼料、種苗、肥料の調達に関する事 5. 家畜及び家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事 6. 農林災害復旧事業の総括、資材の確保等に関する事 7. その他本部長が指示する災害応急対策に関する事
建設対策部	建設班	建設水道課 (建設係) 町民課 (住宅／環境廃棄物対策係)	1. 道路、橋架、河川等の被害調査、警戒及び監視に関する事 2. 土砂災害対策に関する事 3. 河川の水量、水位情報、降雨量等の資料収集・報告に関する事 4. 場外離着陸場、緊急輸送路、幹線道路の確保に関する事 5. 仮設道路、交通規制等の応急交通対策に関する事 6. 災害で発生した障害物・がれき等の除去処理に関する事 7. 土木災害復旧事業の総括、資材の確保等に関する事 8. 被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関する事 9. 応急仮設住宅の設置に関する事 10. 公営住宅の応急修理に関する事 11. 建設業者との連絡調整に関する事 12. その他本部長が指示する災害応急対策に関する事
水道対策部	水道班	建設水道課 (上水道係・下水道係)	1. 管路・配水池の被災調査及び応急復旧に関する事 2. 飲料水・生活水の確保、応急給水に関する事 3. 水質検査に関する事

部 名	班 名	所管担当部署名	所 掌 事 務
			4. 下水道処理施設等の被災調査及び応急復旧に関すること 5. 仮設トイレの設置等に関すること 6. その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
文教対策部	学校教育班	教育総務課 給食センター 学 校	1. 学校教育施設等の被災調査及び応急対策に関すること 2. 児童生徒の避難誘導に関すること 3. 教科書・学用品の調達あっせんに関すること 4. 応急教育の実施に関すること 5. 給食に関すること 6. 教職員の動員及び確保に関すること 7. 指定避難所等施設の供与に関すること 8. その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
	社会教育班	生涯学習・人権推進課 中央公民館 図書館	1. 社会教育施設等の被災調査及び応急対策に関すること 2. 災害活動に協力する社会教育関係団体の連絡に関すること 3. 指定避難所等施設の供与に関すること 4. 災害時の文化財保護に関すること 5. その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
消防団	—	—	1. 消防、水防に関すること 2. 町内の巡回・警戒に関すること 3. 救助、救出等救急業務及び人命救助に関すること 4. 避難者、避難行動要支援者等の避難誘導に関すること 5. その他本部長が指示する災害応急対策に関すること

注 1) その他災害対策本部の指示すること。

注 2) 災害対策本部設置後は、出納室及び議会事務局は総務対策部に、こども園は民生対策部に、農業委員会は産業対策部に、公民館・図書館は、文教対策部にそれぞれ編入する。編入後は、各対策部長の指示により、各対策班に別れて災害応急対策を実施する。

4. 町本部の任務

(1) 本部は災害対策の推進にあたり、関係組織を一元化し、その円滑なる運用を図り、災害予防及び災害応急対策を実施するものとし、全て本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。

ア 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整

イ 災害に係る各種情報収集

ウ 緊急輸送路確保のための連絡調整

エ 関係機関への応援要請（要請手続等については、本章第 2 節「配備及び動員計画」による）

オ 県（現地対策本部）との連絡調整

カ 生活物資等の調達、輸送に係る調整

キ 円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整

ク 住民の安心安全情報の提供

(2) 災害対策本部の所掌事務

ア 災害対策本部の所掌事務は、別表2のとおりとする。

イ 災害対策本部が設置されていないときであっても、各課（支所・室）は、災害対策本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。

ウ なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、総務課が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

5. 本部室の設置

(1) 本部に本部室を置き、本部室は湯梨浜町役場内に置く。

ただし、特別の事情があるときは、本部長が定めるところに置くことができる。

また、庁舎が使用不可能な場合は、ハワイアロハホール又はその他状況に応じて適切な公共施設に設置する。

(2) 本部室には、本部の所在を明確にするため「湯梨浜町災害対策本部」の標識を掲げる。

(3) 本部室には事務局を置き、事務局長には総務課長をもって充てる。

6. 本部会議

(1) 本部会議の構成

ア 本部会議は、本部長・副本部長及び本部員（各対策部長）をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、状況に応じて必要な本部員が本部会議に参加するものとする。

イ 本部会議の庶務は、事務局が担当するものとする。

(2) 本部会議の開催

ア 本部長は本部の運営並びに災害対策の推進に関し必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

イ 本部員は本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長へ申し出るものとする。

(3) 本部会議の協議事項

ア 本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本的方針に関すること。

ウ 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

エ その他災害対策に関する重要事項。

(4) 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当対策部長は他の関係対策部長と緊密な連携のもとに迅速なる実施を図るものとする。

(5) 複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生した場合は、災害対策本部に指揮系統を一本化し、情報の収集・連絡・調整に努める。

7. 災害対策本部設置前の措置

災害対策本部を設置する前に次の措置を講ずるものとする。

(1) 緊急突発的な大災害が発生した場合において、出動した職員により体制づくりを行い、本部設置に伴う諸準備を行う。

(2) まず町内の情報収集が必要であり、出動した職員をもって情報収集班を組織し、情報収集に当たる。

- (3) 電話が不通となった場合は各地域に職員を派遣し、情報を収集する。
- (4) 町民の人身の安定を図るため、防災行政無線・音声告知機・広報車などにより、災害情報、指定避難所、連絡方法等を繰り返し広報する。

8. 現地災害対策本部

本部長は、災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると思われるときは、現地対策本部を設置することができるものとする。現地災害対策本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

第4節 配備及び動員計画

(全 庁)

1. 目 的

この計画は、地震発生時において災害を防ぎよし、又はその拡大を防止するために平素から防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2. 配備計画

地震時において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するためとすべき体制は次の基準によるものとする。

なお、職員は動員の指示がなくても、テレビ・ラジオ等で直ちに状況を把握し自主的に配備につくものとする。

段階	配備基準	配備内容
第1配備 (注意体制)	1. 町あるいは周辺地域で震度4の地震が発生した場合。 2. 津波注意報が発表されたとき。 3. 震度の大きさに関わらず、地震により被害が発生し、対策が必要となった場合。 4. その他町長が必要と認めたとき。	1. 関係各課において、情報連絡を密にし、応急対策等を協議のうえ、防災活動に従事するものとする。 2. 関係各課においては、第2配備に対する準備を行うものとする。
第2配備 (警戒体制)	1. 町あるいは周辺地域で震度5弱～5強の地震が発生した場合。 2. 津波警報(津波)[2m程度まで]が発表されたとき。 3. 震度の大きさに関わらず、地震により被害が発生し、対策が必要となった場合。 4. その他町長が必要と認めたとき。	1. 災害応急対策の実施に関係する各課においては、情報連絡を密にし、応急対策等を協議のうえ、中規模の発生に対して、防災活動に従事するものとする。 2. 関係各課においては、第3配備に対する準備を行うものとする。
第3配備 (非常体制)	1. 町あるいは周辺地域で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2. 津波警報(大津波)[3m～10m以上](特別警報)が発表されたとき。 3. その他町長が必要と認めたとき。	町職員は、全職員あけて防災活動に従事するものとする。

(備考) 上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき適用する。

本部体制	基 準	本部体制					配備体制
	震 度	本部長	副本部長	本部付	事 務 局		
		町 長	副町長	教育長	総務課長	総務課	
災害警戒本部	5弱～5強	待 機			登 庁		第 2 配備

災害対策本部	6 弱以上	登 庁	第 3 配備
--------	-------	-----	--------

3. 動員計画

(1) 職員の動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、動員計画により動員を行うものとする。

課 名	動 員 数			備 考
	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	
総務課 防災担当 総務担当 財政担当	2	3 1 1	全 員	
町民課 税務担当 東郷支所 泊支所 町民生活担当	1 1 1	1 2 1 1		
企画課 広報・情報担当	1	3		
みらい創造室				
総合福祉課 福祉担当	1	2		
子育て支援課		1		
健康推進課		1		
長寿福祉課	1	2		
議会事務局				
出納室				
産業振興課 農林水産担当 商工観光担当 水明荘	1	3 1		
農業委員会				
建設水道課 建設担当 上下水道担当	1 1	3 3		
教育総務課		1		
生涯学習・人権推進課		1		
公民館（分館）		1		
図書館				

ア 動員数の増減

各課長は、必要と認める範囲内において、総務課長と協議のうえ動員数を適宜増減することができる。

イ 防災連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。

(イ) 防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報・

指示等の発受に関する連絡とする。

(ウ) 防災連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を総務課長まで連絡するものとする。

(2) 消防団の動員計画

消防団員の動員については、消防団長独自の判断で行うことを原則とする。

ただし、災害の態様、災害応急対策の状況等に応じて、本部長は消防団長に消防団員の動員を命令することがある。

なお、出動の基準、招集方法等は第2章第11節「消防計画」による。

(3) 動員指示の伝達系統及び方法

職員の動員は、次の系統により伝達するものとするが、各防災連絡責任者は、平素から関係者に対する連絡方法等を十分に考慮しておくものとする。

ア 勤務時間中

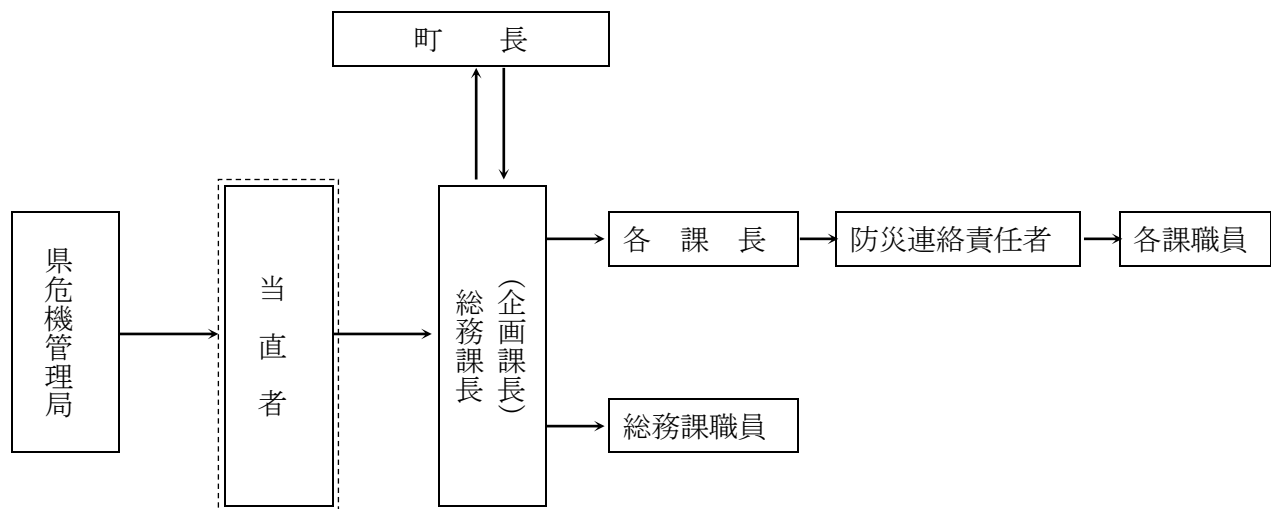
(ア) 県防災行政無線、FAX等により配備計画に定める地震情報等の通知を受けた場合、総務課長は関係各課（支所・室）に伝達するとともに庁内放送、電話、電子メール等により徹底する。

(イ) 各課長は、関係職員に連絡し、あらかじめ定める応急対策業務に従事させる。

イ 勤務時間外、休日

(ア) 本庁舎当直者は、配備計画に定める地震情報等が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに電話、電子メール等により総務課長（不在のときは企画課長）に連絡するものとする。

(イ) 総務課長は、当直者から連絡を受けた場合は、町長に連絡するとともに、警戒体制への移行、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。



(注) 破線は勤務時間外、休日

(4) 職員の登庁・待機

職員は常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

職員は常に地震情報等に注意し、災害が発生すると思われるとき（第2配備以上の配備体制が必要と判断されるとき）は、防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁し、待機するよう心掛けるものとする。

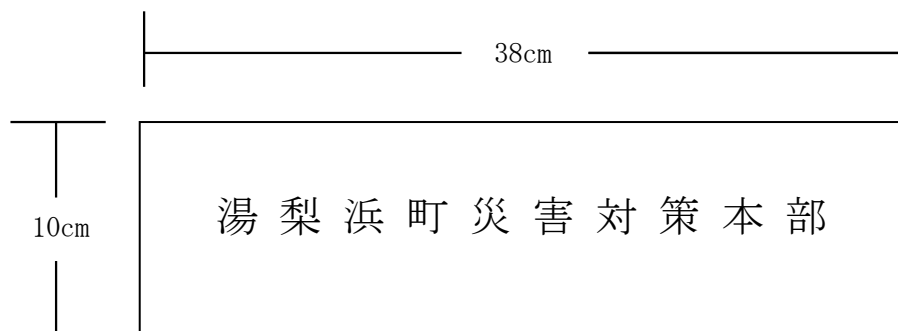
特に、庁舎付近在住の職員は積極的に早期の登庁に心掛ける。

登庁の基準、場所、留意事項等は「湯梨浜町職員初動マニュアル」に従うものとする。

(5) 標 識

ア 腕 章

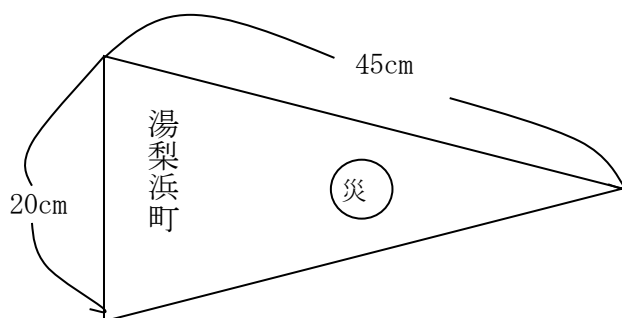
災害時において、防災活動に従事する町職員は、規則等において別段の定めがある場合を除くほかは、次のような腕章を帯用するものとする。



(備考) 地色は白、文字は赤とする。

イ 標 旗

災害時において、使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の標旗を付けるものとする。



(備考) 地色は黄、文字は黒、(災)は直径5cmの赤とする。

(6) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合、全職員が災害応急対策にあたることとされているため、各部長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど職員の適切な交替に配慮するものとする。

また、長期の対応が必要となると想定される場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

4. 職員の派遣要請

町は、職員の状況を把握し、自らの職員の確保が困難場合は、県中部総合事務所、県又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

(1) 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

- (2) 派遣（応援）が決定・実行された場合、本部長（町長）、派遣（応援）職員の受入体制を整備する。
- (3) 職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

5. 県内市町村への応援

町長は、県内他市町村より直接応援要請を受けた場合、もしくは知事より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、町が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力するものとする。

第5節 地震情報等伝達計画

（総務対策部）

1. 目 的

この計画は、緊急地震速報及び地震情報・津波警報等の伝達について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、地震、津波情報等の伝達計画

(1) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 大津波警報・津波警報・注意報及び津波予報

津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。（運用開始時期：平成 25 年 3 月）

ア 大津波警報・津波警報・注意報の発表方法

（ア）従来の津波警報（大津波）、津波警報（津波）は、それぞれ大津波警報（津波特別警報に位置づけられる）、津波警報と表記する。

（イ）津波の到達予想時刻は、同一の津波予報区でも大きく違う場合があることを明示する。

（ウ）地震の規模推定の不確定性が大きい場合の地震規模（マグニチュード）は、「M8を超える巨大地震」と表現し、津波観測に関する情報において、観測された津波の高さが、予想される津波の高さよりも十分小さい場合は、数値ではなく「観測中」と発表する。

（エ）沖合の津波観測に関する情報を、従来の観測情報とは別に新設。沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さは、津波予報区単位で発表し、その高さが予想されている高さよりも小さい場合は、数値ではなく「推定中」で発表する。

イ 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報の 分類	津波の高さ予想の区分		発表する津波の高さ
	発表基準	数値表現	定性的表現

大津波警報 (津波特別警報)	10m～ 5m～10m 3m～5m	10m<予想高さ 5m<予想高さ≤10m 3m<予想高さ≤5m	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	1m～3m	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m～1m	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)

ウ 沿岸で観測された津波の高さの発表内容（津波観測に関する情報）

発表中の警報・注意報	第1波	最大波(数値発表基準)
大津波警報	・到達時刻 ・押し引き	観測値>1m (基準に満たない場合は「観測中」で発表)
津波警報		観測値≥0.2m (基準に満たない場合は「観測中」で発表)
津波注意報		すべて数値で発表 (ごく小さい場合は「微弱」)

エ 沖合で観測された津波の高さ、沿岸で推定される津波の高さを数値で発表する基準（沖合の津波観測に関する情報）

発表中の警報・注意報	沿岸の推定値を数値で発表する基準	沖合の観測値及び沿岸の推定値の表現	
		沿岸の推定値が基準に達した場合	沿岸の推定値が基準に満たない場合
大津波警報	3 m<沿岸の推定値	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	沖合の観測値は「観測中」、沿岸の推定値は「推定中」で発表
津波警報	1 m<沿岸の推定値		
津波注意報	すべて数値で発表	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	

オ 津波予報

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（３）地震・津波に関する情報の種類及び内容

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。 なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表

区分	情報の種類	発表内容
		されない。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。県内には46の震度観測点あり。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
地震解説資料（準即時的な情報）		県内において震度4以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表。
	各地の満潮時刻・津波予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表。

（４）大津波警報・津波警報・津波注意報、地震情報等の発表及び伝達

警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報及び津波予報

（ア）大津波警報・津波警報・津波注意報の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第8条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺すうの地及び災害により適時に受けることができなくなった市町村の長が行う場合がある。

（イ）鳥取県は、全域が1つの予報区であり、予報区の名称は「鳥取県」である。

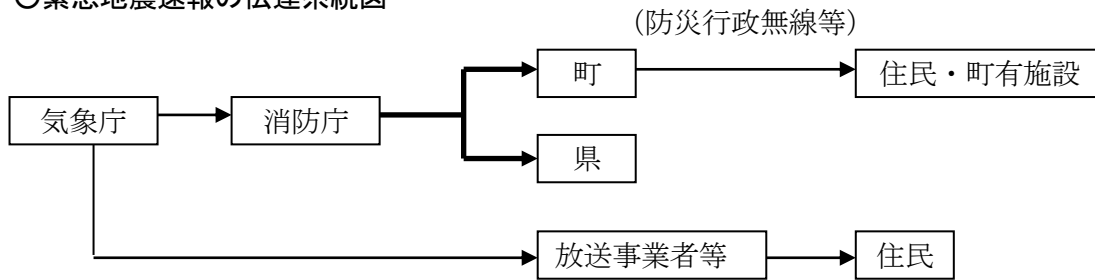
イ 地震情報

地震に関する情報については、主に鳥取地方気象台が発表する。

（５）津波警報・津波注意報、地震情報等の伝達系統

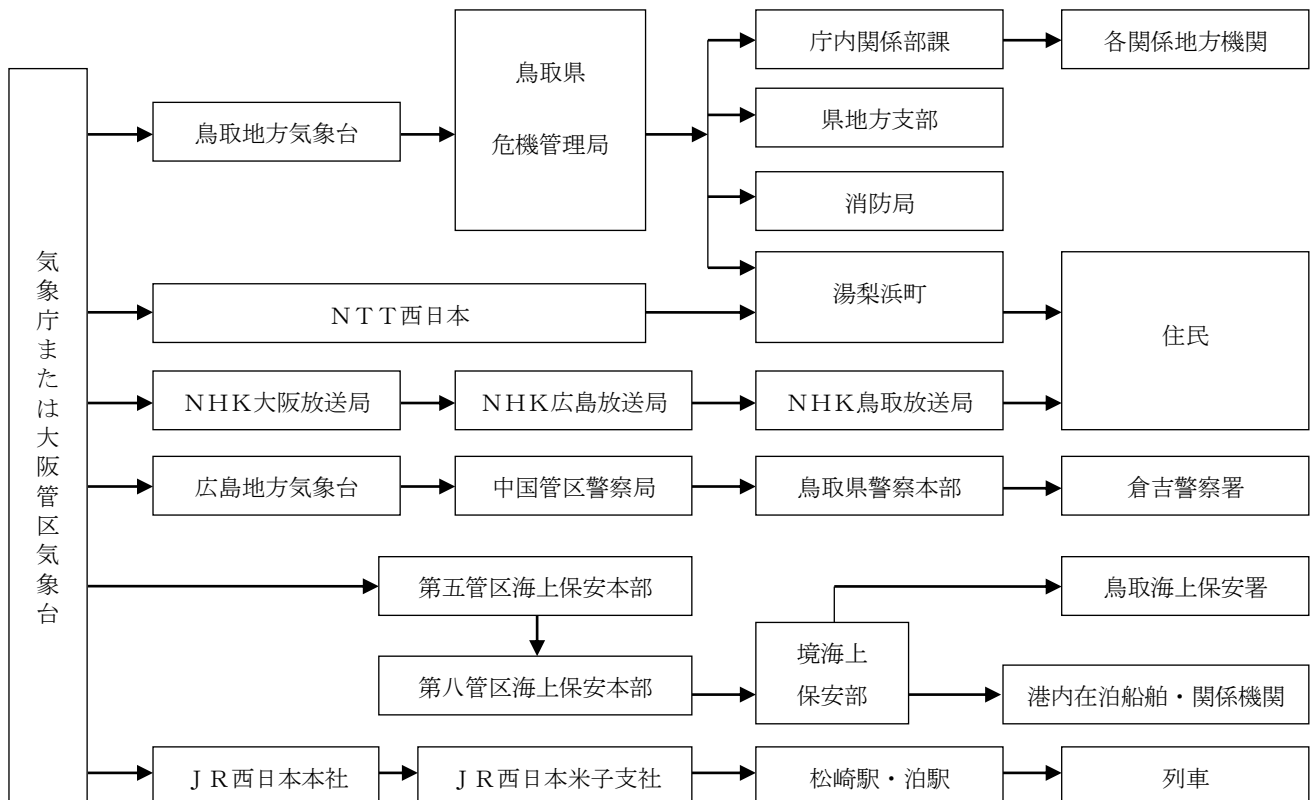
ア 地震情報の伝達系統は、第3章第7節「災害通信計画」のとおり。但し、緊急地震速報については以下のとおり

○緊急地震速報の伝達系統図



※ → は J - A L E R T により伝達されるルート

イ 津波警報・注意報・予報等の伝達系統は、以下のとおり。



(注) 必要がある場合の補助ルートとして、鳥取地方気象台から鳥取県警察本部、NHK鳥取放送局、境海上保安部に情報が伝達される。

(6) 津波警報等発表時の措置

鳥取県気象台から津波注意報又は津波警報が発表されたときは、町は直ちに防災行政無線、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報メール（エリアメール）、音声告知機及び広報車等により津波注意報又は津波警報が発表されたこと、及び直ちに高台に避難することが必要であることを沿岸地区の住民、海水浴客、釣り人、海辺の観光客、沿岸部の工事関係者等に広報するものとする。

(7) 地震時における津波警戒による自衛措置

気象庁の行う津波予報は、地震発生後遅滞なく発表されることになっているが、町においては、津波警報・注意報発表中及び未発表であって震度4以上の地震を感じたときは、津波の早期来襲に備えて次の措置をとる。〔震度4の地震は、つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。また、歩いている人も揺れを感じる。〕

ア 津波の監視

(ア) 町は、地震の後、津波の発生を警戒するため海岸に近い地区住民からなる監視員を定め、震度 4 以上の地震発生後 30 分間は海面の状態を監視し、津波状況を速やかにとらえ総務課へ報告するものとする。〔日本海北部で地震が発生した場合、津波の到達には 2 時間程度かかるので注意が必要である。〕

(イ) 海面の監視場所は、監視者の安全確保を考慮の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

(ウ) 町は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

イ 報道の聴取

(ア) 町は、津波警報・注意報発表中及び震度 4 以上の地震発生後少なくとも 1 時間は NHK 放送に注意し、必要に応じ適切な対策を講ずるものとする。

(イ) 町は、住民が NHK 放送や防災広報等を聴取し、自衛措置に努めるよう周知するものとする。

ウ 避難勧告・指示等

海面の監視、報道の聴取により被害を伴う津波の発生が予想される場合は、町は住民に対して避難の勧告・指示等必要な処置をとる。

エ 県及び隣接沿岸市町への連絡

町は、津波のため住民に避難勧告・指示をした場合、速やかに県及び隣接沿岸市町にその旨連絡する。

3. 異常現象発見時における措置

(1) 潮位の異常な変動等、異常現象を発見したものは、速やかに町長、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

(2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、所属組織を通じてその旨を自治体及び関係機関に通報するものとする。

(3) (1) 又は (2) により通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとともに、関係地域の住民に周知する等、必要な措置をとるものとする。

ア 鳥取地方気象台

イ 管轄する県の地方機関（中部総合事務所県土整備局・中部総合事務所農林局）

ウ その他必要と認める関係機関

エ 当該災害に関係ある隣接市町

第 6 節 災害情報収集計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害関係情報を迅速かつ的確に収集し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

2. 被害状況等の収集

(1) 一般被害等の調査及び収集

一般被害等の把握及び災害応急対策の実施状況等の調査・収集にあつては、各対策部が直接収集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は総務対策部長を通じ、消防団長に依頼できるものとする。収集した情報の取りまとめは総務対策部情報班が行う。

なお、この計画では総括的報告の処理について定め、各課から総務課への被害報告は資料編 32 の様式による。

○一般被害等

- ・人的被害 ・住家被害 ・非住家被害 ・火災の状況 ・罹災世帯数 ・罹災者数
- ・避難準備（要配慮者避難）情報、避難勧告・指示発令の状況 ・避難所の設置状況
- ・消防団員出動状況 ・災害対策（警戒）本部設置状況 ・避難者の状況（自主避難を含む。）
- ・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等 ・孤立集落関係
- ・その他、応急措置を行うにあたり県等の支援が必要となる状況（各種被災地ニーズ）

（２）実施部被害の情報収集

- ア 災害が発生したときは、各対策部は所掌事務に関する被害の状況及び応急措置の概要を調査し、直ちに当該部の対策部長に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告を行うものとする。
- イ 各部長は、総務対策部情報班に報告を行い、総務対策部情報班は報告を受けた被害の状況等を取りまとめ、本部長（町長）に報告するとともに、その写しを各対策部に配付するものとする。

（３）情報伝達・共有にあたっての留意事項

- ア 情報の伝達・共有にあたっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。
- イ 情報の伝達は、電話、電子メール、FAX、町防災行政無線、町ホームページ等により行う。
- ウ 災害現場の写真を可能な限り撮影し、情報の伝達、共有に活用するものとする。
- エ 避難情報等の住民の身体的安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、確実かつ情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

３．災害情報の報告

（１）被害状況等の報告

- ア 災害等が発生した場合、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする（県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告）。報告に当たっては、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月消防庁通知）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月消防庁長官通知）による報告と一体的に行うものとする。（要領及び様式については、資料編参照）
- イ 一般被害等の報告については、総務対策部事務局が中部総合事務所関係各課に行うものとする。

（ア）即 報

「火災・災害等即報要領」に掲げる基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、電子メール又はFAX等により県本部事務局（未設置の場合は県危機管理局）及び管轄する県地方支部（支部未設置の場合は中部総合事務所（地域振興局））に報告するものとする。

（イ）中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、概ね 3 時間ごとに報告するものとする。なお、報告の間隔等については、県と協議のうえ災害の状況に応じ変更することができる。

（ウ）確定報告

当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、速やかに文書をもって報告す

るものとする。

(2) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 町から県（国）への報告

(ア) 町は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後 30 分以内に、県（本部事務局又は危機管理局）及び中部支部（中部総合事務所）に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）

なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。

(イ) 火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（(ア)により、併せて県に対して報告。）

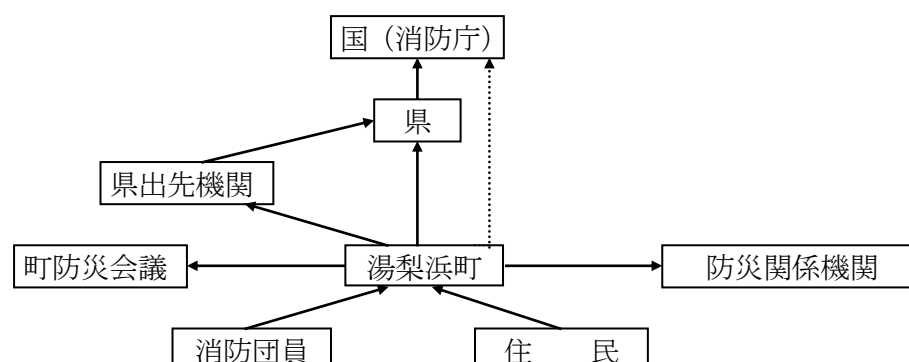
○火災・災害等即報要領の報告基準

種 類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等) ※
災 害 (町)	(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 県対策本部又は町対策本部を設置したもの (3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの (4) 地震（県内で震度 4 以上） (5) 風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、堤防の決壊、高潮、強風、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの） (6) 雪害（雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの） (7) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	(1) 地震（県内で震度 5 強以上） (2) 左記（5）のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

※ 直接即報については、鳥取中部ふるさと広域連合消防局が報告

(3) 報告（通報）系統

火災・災害等即報の報告（通報）系統は、次のとおりである。



○（参考） 国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	N T T回線		防災無線		
平日（9：30～18：15） 総務省消防庁 応急対策室	電話番号	03-5253-7527	電話番号	18-6-8090-5017	中央防災無線
				18-7-9049013	消防防災無線
				17-5-048-500-9049013	地域衛星電話
	F A X	03-5253-7537	F A X	18-6-8090-5043	中央防災無線
				18-7-9049033	消防防災無線
				17-5-048-500-9049033	地域衛星電話
上記以外 総務省消防庁 宿直室	電話番号	03-5253-7777	電話番号	18-6-8090-5010	中央防災無線
				18-7-9049102	消防防災無線
				17-5-048-500-9049102	地域衛星電話
	F A X	03-5253-7553	F A X	18-6-8090-5041, 5045	中央防災無線
				18-7-9049036	消防防災無線
				17-5-048-500-9049036	地域衛星電話

4. 個人情報の取扱い

（1）安否情報の収集及び提供に係る方針

ア 大規模事故等の多数の被災者が発生した場合、被災者本人による安否情報の家族等への伝達が困難であること、被災者の家族等が被災者の生命身体の安全を保護するために必要であるが、家族等へ早急の個別連絡は困難であること等の理由により、事故の規模が大規模である場合においては被災者の安否情報等の提供・公開の意義は大きい。

イ 町は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、事故に応じて個別具体的に、事故の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、湯梨浜町個人情報保護条例第8条第4号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。

ウ なお、検討に当たっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。

エ 安否情報収集に当たっては、個人情報保護の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することを検討する。

オ また、公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反することがないよう個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

（2）町の災害時における個人情報の取扱方針

町は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。

なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

ア 収 集

（ア）原則個人が特定される情報は収集しない。

（イ）災害対策基本法に基づき、町が救援活動の調整を行う必要がある場合には、活動に必要な情報のみを収集する。

イ 提 供

(ア) 原則個人が特定される情報は提供しない。

(イ) 報道及び第三者に対しては、町が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

(ウ) 大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

(個人情報の保護よりも公益が上回る例)

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

ウ 上記の方針に基づいた、災害時の収集提供の具体的項目は次のとおりである。

(○：全部収集・提供、△：一部収集・提供、×：収集・提供しない)

(ア) 人的被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
住所等	収集	△	住所及び発生場所 (大字まで)	○	住所及び発生場所	○	住所及び発生場所
	提供	△	〃	△	住所及び発生場所 (大字まで)	△	住所及び発生場所 (大字まで)
性別	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
年齢	収集	△	年代まで	○		○	
	提供	△	〃	△	年代まで	△	年代まで
氏名	収集	△	死亡の場合に限る	○		○	
	提供	△	〃	△	死亡の場合に限る	△	死亡の場合に限る
被災状況	収集	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別(症状等を含む)	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別(症状等を含む)	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別(症状等を含む)
	提供	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで
発生原因	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
搬送先病院	収集	×		○		○	
	提供	×		○ ×		○	
その他	収集	×		×		○	被災者について説明する内容(持ち物や服装、身体的特徴など)
	提供	×		×		○	〃

(イ) 住家被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
発生場所	収集	△	大字まで	○		○	
	提供	△	〃	△	大字まで	△	大字まで
所有者名	収集	×		○		○	
	提供	×		×		×	
破損状況	収集	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
浸水	収集	○	床上・床下	○	床上・床下	○	床上・床下
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
被害概要	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

(ウ) 避難状況

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
避難地域	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
世帯数	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
人数 (総数及び要援護者区分別人数)	収集	△	総数に限る	○		○	
	提供	△	総数に限る	○		○	
避難先 (場所、施設名)	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
避難時刻	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

第7節 災害通信計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速

確実にを行うことを目的とする。

2. 災害時の通信

(1) 災害時における通信の方法

災害時における通信連絡を的確に実施するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行うものとする。

種類	使用不能となる場合・特徴等
防災行政無線（地上系）	・ 停電時には非常用電源で機能。
防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
N T T加入電話（一般）	・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・ 回線の切断時や停電時是不通。
携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。（メール通信は比較的有効。） ・ 中継局の設備破損や停電時是不通。（数時間は予備バッテリー）
衛星携帯電話	・ 一般的に輻輳しにくい。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
N T T加入電話（災害時優先） 携帯電話（災害時優先）	・ 指定電話のみ使用可。 ・ 一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。

(2) 通信手段の確保

町が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は防災行政無線、加入電話等により速やかに行うものとする。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル」を提供するので、町は平素からその利用方法等について周知に努めるものとする。

ア 電話の利用

非常通話、緊急通話を利用するものとする。

(ア) 災害時優先電話の利用

町は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、あらかじめ災害時優先電話として登録している電話を利用する。

(イ) 非常通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、次の

(a) ～ (h) に掲げる事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される上記の災害時優先電話を使用し、通信を行う。

(a) 気象、水象、地象又は地動の観測の報告又は警報を内容とする通話であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの

(b) 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報又はその警戒、予防に関する通話であって水防機関相互に行うもの

(c) 災害の予防又は救援に関する通話であって、消防機関又は災害救助機関相互に行うもの

(d) 交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関する通話であって、輸送に直接関係ある機関相互に行うもの

(e) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関する通話であって、通信の確保に直接関係ある機関相互に行うもの

(f) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関する通話であって、

電力の供給に直接関係がある機関相互に行うもの

(g) 秩序の維持に関する通話であって、警察機関相互に行うもの

(h) 災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関等）に対し行うもの

(ウ) 緊急通話

緊急通話は、次に掲げる内容の通話については、一般通話に優先して接続される災害時優先電話を使用し、通信を行う。

a 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者が、その予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間又はこれらの機関相互に行うもの

b 天災事変その他の災害に際し、新聞社、通信社又は放送事業者の相互間で行う通話であって、その災害状況を報道するもの

イ 電報の利用

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

ウ 防災行政無線の利用

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

(ア) 災害対策本部指令及び指示

(イ) 被害状況報告

(ウ) その他災害に関する連絡

(3) 通信途絶時における措置

ア 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

運用要領は、以下のとおりである。

(ア) 非常通信の内容

a 人命の救助に関すること。

b 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。

c 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。

d 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること。

e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

h 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

i 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。

j 災害対策基本法第 57 条の規定により、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。

k 災害対策基本法第 79 条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は町長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。

l 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。

m 災害救助法第 24 条及び第 71 条第 1 項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

n 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

(イ) 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- a あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する）
- b 本文（字数は、1通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること）
- c 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する）

(4) 衛星携帯電話・無線電話等の活用

ア 情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

イ 災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

町は必要に応じ、移動無線機、移動電源車、携帯電話の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

機関名	種 類	貸与条件等	台 数	備 考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約 1,300 台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入。
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車 1 台 (発電容量 100kVA)	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
KDDI 中国総支社	携帯電話		20 台	・申請書（郵送又は F A X）による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
NTT ドコモ 中国支社	携帯電話		100 台	・電話による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		20 台	

(5) 放送機関に対する放送要請

町長は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを要請するものとする。

第 8 節 災害広報・広聴計画

(総務対策部)

1. 目 的

この計画は、災害応急対策の実施に当たって得られた各種情報をいち早く共有することにより、町民の不安を解消するとともに、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動並びに適切な広聴活動を行うことを目的とする。

2. 実施責任者

総務対策部情報班は、各対策部から報告のあった被害状況等を中心に、広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対して広報活動を行うものとする。

3. 広報実施計画

(1) 基本方針

町は、町内の被害情報、各機関の応急対策状況等を集約・整理し、一元的な広報を実施する。また、広報活動に関しては、広報を担当する情報班と他の対策部班との緊密な連絡のもとに、統制の取れた、しかも迅速な情報の発表を行うものとする。

ア 庁内各部

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡するものとする。

イ 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

ウ 一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめて防災行政無線、町ホームページ、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報メール（エリアメール）等の伝達方法を用いて広報する。

エ 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部会議に諮ったうえ、本部長（町長）、副本部長（副町長）あるいは総務課長又は本部長から特に指名された者が発表するものとする。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。

対象機関	広報手段
庁内各課	電話、電子メール、庁内放送、町防災行政無線
各関係機関	電話、電子メール、広報車、町ホームページ、町防災行政無線、CATV、災害情報システム
一般住民、被災者	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報メール（エリアメール）
報道機関	電話、電子メール、FAX、VTRテープ、災害情報システム（Lアラート）

(2) 広報資料の収集

ア 災害資料

通常は、本章第6節「災害情報収集計画」によるが、必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関等においても積極的に協力するものとする。

イ 災害写真

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真にも留意する。

ウ 県への要請

必要に応じ、報道機関への資料提供等について県災害対策本部事務局（本部未設置の場合は県危機管理局）に要請するものとする。

(3) 広報事項

各機関に発表する事項は、次のとおりである。

ア 災害対策本部の設置又は廃止。

イ 地震、津波及び余震に関すること。

- ウ 地震災害の状況に関すること。
 - (ア) 地震・津波等災害の種別
 - (イ) 地震の発生日時
 - (ウ) 震源地、地震規模、津波の発生状況、災害発生場所
 - (エ) 全般的概況
 - (オ) 災害の規模

- エ 避難に関すること。
 - (ア) 避難勧告等に関すること。
 - (イ) 避難所等に関すること。

- オ 応急対策活動の状況に関すること。
 - (ア) 救護所の開設に関すること。
 - (イ) 交通機関、道路の復旧に関すること。
 - (ウ) 電気、水道等の復旧に関すること。
 - (エ) 電話の利用と復旧に関すること。

- カ その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）。
 - (ア) 給水、給食に関すること。
 - (イ) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - (ウ) 防疫に関すること。
 - (エ) 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - (オ) 医療に関する情報
 - (カ) 安否情報
 - (キ) 風評被害防止のための安心・安全情報

(4) 津波警報・注意報の広報

津波が発生するおそれがある場合、発表される津波警報・注意報より、事前にこれに対処するため、避難に必要な注意事項をとりまとめ、各種伝達方法を用いて住民及び関係機関に周知するものとする。

なお、一人暮らし又は夫婦のみの高齢者世帯及び聴覚障がい者等への広報については自主防災組織の訪問等により行うものとする。

4. 広聴実施計画

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、町は、次により広聴活動を実施する。

(1) 被災者相談窓口の設置

ア 町は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。

イ また、指定避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

ウ 特別総合行政相談所の開設要請

町（民生対策部厚生班）は、各種行政手続き等に対するニーズが高い場合、鳥取行政評価事務所行政相談課に対して行政機関等が一堂に会し、ワンストップで相談を受け付ける「特別総合行政相談所」を開設することを要請する。特別総合行政相談所を開設する場合には、町（民生対策部厚生班）は、当該相談所を開設できる場所を確保する。

(2) 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

(3) 問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

(4) 個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、本章第6節「災害情報収集計画」による。

第9節 避難計画

(総務対策部、民生対策部、文教対策部、商工対策部、町消防団)

1. 目的

この計画は、地震災害時において、町長等の避難指示権者が行う避難の指示・勧告等の基準及び要領を定めて危険区域内の住民及び滞在者等を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 実施責任

災害による避難勧告等は、それぞれの法律に基づき次の者が行うが、災害応急対策の第1次の責任者である町長を中心として相互に連携を取り、住民の避難措置を実施するものとする。

発令の権限委譲順位は、以下のとおりとする。

第1位 副町長 第2位 総務課長 第3位 企画課長

なお、学校等における児童・生徒・園児の集団避難は、町長等の避難措置によるほか、町立学校においては、町教育委員会の教育長の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は町長・教育長等の指示を待つことなく実施できるものとする。

また、湯梨浜学園においては、設置者が避難措置を行う。

3. 避難勧告等の基準及び伝達方法

(1) 避難勧告等の類型

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況。	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常避難行動ができる者は、計画された指定避難所等への避難行動を開始。
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況。 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・人的被害の発生した状況。	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動。

(2) 避難勧告等の実施責任者及び根拠法令

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
勧告	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の勧告（知事に報告）
指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めたとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（知事に報告）
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般	上記の場合において町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（公示し、町長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を町長に通知）
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般	1 同上において町長が指示できないと認めたとき。 2 同上において町長から要求があったとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（町長に通知）
	知事（その命を受けた 県職員、水防管理者 （町長））	水防法（昭和24年法律第139号）第29条	洪水、高潮	洪水、津波又は高潮により危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示（水防管理者（町長）のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき。	同上（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条	災害全般について	同上の場合において警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用される時。	同上（公安委員会に報告）

(3) 避難行動要支援者対策

町は、「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難行動要支援者の安否を確認し、避難支援

を迅速・的確に実施する。また、土砂災害警戒区域等の危険箇所にある福祉保健施設について、あらかじめ施設の避難計画に定めた避難支援方法に応じて、施設と連携しながら避難支援を行う。

(4) 避難勧告等の発令

ア 津波に係る避難指示（緊急）の参考情報

(ア) 避難指示の発令

町は、津波災害について、気象庁が発表する津波警報・注意報等に応じて、あらかじめ定めた避難指示（緊急）の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示（緊急）を発令するものとする。

(イ) 避難指示（緊急）の判断の基準となる情報

気象庁が発表する大津波警報・津波警報・注意報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、町は、具体の発令に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況を総合的に考慮して発令するものとする。

警報・注意報 の分類	津波の高さ予想の区分		発表する津波の高さ	
	発表基準	数値表現	定性的表現	
大津波警報 (津波特別警報)	10m～	10m<予想高さ	10m超	巨大
	5m～10m	5m<予想高さ≤10m	10m	
	3m～5m	3m<予想高さ≤5m	5m	
津波警報	1m～3m	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m～1m	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)

(ウ) その他参考情報

町長は、大規模な地震等が発生した場合で、故障・断線等により大津波警報・津波警報・注意報等の情報の発令が不明な場合は、津波警報・注意報の発令を待たずして避難指示（緊急）の発令を判断するものとする。

(エ) 発令の範囲

- 避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち津波により被害が及ぶ地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- 避難指示（緊急）の判断・伝達マニュアルに定められた津波浸水区域図等の津波により被害がある地域にある者
- 避難指示（緊急）の発令基準等を定めていない場合にあつては、津波浸水区域図等の津波により被害があるおそれのある地域にある者
- 発令に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発令を行う

イ その他避難勧告等の参考情報

(ア) 避難勧告等の発令

町は、その他気象庁が発表する地震情報等並びに住民等からの異常情報の通報を参考として、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

(イ) 避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁等が発表する地震情報等の概要については、本章第5節「地震情報等の伝達計画」を参照。

(5) 避難勧告等の伝達

ア 避難勧告等の伝達

(ア) 避難勧告等を発令したときは、あらかじめ定めた方法により住民へ情報伝達を行う。

特に避難勧告・指示（緊急）に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が住民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、首長による呼びかけや命令口調での伝達を行うなど工夫するものとする。

(イ) 避難勧告等の伝達に当たっては、確実な情報伝達及び避難行動につなげるため、必要に応じて職員や消防団の訪問等による口頭伝達を行うものとする。

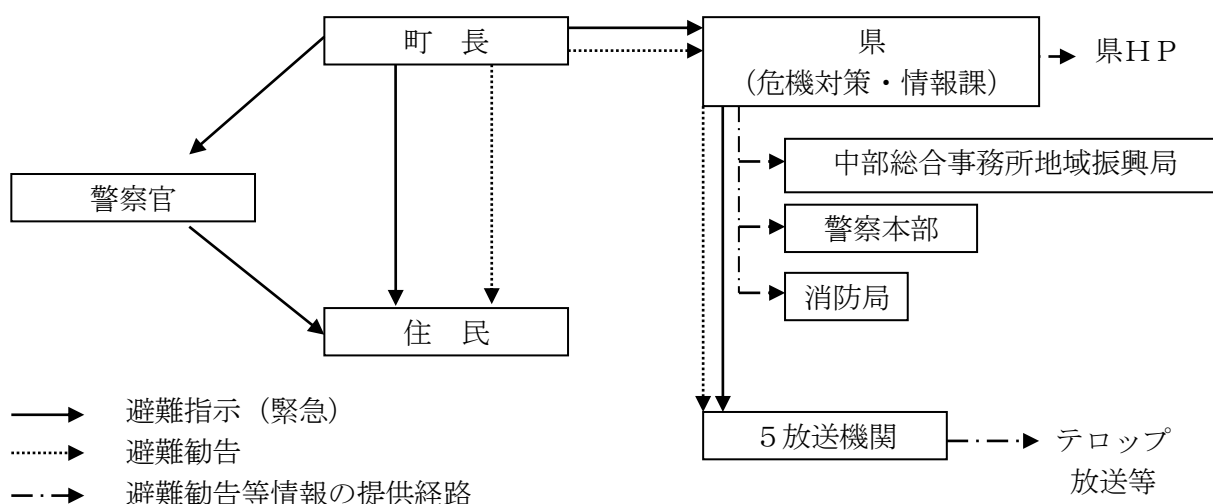
(ウ) こども園等、福祉施設、医療機関等の早期に避難の準備が必要な施設に対しては、早期の情報伝達に努めるものとする。

(エ) また、大規模事業所、私立学校、国立学校等の多くの人間が集まる施設が区域内にある場合は、当該施設等への伝達についても留意する。

イ 放送機関への避難勧告等の伝達

避難勧告等を発令した場合は、県防災危機管理局に災害情報システムを通じて報告することにより、各放送機関にはデータ放送等により、県防災危機管理局には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう自動的に依頼されるようになっている。

○避難勧告等の伝達フロー



4. 避難勧告等について留意すべき事項

- (1) 避難勧告等については、発令者、避難を命ずる理由、避難の日時、指定避難所及び避難路（状況により）を明確にし、指定避難所等はあらかじめ選定しておくものとする。
- (2) 町長は、町における災害の発生状況、危険箇所等の調査を行い、避難勧告等を発令する場合の基準の設定、伝達方法等をあらかじめ講じておくものとする。
- (3) 学校やこども園等、病院、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実かつ安全に行うため、具体的な避難計画を樹立し、町長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知させるとともに、出入者の避難活動が円滑、迅速に行われるよう措置しておくものとする。

5. 避難勧告等の解除

町長は避難勧告等のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難勧告等の解除を行うものとする。解除の伝達方法等については避難勧告等に準じて行う。

なお、町長以外の者が実施したものについては、避難勧告等の状況をあらかじめ察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議するものとする。

6. 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された指定避難所等への避難を終えることが原則であるが、地震・津波災害においては不測の事態も想定されることから、計画された指定避難所等に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に退避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、住民に対してあらかじめ十分に周知を図るものとする。

切迫した状況下では、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

7. 住民への伝達及び報告

（１）関係住民への伝達

ア 伝達方法

町長の行う避難勧告等を迅速で確実な次の最も適当な方法により、関係住民に対しその旨伝達するものとする。

（ア）放送の利用

防災行政無線、音声告知機を通じ伝達する。

（イ）広報車の利用

町、警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。

（ウ）伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難勧告等の関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により消防団員等で戸別訪問により伝達するものとする。

イ 伝達事項

（ア）指定避難所

（イ）避難路（状況により）

（ウ）避難の理由

（エ）避難に際しての注意事項

a 戸締まり及び火気の始末

b 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

c 食糧、日用品、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最小限度の物品の携行

d 服装は軽装とし、帽子、頭布、雨合羽、防寒用具の携行

（２）県に対する報告

町長は避難勧告等を行ったときは、次の事項を直ちに県（災害情報システムへの入力）に報告するものとする。

ア 避難勧告等の別

イ 避難勧告等の発令者

ウ 避難勧告等の発令日時

エ 避難の理由

オ 避難の対象地区名・世帯数・人員

カ 指定避難所

（３）関係機関への連絡

町長が避難勧告等を発令したとき、又は警察官等から避難指示（緊急）を発令した旨の通報を受けた時は、必要に応じ次の関係機関に連絡し、協力を求めるものとする。

ア 県の出先機関（中部総合事務所県土整備局、中部総合事務所農林局）

イ 警察署

ウ 消防署

エ 避難予定施設の管理者等

オ 隣接市町

カ 消防団

8. 指定避難所等及び避難の方法

（１）指定避難所等及び避難路

災害危険予想箇所・立地条件等を勘案のうえ指定避難所を設置する。指定避難所等は資料編資料 35 及び 36 のとおりである。

なお、避難路については、災害時の道路状況・安全度等を確認のうえ、安全な経路を選び誘導するものとする。

（２）避難の誘導

避難の誘導は、自主防災会長（区長）等の協力を得て、職員、警察官及び消防団員等が行う。

（３）指定避難所等及び避難路の表示

指定避難所等及び避難路を当該住民に徹底させるため、機会あるごとに広報するほか、要所ごとに標札等により標示するものとする。

（４）避難の順位及び移送の方法

ア 避難の順位

避難させる場合は、高齢者、幼児、身体障がい者、傷病者及び女性・子どもを優先する。

イ 移送の方法

自力で避難できない場合、又は避難途中の危険が予想される場合、あるいは病院等の患者、その他施設の高齢者、子供の避難については車両・舟艇等を利用する。

9. 避難所の開設及び開設期間

（１）指定避難所の設置

指定避難所の開設に当たっては、その原因となる災害に災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。

なお、指定避難所等は資料編資料 35 及び 36 のとおりである。

（２）避難所等の指定

町は、災害時における地域条件等の状況を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難所等、避難路等を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。なお、事態の切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難すること（水平避難）が適切でなく、自宅や近隣建物の２階等に緊急的に避難すること（垂直避難）が適当な場合があることに留意する。

避難所等の指定に当たっては、被災地に近く集团的に収容できる既存建物を優先し、野外仮設はできるだけ避けるようにするものとする。なお、既存建物を利用する場合には、炊き出し施設その他の条件を考慮して、避難所等として適切なものから順次指定するものとする。

避難所等として、指定する主な施設及び一般的な指定順位は、おおむね次のとおりであ

る。

ア 公立小中学校

イ その他の公立学校

ウ 公民館（公会堂）

エ 寺院、神社

オ その他の公共施設

カ その他民間の施設

（３）避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、町長が行う。

ア 町は、避難勧告等を発令したとき（自主避難の場合を含む。）は、指定避難所を開設し、避難者を収容保護するものとする。

イ 町は、夜間等に施設されている施設を指定避難所として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに指定避難所の開設を行う。

（４）収容者

指定避難所へは、次の者を収容するものとする。

ア 避難勧告等に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ、住家を立ち退き避難した者

イ 住家が、災害により全壊、全焼、流出又は半壊、半焼若しくは床上浸水等の被害を受けて、日常生活する場所を失った者

（５）開設期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町は、知事に対し期間延長を申請するものとする。

（６）町長の報告

町長が指定避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告するものとする。なお、県警察、自衛隊、海上保安部等関係機関にもその旨連絡する。

ア 指定避難所開設の日時及び場所

イ 指定避難所開設数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

（７）避難に伴う愛玩動物対策

町は、指定避難所を開設する場合は、ペットの受入れのための場所の確保に努め、放置、野犬化を防ぐものとする。また、避難生活が長期化する見通しの場合は県及び県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や里親捜し等の措置を講じる。

10. 避難所の運営

（１）避難所の実態把握

ア 連絡員の駐在

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、民生対策部は直ちに各避難所に連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。指定避難所の運営は民生対策部厚生班が自主防災会（区等）の協力を得て実施する。

また、必要と認めるときは連絡員として消防団員を充てることができる。

イ 避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難住民の実態を把握し、その保護に当たるとともに、絶えず災害対策本部と情報連絡を行うものとする。

ウ 自主防災組織の確立

指定避難所の開設が長期間になることが予想される場合、あるいは避難人員が多数にのぼる場合には、指定避難所の維持、管理あるいは運営等のための補助者として、避難住民からなる自主防災組織をつくり協力を得るように努めるものとする。

（２）避難所開設に伴う記録

指定避難所を開設した場合、連絡員はその維持・管理等のため災害救助法で定める資料編

資料 37 の様式による正確な記録をするものとする。

(3) 避難所の運営

ア 町は、自主防災組織の協力を得て指定避難所を運営する。その際、町は、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

イ 指定避難所には、避難所の運営を行うために必要な町職員を配置する。また、避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

ウ 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助（共助）の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

エ 町は、指定避難所の運営に当たっては、避難行動要支援者に配慮した生活環境を確保するとともに、避難の長期化等が予想される場合には、避難者の心のケアやプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点から運営状況がチェックできるよう、指定避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、小児用トイレの設置、避難所における安全確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

オ 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、ハワイアロハホールを福祉避難所として収容を図るほか、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。そのため必要な資機材の整備に努めるものとする。

カ 指定避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、避難行動要支援者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

キ 避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランティアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアする。

ク 指定避難所における生活環境を改善し、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易（段ボール）ベッド等の配分・活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ケ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用により、指定避難所の早期解消に努める。

(4) 避難所での健康管理等

町は、指定避難所開設が長期間に及ぶ場合は、収容されている被災者に健康管理の指導を実施する。

(5) 避難行動要支援者対策

町は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成 19 年 2 月鳥取県災害対策研究会策定）等に基づき、避難行動要支援者の避難生活の支援を的確に実施する。

ア 指定避難所での対策

町は、指定避難所において、次の事項について十分配慮。

（ア）避難行動要支援者用窓口の設置

- (イ) 条件に適した福祉避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等
- (ウ) 要配慮者に配慮したスペースの確保（昼等の設置、乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）
- (エ) 指定避難所等における要配慮者の把握と要望調査
- (オ) 指定避難所のバリアフリー化への配慮
- (カ) おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
- (キ) 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- (ク) 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による指定避難所での生活支援
- イ その他災害時に配慮すべき事項
 - (ア) 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
 - (イ) 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
 - (ウ) 仮設住宅の優先的入居
 - (エ) 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認
 - (オ) ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援
 - (カ) 福祉相談窓口の設置
 - (キ) 風邪等の感染症対策
 - (ク) 指定避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討）
 - (ケ) 学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
 - (コ) 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応

(6) 所要物資の確保

指定避難所の開設及び収容保護のための所要物資は、町において確保するものとする。ただし、町において確保できないときは、町長は物資の確保について知事に要請するものとする。

11. 避難所外等での避難生活者への対応

- (1) 町は、指定避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとする。
また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県(本部事務局又は危機管理局)への報告を行うものとする。
- (2) また、車中避難者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群の恐れがあるため、予防リーフレット等を配布するなどして、早急に指定避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。
- (3) 対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

12. 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難の順位は、高齢者、障がい者、乳幼児、女性、子ども、病人等を優先し、一般青壮年男子はその次とする。
- (2) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。
- (3) 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。
- (4) 自動車(自家用車)による避難は、極力自粛するものとする。

13. 避難者誘導方法

- (1) 避難、立退きは避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きが

不可能な場合においては、町において車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行くものとする。

- (2) また、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、町においてあらかじめ定めた責任者が、あらかじめ定めた方法によりそれぞれ避難させるものとする。
- (3) 指定避難所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。
- (4) 警察官は、迅速かつ安全に避難できるよう交通規制を行い、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制して避難路の通行確保に努め、消防吏員等はこれに協力するものとする。
- (5) 被災地が広域で大規模な立退き輸送を要し、町において処置できないときは、町長は、知事に避難者輸送の要請をするものとする。

なお、事態が緊迫しているときは、町は隣接市町、警察本部等と連絡して実施するものとする。

14. 児童・生徒の集団避難

(1) 避難実施の基準

- ア 教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。
- イ 避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。

(2) 実施要領

- ア 教育長の避難措置は、町長等の避難勧告等によるほか、安全性や状況を勘案してできるだけ早期に実施するものとする。
- イ 教育長の避難措置に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険のせまっている学校から順次指示するものとする。
- ウ 非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点に教職員を派遣し、安全を確保する。
- エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、町長等の避難勧告の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。
- オ 集団避難が必要なときは、町等と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、町は、児童・生徒が帰宅困難な場合に学校や指定避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。
- カ 夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

(3) 留意すべき事項

- ア 教育長の各学校への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるよう連絡網を整備しておくものとする。
- イ 学校長は、おおむね次の事項を計画しておくものとする。
 - (ア) 災害の種別、程度、場所に応じた避難措置の伝達方法
 - (イ) 指定緊急避難場所の選定
 - (ウ) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
 - (エ) 災害種別に応じた児童・生徒の携行品
- ウ 学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。
 - (ア) 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握

(イ) 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。

a 「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告。

b 措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。

c 児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。

なお、対応困難時は自主防災組織等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。

エ 校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

オ 児童・生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するものとする。

カ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教師の理解を深めておくものとする。

(4) 県立学校、私立学校等においても、上記に準じ避難措置を行う。

15. こども園等、社会福祉施設・病院、旅館等における避難対策

(1) 園児の避難については、園児の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

(2) 園児の避難順位は、未満児を優先に行うものとする。

(3) 社会福祉施設等の各施設管理者は避難対策について常に検討して、安全かつ迅速な方法を考慮しておくものとする。

また、各施設において次の事項を定め、対策の万全を図るとともに最低年1回は避難訓練を実施するものとする。

ア 避難実施責任者

イ 避難措置の伝達方法

ウ 避難の順位

エ 避難誘導責任者及び補助者

オ 避難誘導の要領及び措置

カ 避難に際しての携行品

(4) 旅館宿泊者及び観光施設利用者の避難措置は、施設責任者及び補助者が宿泊者及び施設利用者の生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

(5) 旅館宿泊者及び観光施設利用者の避難順位は、高齢者・幼児・身体障がい者及び女性、子供を優先に行うものとする。

第10節 消防活動計画

(総務対策部、町消防団、鳥取中部ふるさと広域連合消防局)

1. 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 消防活動

鳥取中部ふるさと広域連合消防局及び町は、災害発生時に、住民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

(1) 実施機関及び活動内容

ア 鳥取中部ふるさと広域連合消防局

消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

- | | |
|--------------|-------------|
| (ア) 情報収集伝達活動 | (イ) 火災防御活動 |
| (ウ) 救助活動 | (エ) 救急活動 |
| (オ) 水防活動 | (カ) 住民の避難誘導 |

イ 町

(ア) 町は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- | | |
|------------|----------|
| a 情報収集伝達活動 | b 火災防御活動 |
| c 救助活動 | d 水防活動 |
| e 住民の避難誘導 | |

(イ) 消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、町と併せて県災害対策本部事務局（本部を設置していない場合、県防災危機管理局）又は消防局に対して被害情報の提供を行う。

(ウ) 町は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

ウ 自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

(ア) 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。

(イ) 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。

(ウ) 地域住民や関係者を、指定避難所等の安全な場所へ誘導する。

(エ) 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。

(オ) 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を町、消防局、警察等へ通報する。

(カ) 活動を行うときは、可能な限り町、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

3. 消防広域応援計画

本章第12節「広域応援計画」による。

4. 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第11節 消防防災ヘリコプター活用計画

(総務対策部、建設対策部)

1. 目的

この計画は、災害が発生した場合、消防防災ヘリコプターを有効に活用して被災状況調査、救援物資搬送等の災害応急対策を実施し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 運航体制

消防防災ヘリコプターは、「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」の定めるところにより運航する。

なお、消防防災ヘリコプターの主な活動内容は、次表のとおりである。

活動種別	内 容
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送
消火活動	消火バケット等を活用した空中消火
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食糧、医薬品等の救援物資輸送
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動

3. 緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」「緊急性」及び「非代替性」の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を充分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送
- (3) 災害に関する情報等の伝達広報活動
- (4) その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者（県危機管理局消防防災航空室）が認める場合

4. 応援要請

災害が発生した場合、町長又は鳥取中部ふるさと広域連合消防局長(以下この節において「町長等」という。)は、知事に対して消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請することができる。

(1) 応援要請の原則

町長等は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

ア 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 町及び鳥取中部ふるさと広域連合消防局の消防力等によっては、災害の防ぎよが著しく困難な場合

ウ その他災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請先

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
鳥取県危機管理局消防防災航空室 (消防防災航空センター)	鳥取市湖山町北4丁目 344-2	0857-38-8119	0857-38-8127

(3) 受入体制

町は、応援要請をした場合は、県消防防災航空室と緊密な連絡をとるとともに、当該被災市町村長等の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、町長等は必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ その他必要な地上支援等

5. 対空表示の整備

ヘリコプターによる災害対策活動を的確に実施するため、公共施設及び指定避難所施設の屋上又は屋根対空表示（ヘリサイン）を整備する。

第12節 広域応援計画

（総務対策部）

1. 目 的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町のみの消防防災力をもってはこれに対処できない場合に、町内若しくは町外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

2. 消防広域応援計画

大地震等の災害が発生し、本町の消防力のみでは対応できないときは、鳥取中部ふるさと広域連合消防局は、県下の他の消防機関に対し、県下広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

（1）広域消防相互応援

ア 鳥取中部ふるさと広域連合消防局は、保有する消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに相互応援協定に基づき県内の他の消防局等に対して応援を要請する。

イ 応援費用は、各応援協定に定める負担区分により、受援消防局において負担する。

ウ 大規模な火災等により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれない場合に備え、あらかじめ隣県等の消防機関とも消防相互応援協定を締結しておくものとする。

（2）県への航空消防支援要請

ア 鳥取中部ふるさと広域連合消防局は、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断したときは、県に対して支援の要請を行う。

消防防災ヘリコプターの運航基準、要請方法等は、本章第11節「消防防災ヘリコプター活用計画」に定めるところによるものとする。

イ 受入体制

支援要請をした消防局は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとする。

（ア）離着陸場所の確保及び安全対策

（イ）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配

（ウ）その他必要な地上支援

ウ 県消防防災ヘリコプターの運航経費は、原則として県が負担する。

（3）緊急消防援助隊による応援

ア 県への応援要請

鳥取中部ふるさと広域連合消防局は、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県（危機管理局）に緊急消防援助隊の出動を要請する。

イ 緊急消防援助隊の活動内容

（ア）災害に関する情報の収集及び伝達

（イ）陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動

（ウ）特殊な災害（毒劇物、大規模危険物災害等）に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動

(エ) 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動

(オ) その他必要な活動

ウ 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の出動が決定したときは、鳥取中部ふるさと広域連合消防局長は、直ちに緊急消防援助隊調整本部の設置準備を行うとともに、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、受援の体制を整えるものとする。

調整本部の事務は、おおむね次のとおりである。

(ア) 緊急消防援助隊の部隊配備（移動）に関すること。

(イ) 自衛隊、警察等関係機関との連絡調整に関すること。

(ウ) 緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動及び後方支援の調整に関すること。

(エ) 各種情報の集約、整理に関すること。

(オ) その他必要な事項に関すること。

エ 応援費用の負担

(ア) 県又は被災地消防局が消防庁に対し応援の要請をした場合は、被災地消防局において負担する。

(イ) 消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、国がその一部を負担する。

3. 相互応援協力計画

(1) 町は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第 67 条、第 68 条の規定及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、県及び被災地外の県内他市町村に応援を要請する。

(2) 応援の種類は次のとおり。

ア 食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供

エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

オ 被災者を一時収容するための施設の提供

カ その他特に要請のあった事項

(3) 応援の要請にあたっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。

ア 応援要請は電話、FAXその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。

イ 応援要請に当たっては次の事項に明確にし、応援が確実に迅速にできるようにする。

(ア) 被害の状況

(イ) 応援を必要とする物資、資機材の品名、数量等

(ウ) 応援を必要とする職種別人員

(エ) 応援を要する一時収容するための施設の規模

(オ) 応援場所及び応援場所への経路

(カ) 応援の期間

(キ) その他必要な事項

(4) 連携備蓄の応援

ア 発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（本部事務局又は危機管理局）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。

イ 被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。

ウ 一定以上の大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、町の被害が軽微なもの以下と判明した後、県の調整を待たずして、

自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

(5) 応援費用の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とするが、応援を受けた市町村が経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた市町村から要請があった場合には、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

4. 応援受入体制の確保

(1) 応援窓口の明確化

町は、応援部隊等との連絡を的確に行うため、町役場に連絡窓口を設置する。

(2) 受入施設の確保

町は、応援部隊に対して町のヘリポート指定施設を連絡する。また、応援部隊の活動拠点となる施設を選定、確保し、提供する。

第 13 節 自衛隊災害派遣要請計画

(総務対策部、建設対策部)

1. 目 的

この計画は、災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の派遣を要請する場合、その手続等を定め円滑なる実施を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害派遣の要請は町長が知事に対して行う。ただし、緊急時若しくは知事への連絡が不能な場合、本部長は直接部隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。

町長が不在等の場合には、次の順位で災害派遣の要請を行う。

第 1 位 副町長 第 2 位 総務課長 第 3 位 その場における最高責任者

3. 災害派遣要請基準

部隊等の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 町内で大規模の災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (5) 応急措置のための医療、防疫、給水・給食、入浴及び通信支援などの応援を必要とするとき。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。また、自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、災害派遣要請を待ついとまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。

4. 災害派遣の要請手続き

(1) 知事への派遣要請

町長は、災害派遣を必要とするときは、資料編資料 85 に定める「部隊等の災害派遣要請申請書」に次の事項を記載し、知事（県危機管理局）に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。

この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

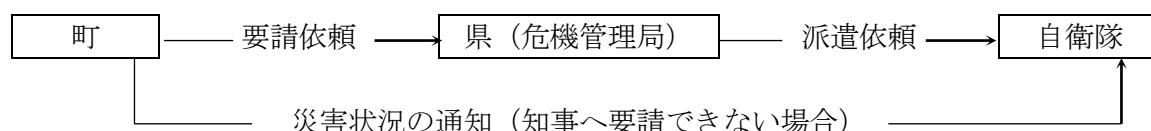
イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

（２）町は、（１）の要求ができない場合は、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、町はその通知をした時は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



（３）要請先（連絡窓口）については、次表のとおりである。

整理番号	機 関 名	所 在 地	N T T 回線	地域衛星電話
			電話番号／ F A X	電話番号／ F A X
1	鳥取県危機管理局	鳥取県鳥取市 東町 1-271	電話 0857-26-7878 FAX 0857-26-8137	
2	陸上自衛隊第 8 普通科連隊（第 3 科）	鳥取県米子市 両三柳 2603	0859-29-2161 内線 235 （当直 302 ）	17-5600-11 17-5600-12（当直） 17-5600-19
3	海上自衛隊舞鶴地方総監部 （防衛部第 3 幕僚室）	京都府舞鶴市 字余部下 1190	0773-62-2250/0773-62-3609 内線 2222 または 2223	
4	航空自衛隊第 3 輸送航空隊（防衛部運用班）	鳥取県境港市 小篠津町 2258	0859-45-0211 内線 231 （当直 225 ）	
5	自衛隊鳥取地方協力本部	鳥取県鳥取市 富安 2 丁目 89-4	電話 0857-23-2251 FAX 0857-23-2253	

（注意事項）

- ・派遣要請の連絡は、整理番号 2「陸上自衛隊第 8 普通科連隊（第 3 科）」に対して行うことで足る。
- ・整理番号 5「自衛隊鳥取地方協力本部」に対し、上記の連絡を依頼することができる。
- ・整理番号は、便宜上付したものである。

5. 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため町長等と緊密に連絡、協力して、支援にあたる。

（１）災害派遣の 3 原則（公共性・緊急性・非代替性）

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性が

あること。

イ 差し迫った必要性があること。

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

(2) 災害派遣の活動基準

ア 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。

イ 部隊等は、緊急度の高い施設等の最少限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。

ウ 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

(3) 災害派遣の活動内容等

災害派遣時における救援活動区分及びその内容は主に次表のとおりである。

○災害派遣時に実施する救援活動の一例

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急 救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜 索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜 索救助を行う。
応急 対策	被害状況の把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状 況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動 を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な 場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等 は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路 の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は 除去に当たる。
	応急医療、救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機 関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資 の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実 施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認め られるものについて行う。
	危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を 実施する。
避難 者支 援	給食・給水及び 入浴等	被災者に対し、給食・給水及び入浴等の支援を実施する。
	物資の無償貸 与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、 被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その 他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所 要の措置をとる。
	(予防派遣)	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を 受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

6. 部隊等の受入れ措置

(1) 受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所あるいは野営施設・車両・器材等の保管場所を準備する。

イ 連絡責任者の指名

町長は連絡責任者を指名し、派遣部隊及び県から派遣された職員との連絡に当たらせ、部隊等の活動に支障を来さないようにする。

ウ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資器材の確保、その他について作業計画を立て、派遣部隊到着後速やかに作業開始ができ得る体制を整えておく。応急措置に必要な資器材は例示すれば次のようなものである。

(ア) 器具類：スコップ、ツルハシ等土工具

(イ) 設備類：夜間照明設備、給水用水槽又はドラム缶、ポリエチレン容器等

(ウ) 資材類：金網、鉄線、カスガイ、土嚢袋、木杭、標識資材等

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、作業に当たっては地元住民が積極的に協力するよう指導する。

また、部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであることに留意する。

7. 費用の負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、町及び自衛隊、県等が協議して、その都度決定するものとする。

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。

(2) 県が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等

(3) 自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ 写真用消耗品費

ウ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

8. 派遣部隊の撤収

(1) 派遣された部隊等は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において派遣の必要がなくなつたと認める場合は撤収するものとする。

(2) 町長は、派遣の必要がなくなつたと認めるときは、資料編資料 86 に定める撤収要請申請書により、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

9. 部隊等に関する報告

町長は、派遣部隊等到着後、次の事項について知事あて報告するとともに、その後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書（資料編資料 87）により知事に報告するものとする。

(1) 派遣部隊等の長の官職氏名

(2) 隊員数

(3) 到着日時

- (4) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (5) その他参考となる事項

10. 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

(1) 被災地における空中偵察機に対する信号

記号を使用して信号を送る方法については種々にあるが、次の場合以外は状況により、その都度規制して航空機から通信筒（通信文を入れたもの）等を投下し、空対地の連絡を実施する。

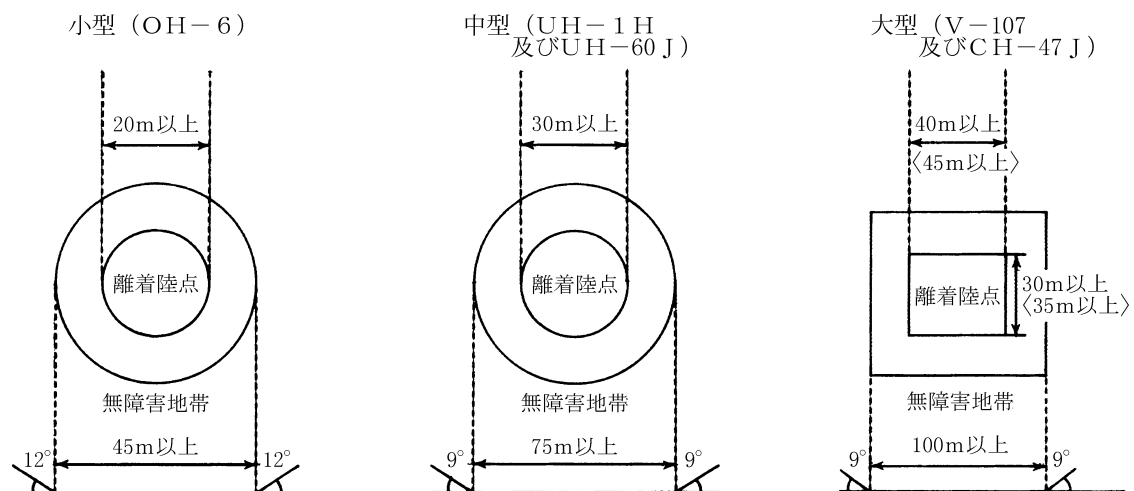
要請者は、自衛隊航空隊が空中偵察をしていることを発見した場合には、1 m四方(基準)の旗を左右に振り連絡する。

ア 病人が発生し救助を必要とする場合	赤旗
イ 食糧が欠乏し救助を必要とする場合	黄旗
ウ 孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合	白旗

(2) ヘリコプター離着陸場の設定

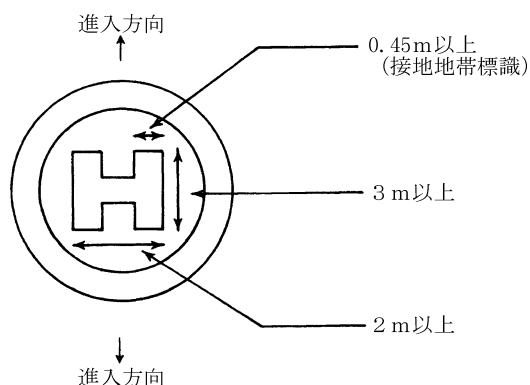
ア ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

- (ア) 地盤が堅固で平坦地（勾配 4° ～ 5° 以下）であること
- (イ) 無障害地帯（基準力項）
- (ウ) 回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所
- (エ) 大型（CH-47）離着陸場の設定地は、コンクリート、芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと
- (オ) 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪、踏固める等の準備が必要
- (カ) 単機着陸のために必要な広さ



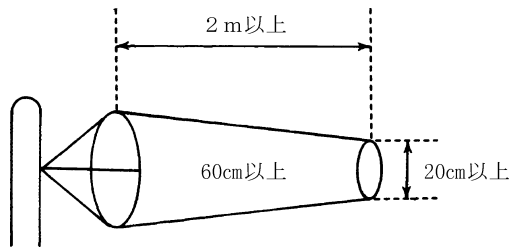
- ・ 離着陸点とは、安全容易に接地できるように準備された地点
- ・ 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

(キ) 標 識



- ・ 半径 2 m 以上で石灰標示
- ・ 積雪時は墨等で明瞭に標示

(ク) 吹き流し（風向指示器）



- ・色は背景と反対色
- ・大きさは基準であり緊急の場合は異なってもよい。

イ 危険防止の留意事項

(ア) 離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。

(イ) 着陸点付近に物品等異物を放置しないこと。

(ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

ウ ヘリコプター離着陸場

町内で基準に合致するヘリコプター離着陸適地の主なものは、資料編資料 48 のとおりである。

(3) 飛行機による物料投下

ヘリコプター以外の航空機による空輸は技術的にも難点があるため、真にやむを得ない場合のみ、天候・地形等を考慮して行われる。

この方法による場合は、町は、自衛隊・県と協議し、その準備に当たるものとする。

第 14 節 海上保安庁への応援要請及び応援受入れ

(総務対策部、建設対策部)

1. 目 的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合、海上での活動について鳥取県を通じて海上保安庁に協力を要請し、または県からの要請による同庁の協力を受入れ、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

2. 応援の要請と受入れ

(1) 応援要請

町長は、海上での活動について必要がある場合には、鳥取県を通じて海上保安庁に協力を要請する。

(2) 受入体制

町長は、海上保安庁から協力について承諾を得たとき、または知事より救援協力決定の通知を受けたときは、以下のとおり受入体制を整備する。

ア 必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。

イ 必要に応じて関係部課職員を派遣して、町、県及び海上保安庁等相互間の連絡に当たらせる。

第 15 節 労働力供給計画

(総務対策部、商工対策部、民生対策部)

1. 目 的

この計画は、地震時の災害対策に必要な労務者及び技術者の動員を円滑に行い、もって災害対策の万全を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者及び技術者等の動員、雇上げについては町長が行うが、町のみでは必要な労務者等を確保できない場合には、町の要請により、不足する人材については公共職業安定所に紹介を依頼し、技術者等については、関係機関が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で相互応援を実施するものとする。

3. 労働者等の確保

災害対策を実施するために必要な労働者の確保については、災害時の状況に応じて適宜次の措置を講ずるものとする。

- (1) 災害対策実施機関の常備労務者及び関係業者等の労務者の動員
- (2) 公共職業安定所への求人申込みによる人材の確保
- (3) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (4) 緊急時等による従事命令等による労務者等の強制動員

4. 公共職業安定所への求人申込

- (1) 求人申込みの手続き

町は、必要とする人材の確保が困難な場合は、所轄公共職業安定所に次の要項を明らかにして、公共職業安定所が定めた求人申込票を提出し、紹介を依頼するものとする。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ア 採用職種 | イ 採用数 |
| ウ 作業内容 | エ 作業場所 |
| オ 雇用期間 | カ 勤務時間 |
| キ 賃金額、賃金締切日・支払日 | ク 通勤・住込（宿舍の有無・維持費の負担・食事等） |
| ケ 残業の有無 | コ その他必要資格等 |

- (2) 賃金の額及び負担

災害応急対策実施機関が労務者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とし、その額及び負担については、関係機関と協議して定めるものとする。

5. 労働者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは労働者を雇用し、災害応急対策に当たるものとする。

- (1) 雇用手続

各対策部が労働者を必要とする場合、次の事項を明示し、商工対策部を通じて関係機関に依頼し雇用するものとする。

- | |
|------------|
| ア 雇用の理由 |
| イ 所要・職種別人員 |
| ウ 作業内容 |
| エ 雇用期間 |
| オ 就労場所 |
| カ 賃 金 |
| キ その他必要な事項 |

- (2) 賃金の支払い

賃金は、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として、災害の特殊

事情を考慮のうえ町長が決定し、支払うものとする。

6. 労働者等の応援要請

町内での動員では労働者が不足する場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町に応援の要請を行うものとする。

- (1) 応援を要請する理由
- (2) 所要職種別人員数
- (3) 作業内容
- (4) 作業期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃 金
- (7) その他必要な事項

7. 応援要請による技術者等の動員

町は、災害対策に必要な技術者等の確保が困難な場合は、知事及び防災関係機関に対し次の事項を明示し、技術者等の応援派遣あるいはあっせんの要請を行うものとする。

- (1) 県に対する職員派遣要請手続き

町長が、県に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

- (2) 内閣総理大臣又は知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長等が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣についてあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求するものとする。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

8. 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策の緊急実施のため必要がある場合には、各法律に基づき、応急業務を行う。

(1) 命令の種類、執行者等

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対 象 者
従事命令 〃 協力命令 〃	知 事 町 長 知 事 町 長	災対法第 71 条 第 1 項 〃 第 2 項 〃 第 1 項 〃 第 2 項	災害応急対策 事業 (救助法に基 づく救助を除 く応急措置)	1. 災対法及び救助法による知事の従事命 令 (災害応急対策及び救助作業) (1) 医師・歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工・左官・とび職 (5) 土木及び建設業者並びにこれらの従 事者 (6) 地方鉄道業者及び従事者 (7) 軌道業者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 2. 災対法及び救助法により知事の協力命 令 (災害応急対策及び救助作業) 救助を要する者及び近隣のもの
従事命令 〃 〃	町 長 警察官 海上保安官	災対法第 65 条 第 1 項 〃 第 2 項 〃 第 2 項	災害応急対策 作業 (全般)	町の区域内の住民、また当該応急措置を実 施すべき現場にある者
従事命令 〃	消防吏員 消防団員	消防法第 29 条 第 5 項	消防作業	火災の現場付近にある者
従事命令 〃 〃	水防管理者 消防団長 消防機関の長	水防法第 24 条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にあ る者

(注) 災対法とは災害対策基本法、救助法とは災害救助法の略称である。

(2) 従事命令等の執行

- ア 従事命令等の執行に際しては、必要最少限度によるものとする。
- イ 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付するものとする。

(3) 損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった者又はその遺族等に対しては、県「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」により損害を補償する。

その他の損害補償は、次の法律に基づき行われる。

- ア 消 防 法 第 36 条の 3
- イ 災害救助法 第 29 条
- ウ 水 防 法 第 34 条
- エ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- オ 海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律

9. 労働力供給に伴う記録

労働者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、資料編資料 79 により正確に記録するものとする。

第 16 節 水防計画

(総務対策部、産業対策部、建設対策部、町消防団)

1. 目 的

この計画は、地震に伴う洪水、津波等の水害を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減させるとともに人命及び財産の保護を図ることを目的とする。その内容及び実施は、水防法第 7 条に基づき、風水害対策編第 3 章災害応急対策計画第 17 節「水防計画」によるものとする。

2. 実施責任者

町区域における水防は町長が行う。

3. 水防組織

(1) 水防本部の設置

水防上必要と認められるときには、水防本部を設けることができる。

(2) 組 織

ア 水防本部長は町長をもって充て、事務局は総務課内に置く。事務局長は総務課長とし、各事務分担は、第 3 節「湯梨浜町災害対策本部」による。

イ 町における水防活動については消防団が行うこととし、水防機関の長は消防団長をもって充てる。

その組織等は、第 2 章「災害予防計画」第 11 節「消防計画」によるものとする。

4. 重要水防区域

町における水防上重要な区域は、資料編資料 13 のとおりである。

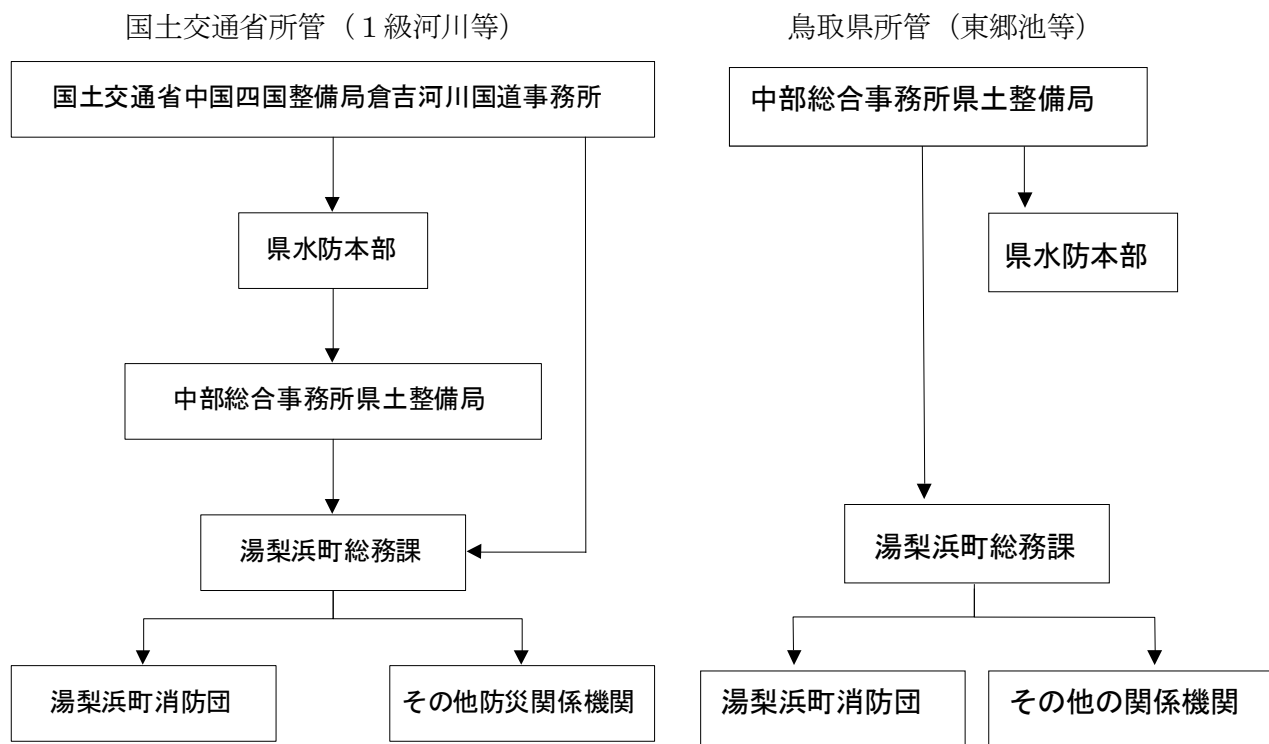
5. 水防警報

(1) 警報の種別と対象河川

水防法第 16 条の規定により国土交通大臣及び県知事が経済上最も重大なる損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対し、国土交通省と県から水防警報が発表される。

(2) 水防警報の連絡系統

水防警報が発表された場合の連絡系統は次のとおりである。



6. 水こう門操作並びにダム・貯水池等の水防対策

(1) 実施責任者

水こう門・ため池等の水防対策については、それぞれの管理者が責任をもって行う。

(2) 水こう門・ため池等の現況

水こう門等の現況は、資料編資料 17 のとおりである。

(3) 予防体制

水こう門・ため池等の管理者（操作担当者を含む）は気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ、水こう門を閉じ、ため池については下記のため池維持管理要領にしたがい、必要の措置をとるものとする。

7. 水防用資材

(1) 水防用資材の備蓄

水防用資材は災害時、この資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るように、水防倉庫あるいはこれにかわるべき施設に常に備蓄しておくものとする。

なお、水防倉庫 1 棟当たりの備蓄資材の県の基準は次のとおりである。

品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
土嚢	600 枚	掛矢	5 丁	唐くわ	5 丁
むしろ	50 枚	たこづち	5 丁	スコップ	30 丁
なわ	187.5Kg	なた	5 丁	投光機	2 基
杉又は松丸太 M2	100 本	おの	5 丁	ワイヤーロープ	200m
杉又は松丸太 M3	50 本	つるはし	5 丁	鳶口	5 丁
鉄線 # 8	20Kg	かま	5 丁		
かすがい	30 丁	のこ	5 丁		

(2) 水防資材の整備

- ア 倉庫内の資材について、総務課は随時調査し、緊急時に役立つよう整備しておく。
- イ 補充資材確保のため水防区域の資材業者とも協議し、資材の不足を生じた場合は、速やかに補給できるよう準備をしておく。

(3) 水防資材の取り扱い

- ア 水防資材は、水防以外のいかなる工事にも使用することは許されない。
- イ 資材の受払については、帳簿を備え常に正確に記入しておく。帳簿の様式は資料編資料 18 のとおりである。
- ウ 資材を使用したときは5日以内に総務課に報告する。

(4) 備蓄場所

水防倉庫あるいはこれにかわるべき施設の設置場所、備蓄資材の状況は資料編資料 19 のとおりである。

8. 決壊等の通報並びに決壊後の処理

堤防、その他の施設が決壊したとき等で、地域住民の緊急避難を要するときは町長又は消防機関の長は、直ちにその旨本章第9節「避難計画」により地域住民に伝達するとともに、中部総合事務所県水防本部並びに氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通報しなければならない。

また、決壊後といえども氾濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

9. 水防てん末報告

水防活動を行った場合には、資料編資料 20 による様式により、遅滞なく県土整備局長に報告するものとする。

10. ため池維持管理要領

(1) 平常時の管理

- ア 毎年1回以上草刈り及び草焼きを行い、草刈後はよく法面を踏みしめる。
- イ 法面で滑った畑等を耕作させない。
- ウ 漏水には特に注意し、ひ管部、余水吐尻を検査する。
- エ 毎年1回堤の縦断測量を行い、天端の沈下を認めたときは速やかに盛土する。
- オ 放水路が堤体を洗掘しないか検査する。
- カ 余水吐には流水の妨げとなるものを置かない。
- キ 地震、洪水等の変事後は全体にわたり検査する。
- ク 流域を踏査して山くずれのおそれがないか確かめておく。

(2) 非常時の対策

- ア ため池の管理者は、監視人を部署につかせる。
- イ 時間雨量 30mm以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意する。
 - (ア) ひ管を抜くこと。(取水口のひを閉塞し得る場合は閉めること)
 - (イ) 流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。
 - (ウ) 流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は流域に山崩れなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意する。
 - (エ) 監視人は余水吐が計画溢流水深に達した場合には関係集落、消防団等に急報し、流心の方に当たる集落に避難の準備をさせる。なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれのある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難指示を伝達する。
 - (オ) 計画溢水深以上に水位が上昇し、決壊のおそれがある場合には町長に急報し、その指

示により下流地区に避難指示を伝達するとともにその安全を確認のうえ仮余水吐を切開し、堤の安全を図るものとする。

(カ) 放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。

(キ) 水位の上昇度を15分ごとに調べる。

(ク) その他急変の場合は早急に連絡する。

ウ 監視人からの急報を受けた場合、関係集落、消防団は土のう、むしろ、かます、なわ、くい等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行する。

エ 洪水が減少し、又は豪雨が止んだ後も監視人は待機する。

水こう門、用排水ひ門、ため池、貯水池等は資料編一覧表を参照のこと。

オ 中部総合事務所（農林局）は、町・ため池管理者に、決壊の恐れのある場合の応急措置の助言指導を行う。

11. 樋門操作要領

(1) 非常時の樋門の管理

ア 警戒体制

樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。

イ 警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 操作員の配置

(イ) 樋門の操作のための点検

(ウ) その他樋門の管理上必要な措置

ウ 操作の方法

(ア) 操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

(イ) 操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するように操作しなければならない。

エ 警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第17節 機械資機材の調達計画

(建設対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害に際し、必要資機材の調達・確保、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

2. 実施責任者

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況把握は町長が行う。

3. 緊急使用のための調達

一次的には町保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は建設業者等の保存する建設機械等の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位・手段及び費用負担等について建設業者と協議しておくものとする。

4. 応援要請

町だけでは建設機械の十分な確保が不可能な場合は、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（第13節参照）も考慮する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 機械の種別、性能、台数
- (3) 作業内容
- (4) 就労予定期間
- (5) 運転操作員の有無
- (6) その他必要なる事項

5. 建設機械等の現況

建設機械を保有する町内の建設業者は、資料編資料24のとおりである。

第18節 災害救助法の適用

(民生対策部)

1. 災害救助法の適用

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次に掲げる災害救助法の適用基準の各号のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法の適用申請を県に対して行うものとする。

知事が救助に関する職権の一部を町長に委任したときは、町長が救助を実施する。

2. 適用基準

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本町における適用基準はおおむね次のとおりである。

(1) 規 模

一定規模以上の災害（災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの（町で十分な救助等が行えない場合））について、災害救助法による救助が行われる。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項 (災害救助 法施行令第 1条第1項 各号)	基準	具体例等 (町の人口：15,000人以上 30,000未満)
第1号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき。	50世帯
第2号	県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき。	25世帯
第3号前段	県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき。	多数…5世帯以上
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき。 【厚生労働省令で定める特別の事情】 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	多数の世帯…5世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。
第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として厚生労働省令で定める基準に該当するとき。 【厚生労働省令で定める基準】 (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 (2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 特殊の補給方法：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食糧等の補給等	・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合(平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生)。 ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

(3) 滅失世帯の算定基準

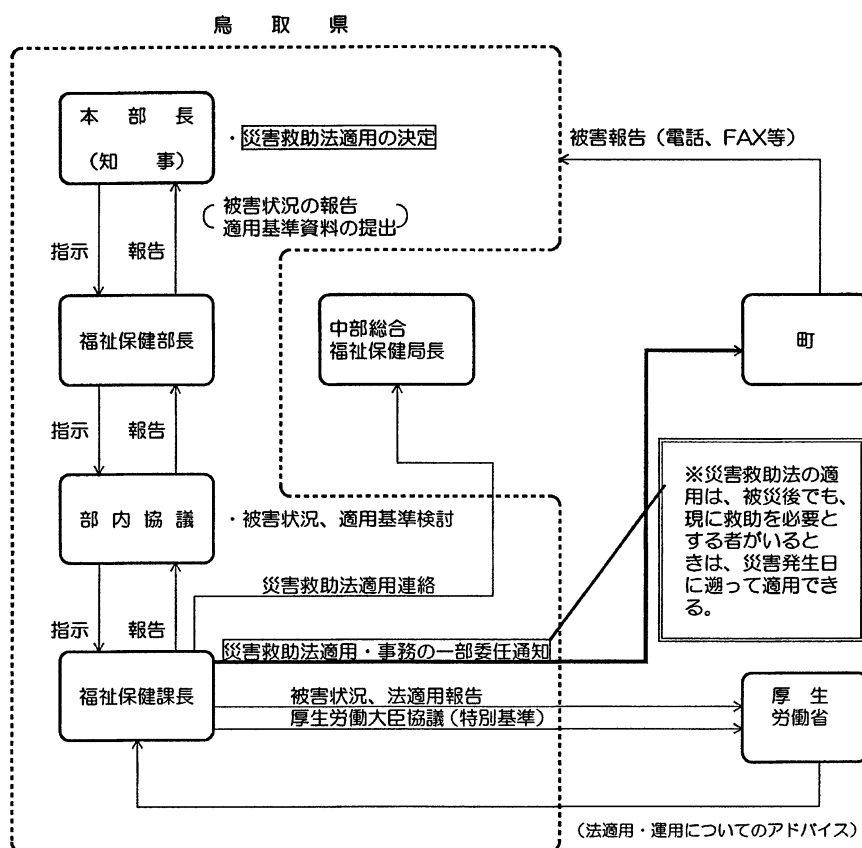
住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住家滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

3. 適用手続

- (1) 災害に際し、町域における災害が前記「2. (2) 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

○災害救助法の適用手続



4. 救助の実施

(1) 実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、県がこれを行い、町は県が行う救助を補助するものとする。

ただし、県は、次の事項に該当するときは、県の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を町が実施する。また、町は、救助の委任を受けた場合は、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ア 町が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。

イ 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害に係った者の救出等緊急を要す

る救助及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

(2) 救助の種類

- ア 避難所、応急仮設住宅の設置
- イ 食品、飲料水の給与
- ウ 被服、寝具等の給与又は貸与
- エ 医療、助産
- オ 被災者の救出
- カ 住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 遺体の搜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

5. 災害救助法による救助

災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間は、資料編のとおりとする。

なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は厚生労働省に協議等し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

第19節 食糧供給計画

(民生対策部、産業対策部)

1. 目 的

この計画は、被害地における被災者及び災害応急対策実動隊員等に炊き出し又は現物で給与し若しくは供給する食糧について、必要な数量の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

2. 実施責任者

食糧供給の実施は町長が行う。ただし、町で対処できないときは町長は、他市町村又は県に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、炊き出し又は食品の供与については知事が行う。知事から権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては町長が行う。また、発災直後から町の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧による対応に努める。

3. 供給の実施及び供給にあたっての留意事項

(1) 連携備蓄の供給

町は、災害時には、応急用米穀割当申請や食糧品の販売店からの調達のほか、連携備蓄等により自ら備蓄する食糧を供給、給食するものとする。

(2) 不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄食糧だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

ア 供給対象者数の確認

町は町内の被災者数、指定避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

イ 供給食糧の品目及び数量の決定

町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する食糧の品目及び必要数を決定する。

供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから被災地の実情に応じ選定する。この際、粉ミルク及び離乳食、お粥等のやわらかい食品、アレルギー対応の食糧など、避難行動要支援者等への配慮に努める。

ウ 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ、決定するものとする。

エ 供給食糧の調達

（ア）町内販売業者等から必要な食糧の調達を行う。

（イ）（ア）によっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第 67 条、第 68 条及び相互応援協定により県あるいは県内市町村に対して食糧の供給を依頼する。

a 町長は、中部総合事務所農林局を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

b 町長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省生産局農産部貿易業務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

〔生産局農産部貿易業務課の連絡先〕電話番号 03-6744-1354

オ 一時集積（保管）場所の決定

供給物資の輸送先は、基本的には指定避難所とするが、指定避難所とは別に食糧の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的であると判断した場合には、一時集積場所を定め、関係機関に周知する。

（3）輸 送

ア 輸送実施者

食糧の輸送は、事情の許す限り当該食糧を送り出す者に依頼するものとし、輸送にあたっては、町は、輸送実施者に対して輸送日時、輸送先、輸送航路や交通規制に係る情報、引受責任者を連絡し、円滑な実施を図る。

イ 引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

ウ 集積場所の確保

町は、食糧の引受のためのスペースを確保する。

エ 一時保管

食糧を難所等に対し即時供給する場合がない場合又は中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

オ 他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的な輸送するために、食糧と生活必需物資等をあわせて輸送することが適当と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

（4）配分、炊き出し

ア 配分に係る責任者の配置

町は、指定避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ定めておく。

イ 炊き出し要員の確保

町は、炊き出しにあたっては、民生対策部員のほか、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保して実施する。

ウ 配分、炊き出し等の住民への周知

町は、食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、あらかじめ対象住民に対して周知する。

食糧の供給に当たっては、指定避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意す

る。

エ 避難行動要支援者への優先配分

配分にあたっては、避難行動要支援者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないよう特に留意するものとする。

オ 自衛隊への支援要請

自衛隊への炊き出し支援を要請する場合には、本章第 13 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

(5) 食糧の衛生管理体制

供給食糧については、その衛生状態に十分留意して管理するものとする。

4. 災害救助法が適用された場合における食糧の給与

(1) 給与を受ける者

炊き出しその他による食品の給与は、指定避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者(以下「被災者」という。)に対して行う。

(2) 実施期間の基準

災害発生の日から 7 日以内とする。被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができる。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の種別及び内容の基準

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるところとする。

第 20 節 衣料生活必需物資供給計画

(民生対策部、商工対策部)

1. 目 的

この計画は、災害時において被災者に配給する衣料生活必需品の確保と供給を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

2. 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品（以下この章において「救助物資」という。）の給与又は貸与の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、知事がその救助の全部又は一部を実施する。知事から権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては町長が行う。また、災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

3. 救助物資の確保、調達及び配分の措置

(1) 備蓄物資の供給

町は、災害時には、衣料生活必需品の販売店からの調達のほか、自ら備蓄する衣料生活必需品を供給するものとする。

(2) 不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

ア 供給対象者数の確認

町は町内の被災者数、指定避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

イ 供給物資の品目及び数量の決定

町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服、寝具、その他生活必需品の品目及び必要数を決定する。

ウ 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ、決定するものとする。

エ 供給物資の調達

(ア) 町内販売業者等から必要な物資の調達を行う。

(イ) (ア)によっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第 67 条、第 68 条及び相互応援協定により県あるいは県内市町村に対して物資の供給を依頼する。

オ 一時集積（保管）場所の決定

指定避難所とは別に物資の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的であると判断した場合には、一時集積場所を定め、関係機関に周知する。

(3) 輸 送

ア 輸送実施者

救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を送り出す者に依頼するものとし、輸送にあたっては、町は、輸送実施者に対して輸送日時、輸送先、輸送航路や交通規制に係る情報、引受責任者を連絡し、円滑な実施を図る。

イ 引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

ウ 集積場所の確保

町は、物資の引受のためのスペースを確保する。

エ 他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的に輸送するために、生活必需物資と食糧等をあわせて輸送することが適当と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

(4) 保 管

ア 物資を指定避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため必要がある場合には、一時保管するものとする。

イ 町長は、救助物資の引継ぎを受け、配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配慮をするものとする。

ウ 被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前記と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

(5) 緊急調査及び監視

町は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するため、町内商工会等の協力を得て、呼びかけを行う。

○災害時の物資ニーズの目安

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	風水害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		* 冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
2～3日目	高	食糧品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り、用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	* 冬季 暖房機器、燃料 * 夏季 冷房機器、反射シート * 出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
4日目以降	高	食糧品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、筆記用具	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

※ 季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

※ 避難行動要支援者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。

※ 地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

4. 災害救助法が適用された場合における救助物資の供給の実施基準

（1）給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住

することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 救助物資給貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 費用の種別及び内容の基準

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第21節 給水計画

(水道対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害のため飲料水及び生活用水が不足した場合において、町、県、その他関係機関の協力のもと、飲料水及び入浴施設の確保を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資器材の応援を要請する。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、知事はその救助の全部又は一部を実施する。知事から権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては町長が行う。また、災害発生直後から飲料水等の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

3. 実施の方法

給水は県・保健所等の指示に基づき、消防機関・区長等の協力を求めて実施する。

(1) 実施の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって供給し、又は確保するものとする。ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

ア ボトルウォーターを供給する。(備蓄品を優先配布)

イ 災害用給水袋を配布する。(備蓄品又は調達品)

ウ 被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。

エ 可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。

(2) 不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

ア 自衛隊への給水支援を要請する。

イ ボトルウォーターの調達を行う。

ウ 応援給水が円滑に行えるよう、隣接市町など各要請機関との調整を行う。

エ 給水用機械器具等を調達し、又はこれらを所有する機関に要請する。

(3) 留意点

ア 飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。

- イ 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤により適切に処理する。
- ウ 住民に対して節水の励行を呼びかける。
- エ 県と連携し、上水道の早期復旧を図る。
- オ 水の供給は、可能な限り、避難行動要支援者、指定避難所、医療施設、福祉施設に優先して供給するものとする。
- カ 飲料水の供給に当たっては、指定避難所以外の住民についても留意する。

4. 給水量等の基準

- (1) 供給対象者
飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- (2) 供給量
1人1日3ℓ
なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）による場合は、1人1日20ℓ（ただし、異常大災害の場合は3～5ℓ）とする。

5. 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し、県又は隣接市町等に対して応援要請を行うものとする。

- (1) 給水対象地区・人口
- (2) 1日の必要量
- (3) 水源の要請
 - ア 水源からの給水・運搬について
 - イ 取水日時及び期間
- (4) 給水機材の要請
 - ア 品目別必要数量
 - イ 必要とする日時及び期間
 - ウ 機材の運搬について
 - エ 集積場所
- (5) 給水全般に対する要請
 - ア 給水日時
 - イ 給水場所
 - ウ 地区の給水受入体制について
 - エ その他
- (6) その他必要なる事項

6. 給水用資機材の調達

給水のための必要な容器等については調達に努めるものとする。

7. 給水実施に伴う記録

給水を実施した場合は、災害救助法に基づく資料編資料45の様式により正確に記録する。

8. 災害救助法が適用された場合における飲料水の供給の実施基準

- (1) 供給を受ける者
災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (2) 救助物資給貸与の期間
災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 費用の種別及び内容の基準

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第22節 入浴計画

(民生対策部、水道対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

2. 実施方法

(1) 実施機関

町は、公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給を実施する。被害が甚大で町のみで対処できない場合は、県（中部総合事務所）に入浴対策の支援を要請する。

(2) 実施の方法

町は以下の方法により、入浴支援を行う。

ア 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。

イ 鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。

ウ 公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。

(ア) 浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。

(イ) 仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。

(ウ) 浴場用水が不足する場合は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保する。また町は、被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3. 広 報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、町、県及びその他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第23節 住宅対策計画

(民生対策部、建設対策部)

1. 目 的

この計画は、地震により多数の建築物及び広範囲の宅地が被災した場合に、迅速に危険度を判定することにより2次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するとともに、被災世帯向けに応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等を施し、生活再建の場を確保することを目的とする。

2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあつては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。

3. 宅地・建物の被災判定 ※H24改定内容に修正

(1) 被災判定の区分

ア 応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

(ア) 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

(イ) 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

(ウ) 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

(エ) なお、この調査は、罹災証明の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

イ 被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

ウ 被害認定〔罹災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

(ア) 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村が罹災証明を発行する。

(イ) 罹災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

○被災判定の一覧

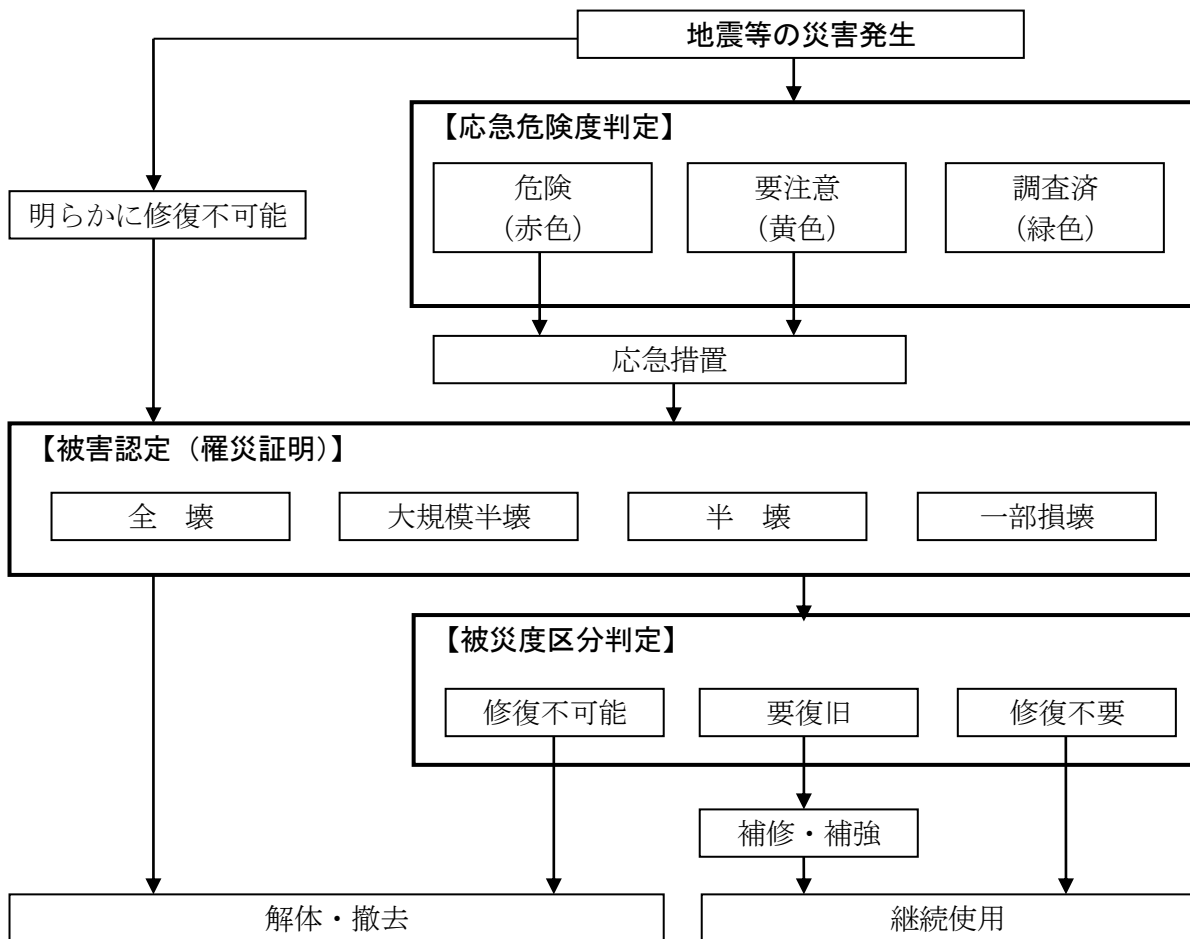
区 分	応急危険度判定	被災度区分判定	被害認定（罹災証明）
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定	応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定	災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明
法的根拠	規定なし	規定なし	規定なし ※ 地方自治法第2条の自治事

区 分	応急危険度判定		被災度区分判定		被害認定（罹災証明）	
					務の一環として実施	
実施者	町、県		建物所有者		町、消防署	
主な支援組織等	(社)鳥取県建築士会		建物所有者と建築技術者等が契約を締結して実施		県、(社)鳥取県建築士事務所協会	
調査料	無料		有料		無料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	復旧不要	継続使用	全壊	居住のための基本的機能を喪失
	要注意	建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要	要復旧※	復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施 ※損傷程度で細分判定	半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失(損害割合 20～49%)
					大規模半壊	同じ(損害割合 40～49%)
	調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	復旧不可能	解体・撤去	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の破損
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		調査報告書		罹災証明書を発行	
参考となる基準・手順等	・被災建築物応急危険度判定マニュアル（(財)日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会） ・地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））		・震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（(財)日本建築防災協会）		・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） ・「罹災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））	

※ 「応急危険度判定」と「被害認定（罹災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

エ 被災判定の実施フローは次のとおりである。

○被災判定の実施フロー



※被害認定（罹災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

(2) 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

ア 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

イ 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

ウ 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、できる限り同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることのないよう、適正な判定を行うものとする。

とする。

エ 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

オ 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないように、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

4. 被災建築物の応急危険度判定の実施

応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び危険と思われる建築物についてが実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

- (1) 町は、応急危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、応急危険度判定実施本部を速やかに設置するとともに、県が設置する支援本部に判定士の派遣等必要な支援を要請するものとする。
- (2) 実施本部は、支援本部及び応急危険度判定士等と協力し、各業務マニュアルに基づき応急危険度判定を実施するものとする。
- (3) 実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

ア 罹災証明発行のための被害認定とは異なること。

イ 建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

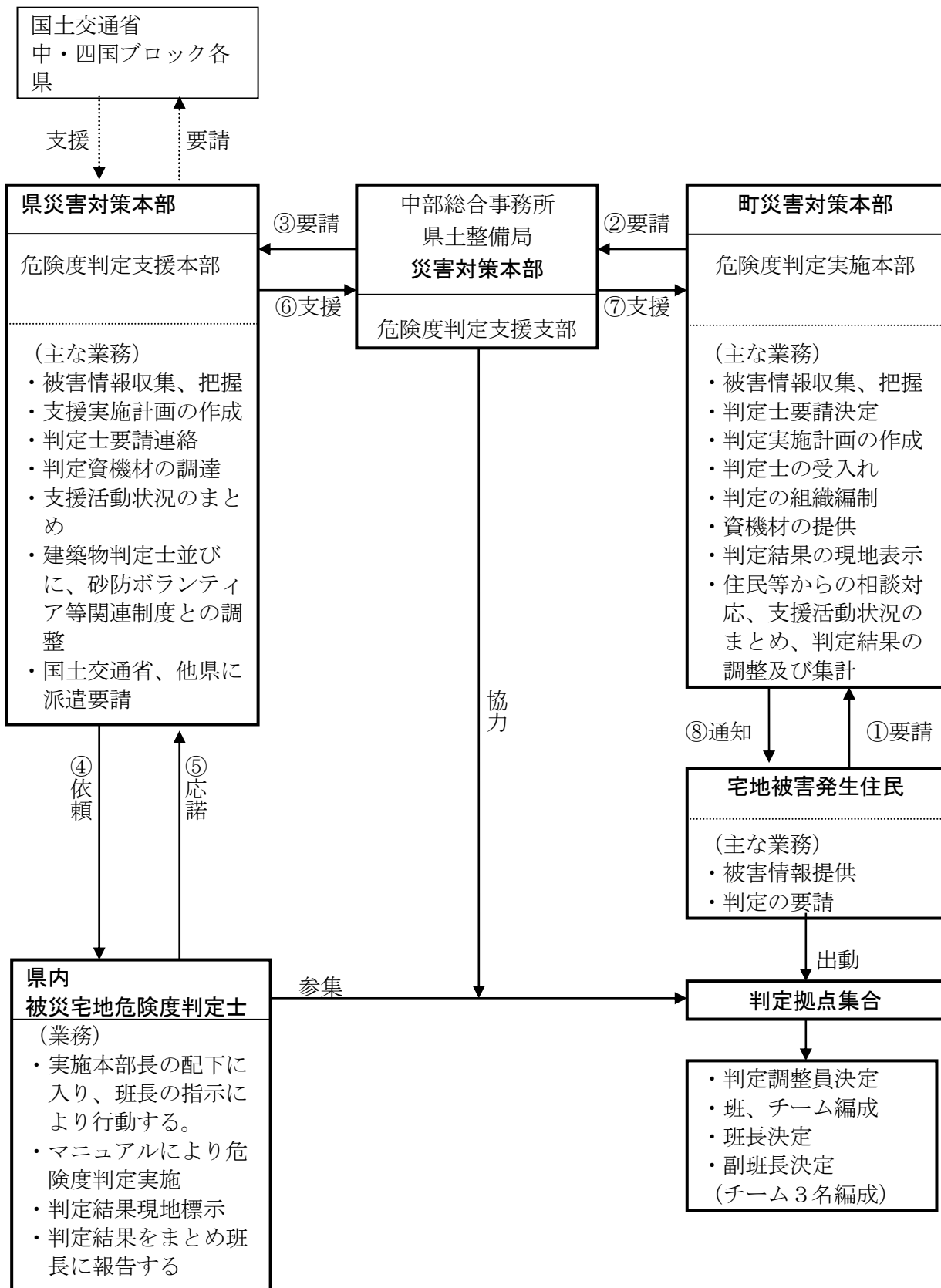
5. 被災宅地の応急危険度判定の実施

- (1) 危険度判定の対象となる宅地は、次のとおりである。

宅地等造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

- (2) 町は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被害宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (3) 応急危険度判定実施本部の運営にあたっては、県が設置する被災宅地危険度判定支援本部に被災宅地危険度判定士等の支援を要請する。
- (4) 実施本部は、支援本部及び応急危険度判定士と協力し、鳥取県被害宅地危険度判定実施要綱に基づき応急危険度判定を実施するものとする。
- (5) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

○被災宅地危険度判定の実施フロー



6. 災害救助法による住宅の応急仮設

地震災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定した団体の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。

(1) 実施者

知事が行うものとする。ただし、知事が直接設置することが困難な場合には、県が設計書を指示し、町長に委託する。

(2) 対象者

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者

(3) 入居者の決定

知事が町長の意見を聴いて決定する。なお、町長に権限を委任した場合は、町長が行う。

町長は、民生児童委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を決めて、知事に調査書を提出するものとする。

(4) 建設戸数

災害の規模によりその都度決定する。ただし、災害救助法が適用された場合、救助費支弁の対象戸数は全壊（焼・流失）世帯の3割以内である。

なお、これにより難しい場合は設置戸数の限度引上げを知事あて申請する。

(5) 建設用地の選定

町長は、用地の選定・確保を行う。なお、選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として、公共用地等から優先する。

(6) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工する。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、期間の延長を知事に対して申請する。

(7) 応急仮設住宅の管理及び供与期間

管理は町長が、知事の委託を受けて行うものとする。被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。しかし特殊事情により存続する場合は、必要に応じ一般の低家賃住宅としての措置を講ずる。

入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

(8) 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

県が定める基準及び基準額に準ずる。

(9) 応急仮設住宅建設に伴う記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法に定める資料編資料46の様式によりその記録を正確に行う。

(10) 応急仮設住宅建設の留意事項

ア 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。

イ 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

エ ウの施設の1施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、知事が別に定める。

オ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、

入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

7. 災害公営住宅の建設

- (1) 町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。
- (2) なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。
 - ア 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき
 - (ア) 被災地全域で500戸以上
 - (イ) 一市町村の区域内で200戸以上
 - (ウ) 区域内の住宅戸数の1割以上
 - イ 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき
 - (ア) 被災地全域で200戸以上
 - (イ) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

8. 災害救助法による住宅の応急修理

災害により住家が破損し居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行う。

- (1) 実施者
 - 町長が現物をもって実施するものとする。
 - なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。
- (2) 対象者
 - ア 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
 - イ 自らの資力では応急修理ができない者
- (3) 応急修理の実施方法
 - ア 修理家屋の選定は、知事が町長の意見を聴いて決定する。
 - 町長は、民生児童委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を知事に提出するものとする。
 - イ 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象とする。
- (4) 応急修理の規模
 - 応急修理の規模については、特に修理部分の面積の制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。
- (5) 応急修理の期間
 - 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完成するものとする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、期間延長を知事あて申請する。
- (6) 費用の限度
 - 県の定める基準額に準ずる。
- (7) 住宅の応急修理に伴う記録
 - 住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める資料編資料47の様式により正確に記録する。
- (8) 事業者等との連携
 - 県は、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うよう努めるものとし、災害救助法が適用されない場合

においても、市町村等による住宅応急修理の促進策について協力・連携する。

9. 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用 ※H29 改定内容に修正

町は、鳥取県被災者住宅再建等支援条例に基づく基金の積立に拠出を行うものとし、災害時には被災した町民に対し、制度の利用をあっせんするものとする。

(1) 条例適用の要件

ア 対象となる自然災害

(ア) 県内で10戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

(イ) 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(ウ) 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

※水害による被害に関しては、国制度に準拠し「3の床上浸水世帯をもって、1の世帯の住宅の全壊とみなす」旨を規定する。床下浸水については、本制度の対象としないことを規定する。

イ 被災者住宅再建等支援金支給対象

(ア) 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

(イ) 全壊世帯の居宅の補修

(ウ) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

(エ) 大規模半壊世帯の居宅の補修

(オ) 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

(カ) 半壊世帯の居宅の補修

(キ) 一部損壊世帯の居宅の補修

(ク) 住宅に重大な被害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修

(ケ) その他、知事が参加市町村に協議して定める事業

※全壊世帯：指定自然災害により居住する住宅が全壊した世帯、又は半壊（居宅の敷地に被害が生じた場合を含む。）し、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第2条第2号ロの事由により当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯、若しくは法第2条第2号ハの事由により、当該住宅が長期にわたり居住不能となることが見込まれる世帯。

※大規模半壊世帯：指定自然災害により居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯。

※半壊世帯：指定自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は損壊割合が20パーセント以上のもの（全壊世帯及び大規模半壊世帯を除く。）

※一部損壊世帯：指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上20パーセント未満のもの

ウ 被災者住宅再建等支援金の対象となる住宅及び擁壁等

1) 所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住宅

2) 契約により借り主が補修することとされている賃貸住宅

3) 長期間の借家であって借り主が補修することが慣例となっている賃貸住宅

4) 中小事業者等が所有する賃貸住宅

エ 被災者住宅修繕促進支援金支給対象

(ア) 小規模な損壊の居宅の補修の促進

指定自然災害により居宅が損壊した世帯(法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。)の世帯主又は当該居宅の所有者(被災者住宅再建等支援金の交付を受けるものを除く。)

(2) 支給条件

下表に示す条件の範囲内で支給される。

区分	完了期間	申請期間	交付限度額
住宅再建等支援金 支給対象アの場合	3年	2年	300万円
〃 イの場合			200万円
〃 ウの場合			250万円
〃 エの場合			150万円
〃 オの場合	2年	1年	100万円
〃 カの場合			100万円
〃 キの場合			30万円
〃 クの場合			100万円
住宅修繕促進支援金	1年	1年	2万円
その他	知事が参加市町村に協議して別に定める。		

(3) 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用事務

ア 県

鳥取県被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

イ 町

住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ県への提出等を行う。

10. 住宅関連施策

その他、災害により被災した町民のために町及び県等が行う住宅関連施策の概要は、次のとおりである。

町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の町民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

名 称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）の利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給（6年間）。	県（住宅政策課）
災害復興住宅建設資金（県の上乗せ融資）の貸付及び利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子。 ＜融資限度額＞ 400万円（6年間無利子）	県（住宅政策課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と協議の上、必要により被災市町村に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知。	県（住宅政策課）
災害復興住宅融資のあつせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）	県（住宅政策課）

	と連携し、資金のあっせん等を行う。	
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅融資と同様の措置を講ずる。	県（住宅政策課）
民間賃貸住宅への家賃補助（※）	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助。＜補助限度額＞ 月額 3 万円	県（住宅政策課）
民間借り上げ空き家への家賃補助（※）	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助。＜補助限度額＞ 月額 3 万円	県（住宅政策課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与。 ＜貸付限度額＞ 350 万円（10 年以内に償還、6 年間無利子）	県（福祉保健課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは 40 歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与。 ＜貸付限度額＞ 住宅改築等資金として 200 万円（6 年間無利子）	県（青少年・家庭課）
県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の可否、その期間について判断（※被災された方が県営住宅に入居された場合に、1 年間家賃を全額免除）。	県（住宅政策課）
県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住宅に困窮している場合に、県営住宅の空き家の状況に応じて入居できる。	県（住宅政策課）

（注）表中（※）は、平成 12 年鳥取県西部地震における措置の概要（災害の態様により異なる場合がある）。

第 24 節 医療（助産）救護計画

（民生対策部）

1. 目 的

この計画は、地震災害により被災地の住民が医療（助産）の途を失った場合、町、県、その他関係機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村、県又は鳥取県中部医師会等にこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

3. 医療救護活動

（1）町はあらかじめ指定避難所等（学校、地区公民館、その他の指定避難所、災害現場等）に救護所を設置し、町内医療機関又は鳥取県中部医師会に対し救護班の派遣要請を行う。

（2）町は災害の程度により必要と認めたときは、県（医療救護対策支部）に対して救護班及び

保健師の派遣等救護活動につき協力要請する。

- (3) 町は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織へ参加するものとする。

4. 医療及び助産の実施

医療・助産の実施は町内の医院等の医療関係者をもって救護班を編成し、医療及び助産の実施に当たる。

救護班の編成は次の基準によるものとし、町内で編成する救護班は資料編資料 49 のとおりである。

- (1) 救護班の業務内容

ア 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む。）

イ 処置、手術、その他の治療及び施術

ウ 薬剤、又は治療材料の支給

エ 看護

オ 後方医療機関への患者の収容

- (2) 医療（助産）救護班の構成基準

ア 医師：1人

イ 看護師：2人

ウ 薬剤師：1人

エ 業務調整員：1人

- (3) 薬剤師会による薬剤師の派遣

救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

5. 医療品等の確保

医療・助産実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について、町内で調達不可能な場合には次の事項を明示し、中部総合事務所福祉保健局及び隣接市町に要請するものとする。

- (1) 品目別必要数量
(2) 必要日時
(3) 運搬方法について
(4) 集積場所

6. 傷病者等の搬送

町は、救護所における初期治療では対応しきれない中等傷患者及び重症患者を後方医療機関へ搬送する。

- (1) 搬送は原則として、鳥取中部ふるさと広域連合消防局が行うものとするが、消防局の救急車が確保できない場合は、町及び救護班等で確保した車両により行うものとする。
- (2) 次の場合には、ヘリコプター等を活用して搬送を行うほか、状況に応じて県に対して自衛隊の派遣要請依頼等を行う。輸送の方法等の詳細については、本章第 32 節「輸送計画」に定めるところによるものとする。
- ア 道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合
- イ 傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合
- ウ 病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合
- エ 傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合
- オ その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合
- (3) 重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。

7. 鳥取中部ふるさと広域連合消防局の救急隊の役割

救護班や医師等の到着に先立ち現場への到着が見込まれる消防局の救急隊(救急救命士)は、

災害の規模や傷病者の状況、傷病者搬送との優先度等を勘案しつつ、救護班が到着するまでの間の応急的な措置として、必要かつ可能な範囲で現場での救命措置や、初期のトリアージを実施するものとする。

8. 住民に対する健康相談等の活動内容

町は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。また、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当てが必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

(1) 巡回健康相談等の実施

- ア 町は、医師・保健師等による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- イ 応援が必要と判断した場合には、県に対して巡回健康相談チームの派遣を要請する。
- ウ 医師・保健師等が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。
- エ 町は、巡回健康相談を行うにあたり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努める。
- オ インフルエンザ等の流行予防のため、指定避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

(2) こころのケアに関する情報提供

町は、県（精神保健福祉センター、中部総合事務所福祉保健局等）と連携してこころのケアに関する情報の提供や知識の普及を行う。
また、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

(3) 児童生徒への対応

- 町は災害時における児童生徒への対応として、次の措置をとるものとする。
- ア 学校における健康相談活動の実施
 - イ 被災児童に対するメンタルケアの実施
 - ウ 状況に応じて専門家を派遣

(4) 子どものこころのケアチームの派遣要請

町は、必要に応じ、県（児童相談所等）が編成する子どものこころのケアチームの派遣を要請し、指定避難所やこども園等の巡回、指定避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。また、指定避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

9. 救護班等による医療活動ができない場合

救護班等による医療・助産活動ができない場合には、資料編資料 51 の医療機関に町長が交付する医療券若しくは助産券を持参して受診すること。

10. 救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める資料編資料 54 の様式により正確な記録を行うものとする。

11. 災害救助法が適用された場合における医療及び助産の実施基準

(1) 対象者

- ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- イ 災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした者で助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の範囲

- ア 医療の範囲

- (ア) 診 察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看 護
- イ 助産の範囲
 - (ア) 分べんの介助
 - (イ) 分べん前後の処置
 - (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (3) 実施期間

医療については、災害発生の日から 14 日以内(助産にあつては災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者に対して、分べんした日から 7 日以内を原則とする。)

なお、災害救助法が適用され、この期間内に完了することができない場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。
- (4) 費用の種別及び内容の基準

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 25 節 防疫計画

(民生対策部)

1. 目 的

この計画は、地震時にあつては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

2. 一般防疫

(1) 実施責任者

- ア 災害地における防疫は、町長が実施する。ただし、町長が実施できないか又は実施しても不十分であると認めるときは、感染症法又は予防接種法の規定による必要な措置は知事が行う。
- イ 町の被害が甚大で町のみで実施できない場合は、他の市町村又は県の応援により実施するものとする。

(2) 防疫の実施

災害対策本部未設置の場合にあつては、町防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けるものとする。なお、災害対策本部が設けられた場合はこれを本部に吸収するものとするが、この場合にあつても未設置の場合に準じて実施する。

- | | |
|---------------|---------|
| ア 総務記録係 | イ 情報連絡係 |
| ウ 資材係 | エ 消毒係 |
| オ 給水清掃係(検水調査) | カ 検病調査係 |

(注) 係の編成は、業務の重複を避けるため適宜兼務することができる。

(3) 防疫業務

ア 物件に係る措置の方法

町は、知事の指示に基づき、被災地域及びその周辺地域について物件に係る措置の方法を実施する。この場合道路、溝きょ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するもの

とする。

実施要領は、感染症法施行規則第 16 条に定めるところによるものとする。

イ 避難所の防疫指導

多数の者が避難した指定避難所は衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施するものとする。

- (ア) 感染症等発生状況調査
- (イ) 物件に係る措置の方法、消毒の実施
- (ウ) 集団給食の衛生管理
- (エ) 飲料水の管理
- (オ) その他施設内の衛生管理

ウ 患者等に対する措置

- (ア) 被災地において、感染症患者又は無症状病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内の感染症指定医療機関等の確保と患者又は無症状病原体保菌者の搬送体制の確立を図り、県が行う入院の勧告又は措置が速やかに実施できるようにする。
- (イ) 交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。
- (ウ) やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

エ 消毒方法

- (ア) 町は、知事の指示に基づき、速やかに消毒方法を実施するものとし、実施要領は感染症法施行規則第 14 条に定めるところによるものとする。
- (イ) 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い、使用便利の良い場所に配置する。

オ ねずみ属、昆虫等の駆除

- (ア) 町は、知事の定めた地域内で知事の命令に基づき、ねずみ属、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第 15 条に定めるところによるものとする。
- (イ) ねずみ属・昆虫等の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

カ 生活の用に供される水の供給

町は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示及びその期間中、生活の用に供される水の供給を県に要請する。

(4) 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤・薬剤散布用器材の調達先は、資料編資料 68～70 のとおりである。

3. 食品衛生対策

災害発生に際しての伝染病発生及びその蔓延を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導に当たる。主な指導事項は次のとおりである。

(1) 指定避難所に対するもの

- ア 手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起
- イ 被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導

(2) 炊き出し施設に対するもの

- ア 給食用施設の点検
- イ 給食に用いる原材料、食品の検査

(3) 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実情を的確に把握するとともに在庫食品の検査、製造施設

の点検等を厳重に行い、不良品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、消失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

(4) 避難所で食中毒が発生した場合の対応

ア 指定避難所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。

イ 食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。

この場合、食糧の調達担当たる県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。

ウ 食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県本部へその旨を通知する。

4. 家畜防疫

(1) 災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、倉吉家畜保健衛生所に協力し検査、注射、薬浴又は投薬等の処置を行う。

(2) 町長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しや断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

第26節 清掃及び死亡獣畜処理計画

(民生対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害発生時における廃棄物による環境汚染を防止し、2次的被害を防止するため、被災地のごみ等の効率的な収集処分の方法を定め、被災地の環境浄化を図ることを目的とする。

2. 実施責任

(1) 被災地の清掃は、町長が実施するものとする。

(2) 町のみで処理することが困難な場合は、知事に連絡し、他の市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

(3) 道路・河川等の施設内の障害物は、施設の管理者が実施するものとする。

○廃棄物別の整理表

廃棄物の種類	処理実施者	備 考
生活ごみ	町	本節により処理 ・一般的な可燃ごみ、不燃ごみ等
災害廃棄物	町	本節により処理 ・損壊家屋、損壊家具等
災害廃棄物（土砂等）	町	第30節「障害物の除去計画」参照 ・家屋等に流入した土砂等
し 尿	町	第27節「トイレ対策計画」参照 ・便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	第30節「障害物の除去計画」参照 ・道路上に転落した岩石等

3. 障害物の除去

(1) 清掃の実施組織

町は、廃棄物の処理を行うため清掃班を編成する。その編成はおおむね次の基準によるものとする。

ア ごみ運搬車：1台

イ 運転者：1名

ウ 作業員：5～8名

エ 所用器具：フォーク、スコップ、鳶口等

(注) 作業員については、奉仕団の活用又は人夫に雇い上げ等を考慮すること。

(2) 応援を求める手続き

ア 町長は、町の能力のみで実施が困難と認められるときは、倉吉保健所長に対し応援を求め、又は他の市町村長に応援を求めて実施するものとする。

イ 前項の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 清掃業務の種別

(イ) 清掃所要地域

(ウ) 清掃期間

(エ) 応援を求める人員、機材

(オ) その他参考事項

4. 処理方法

(1) 生活ごみの処理

ア ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。このため、町長は、処理方法及び予定場所をあらかじめ定めておくものとする。

イ 町は、処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

自らの処理能力を超える状況となったときは、県又は他市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

(参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令)

野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外とする。

(2) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、上記(1)に準じて行う。

(参考) 環境省においては、震災廃棄物対策指針と水害廃棄物対策指針を定めており、各指針では以下のとおり位置付けている。

水害廃棄物対策指針による「水害廃棄物の特徴」

(1) 粗大ごみ等(水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ)

- ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
- ・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが大量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収集・運搬が困難である。
- ・土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。
- ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
- ・便乗による廃棄物(廃タイヤや業務用プロパン等)が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。

(2) し尿等(水没したくみ取り層や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設トイレからのくみ取りし尿)

- ・公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。

(3) その他(流木等)

- ・洪水により流れてきた流木やビニール等、平常時は町で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

(3) 災害廃棄物処理の留意事項

町及び鳥取中部ふるさと広域連合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

ア 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。

イ 特に必要と認めた仮設トイレ、指定避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく指定避難所の開設期間内のもの。

5. 死亡獣畜の処理計画

災害時における死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 実施責任者

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が町の許可を受けて行うものとする。

イ 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは町が実施するものとする。

(2) 処理の方法

ア 移動し得るものは適当な場所に集め、埋設、焼却等の方法で処理する。

イ 移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理するものとする。

6. 一般廃棄物処理業者の状況

町内における一般廃棄物処理業者の状況は、資料編資料 61 のとおりである。

第 27 節 トイレ対策計画

(民生対策部、水道対策部)

1. 目 的

この計画は、災害発生地における被災者のトイレを確保するため定める。

- (1) 仮設トイレの設置、維持
- (2) 携帯トイレの配付
- (3) 既存トイレの復旧、維持
- (4) 地域内のトイレ設置状況のマップ化（トイレマップ）の推進

※以下、本章において、次のとおり記載する。

仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】）

携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータブルトイレ】

又は、携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】

既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備

2. 実施責任

- (1) 被災地のし尿の収集及び処理は町が実施するものとする。
- (2) 仮設トイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外は町が行う。
- (3) 携帯トイレの調達及び配付は、町が実施するものとする。
- (4) 町が実施する業務について、町のみで処理することが困難な場合は、県又は県外の市町村に応援を求めるものとする。

3. 応援を求める手続き

- (1) し尿処理の応援
町がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア 処理が所要な地域	イ 期 間
ウ 応援を求める人員、機材	エ 応援を求める業務の範囲
オ その他参考事項	
- (2) 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援
ア 町が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

（ア）設置予定地域	（イ）設置予定期間
（ウ）必要な台数又は使用する人数	（エ）その他参考事項

イ 町が携帯トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

（ア）設置予定地域	（イ）設置予定期間
（ウ）必要な台数又は使用する人数	（エ）その他参考事項

4. し尿処理の実施方法

- (1) 実施組織
町は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。
- (2) 収集及び処理の方法
ア し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。
イ し尿処理場が機能しない時、やむを得ない場合は、町は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。
ウ 町は、上のイの場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、

- 予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- エ 町は、水道や下水道の被害状況、指定避難所の開設状況及び仮設トイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

5. 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置に当たっては、指定避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の、簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り指定避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求めるものとする。

(1) 応急対応

ア 町は、指定避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、指定避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。

イ 町は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没するものとする。

ウ 町は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを借り上げ、指定避難所に配置する。

エ 町は、仮設トイレに必要なとなる消耗品の配布を行う。

オ 町は、平素から仮設トイレの借上げルートを確認しておくものとする。

(2) 設置の基準

ア 町は、指定避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道の普及率等に応じた仮設トイレの需要数量を平素から定め、把握しておくものとする。

イ 仮設トイレの設置の必要が生じた場合、町は、前項で定めた需要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。

6. 携帯トイレの配布及び調達の方法

- (1) 被災の状況に応じ、指定避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。
- (2) 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。
- (3) 町は、携帯トイレに必要なとなる消耗品の配布を行う。
- (4) 町は、平素から携帯トイレの備蓄を行うとともに、非常時の調達ルートを確認しておくものとする。
- (5) 町は、必要に応じて指定避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。
- (6) 収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、町が処理する。

7. トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講じるものとする。

(1) 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対応を行うものとする。

(2) 対応窓口の一本化

トイレの対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なる。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を水道対策部水道班に設けるものとする。

(3) 予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講じるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や地震による被害想定等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、指定避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、し尿収集が計画的に行うことができるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講ずるものとする。

(4) 複数手段の活用

特に初動の段階では、物資等が不足して十分な対応を取ることが困難である。隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的にいき、その効果を高めるものとする。

(5) 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。（水引き後間もなくのくみ取り収集等）

(6) 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策を行うものとする。

ア 男女別及び小児用トイレの確保及び設置

イ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等にもできる限り配慮するものとする。

ウ 地域内のトイレ設置状況のマップ化

8. し尿処理業者の状況

町内におけるし尿処理業者の状況は、資料編資料 65 のとおりである。

第 28 節 救出計画

(民生対策部)

1. 目 的

この計画は、災害時において町内在住者で生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する搜索救助を実施し、必要な保護を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

3. 救出の方法

救出活動は、消防機関を主体に救出班を編成し、救出に必要な車両、舟艇、その他資器材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。

なお、必要な機材等の状況は、第 17 節「機械資器材の調達計画」のとおりである。

4. 関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため、消防機関又は一般協力者の動員のみでは、救出困難な事態の場合は、県・警察・隣接市町に次の事項を明示し、協力を要請するとともに、必要

に応じて自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 協力日時 | (2) 集合場所 |
| (3) 協力人員 | (4) 搜索範囲 |
| (5) 搜索予定時間 | (6) 携行品 |
| (7) その他必要な事項 | |

5. 警察との連絡

被災者の救出に当たっては、特に警察に連絡し協力を要請するとともに、町・消防機関・警察機関の三者は、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。

6. 救出活動に伴う記録

救出活動を実施した場合、その要した費用等について災害救助法で定める資料編資料 38 の様式により正確に記録するものとする。

7. 災害救助法が適用された場合における救出の実施

- (1) 救出を受ける者
災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
- (2) 救出の実施期間
災害発生の日から 3 日以内とする。ただし、災害の状況により、知事に申請し厚生労働大臣の承認を得て救出期間を延長することができる。（特別基準）
- (3) 救出のための費用
「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 29 節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

(民生対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を行うことを目的とする。

2. 行方不明者の搜索

- (1) 実施機関
行方不明者の搜索は町長が行う。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があるとき認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。
遺体の搜索は、警察・消防機関等の協力を得て搜索班を編成し搜索に当たるものとするが、被災の程度、搜索の状況により地域住民の応援を得るものとする。
- (2) 実施の方法
実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。
ア 搜索は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して行うものとする。
イ 初動時においては、救急救助活動と重複した活動となることが予想されるため、相互に連携を図りながら活動する。
- (3) 応援の要請

町の搜索のみでは搜索の実施が困難であり、かつ隣接市町の応援を必要とする場合、又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、次の事項を明示し、県及び関係市町に対し、搜索の応援を要請する。

ア 町内での搜索

- (ア) 応援のための人員・必要資材及び集合、集積場所
- (イ) 搜索予定地域
- (ウ) 応援を要する時間
- (エ) その他必要な事項

イ 他市町での搜索

- (ア) 遺体が埋没又は漂着していると予想される場所
- (イ) 遺体数及び氏名・性別・年齢・容ぼう・特徴・着衣等
- (ウ) その他必要な事項

3. 遺体の処理

(1) 実施機関

遺体の処理は町長が行う。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。

遺体の処理は、搜索班が実施することを原則とするが、必要に応じて町内の医師・住民等の協力を求めて実施する。

(2) 遺体の処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、社会混乱期により、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施するものとする。

(3) 遺体の届出

ア 遺体を発見した者は、直ちに町長に届け出るものとする。

イ 町長は、届出を受けた場合は、直ちに警察署に届け出るものとする。

(4) 遺体の処理の内容

ア 検視・検案

(ア) 遺体の検視・検案について、死因その他の医学的検査を行う。（検視は警察が実施）

(イ) 遺体の検案は、救護班によって処理することを原則とする。

(ウ) 救護班によって検案を行ういとまがないときは、一般開業の医師によることができるものとする。

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

ウ 遺体安置所の確保

町は、遺体の検案についてはあらかじめ遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。また、遺体安置所となる施設については、人目に触れず指定避難所と重複しないよう状況に応じて定めるものとする。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県災害対策本部を通じて調達を図る。

エ 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短时日の間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(5) 遺体の引き渡し

災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理は、

災害救助法適用地域が社会的混乱のため遺体の引取りができない場合に限り、次の措置を講ずるものとする。

ア 遺体の身元が判明している場合

(ア) 遺体が県内の他の市町に漂着した場合は、町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 遺体が他の県内の市町に漂着した場合は、漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第 35 条の規定により求償を受けるものとする。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取り扱うものとする。

(イ) 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の町長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

4. 埋 葬

(1) 実施機関

埋葬は町長が行う。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。

(2) 埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

ア 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む）

イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つば等が入手できないこと。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

(3) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（町長）が、棺、骨つば等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については警察機関と連絡し、その調査に当たるとともに、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

ウ 棺の調達

町は、葬祭業者等から棺の調達を行うものとするが、不足する場合には、県に対して県葬祭業協同組合との協定に基づく棺の調達を要請する。

棺の輸送にあたっては、事情の許す限り当該物資調達先に依頼するものとするが、依頼できないときは、本章第 31 節「輸送計画」に定めるところにより輸送する。

エ 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。

オ 緊急火葬支援体制

(ア) 町長は、遺体多数等のため鳥取中部ふるさと広域連合の火葬場のみで対応できないときは、知事に連絡し他市町に応援を要請する。

(イ) 町長は、遺体の搬送について町のみで対応できないときは、知事の応援を要請する。

(ウ) 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は別図による。

- (4) 災害救助法適用地域の遺体が同法の適用されない地域に漂着した場合の埋葬
(3. 遺体の処理の (5) 遺体の引き渡しに掲げるところによる。)

5. 海上漂流遺体の搜索

遺体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には県を通じ海上保安部・海上自衛隊等に搜索を要請するものとする。

6. 遺体の安置・埋葬等のための施設の状況

遺体の安置・埋葬等に関わる施設及び業者の状況は、資料編資料 55～57 のとおりである。

7. 埋葬及び遺体の処理の実施に伴う記録

遺体の埋葬及び実施した場合は、災害救助法に定める資料編資料 58 の様式により正確に記録するものとする。

8. 災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、処理、埋葬の基準

(1) 遺体の搜索

ア 搜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 搜索期間

災害発生の日から 10 日以内

ウ 費用

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

(2) 遺体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く）を行う。

イ 処理の方法

(ア) 死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

- a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- b 死体の一時保存
- c 検 案

(イ) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

ウ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内

エ 遺体処理に要する費用の限度

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋葬を行うとき

埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

イ 埋葬の方法

埋葬は、次に掲げる事項及び品目の範囲内において原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（附属品を含む）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む）

(ウ) 骨つば及び骨箱

- ウ 埋葬の期間
災害発生の日から 10 日以内
- エ 費用の限度額
「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 30 節 障害物の除去計画

(建設対策部)

1. 目 的

この計画は、地震時の山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているとき、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害によって住居等に運びこまれた障害物の除去は、町長が行う。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

3. 障害物除去の方法

- (1) 除去は消防機関の協力を得て行うか、又は業者に請け負わせて実施するが、町長が行うことができない場合は、警察官の協力を得るものとする。
- (2) 除去は原状回復でなく応急的な除去に限る。
- (3) 道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものとする。

4. 除去に必要な機械器具の確保

障害物除去に必要なロープ、スコップその他機械器具について、常に必要数量は確保しておくものとする。

5. 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- (4) 避難所等として指定された場所以外の場所

6. 被災車両の撤去

道路上等に被災車両があり災害応急対策の実施に当たり妨げとなる場合には、「災害時にお

ける被災車両の撤去等に関する協定」に基づき社団法人日本自動車連盟（J A F）中国本部鳥取支部に対して被災車両の撤去、移動等の実施を要請するものとする。

7. 障害物の売却及び処分方針

保管した工作物等が滅失、又は破損するおそれがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物等を売却し代金を保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

8. 障害物除去に伴う記録

障害物の除去を行った場合は、災害救助法に定める資料編資料 74 の様式により正確に記録するものとする。

9. 災害救助法が適用された場合における障害物の除去

（1）障害物除去の対象

障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

（2）障害物除去の期間及び費用

ア 期 間

障害物除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施することが困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

イ 費 用

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 31 節 輸送計画

（総務対策部、建設対策部、産業対策部）

1. 目 的

この計画は、地震災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害時における輸送は、災害応急対策を実施する各対策部がそれぞれ行うものとする。災害が激甚等のため災害応急対策実施機関において輸送力を確保できないときは、関係機関の応援を求めて実施するものとする。ただし、配車等総合調整は総務対策部が行う。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

3. 輸送の方法

輸送の方法は、避難者数、傷病者数、応急対策実施要員数、物資の種類、数量その他緊急度等を勘案し、次の適当な方法によるものとする。

（1）自動車による輸送

（2）鉄道による輸送

（3）船舶による輸送

（4）航空機による輸送

(5) ボランティア等による輸送

4. 人員・物資の優先輸送

(1) 人員の輸送

災害時において優先輸送する人員は、災害対策本部員、消防機関の職・団員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出された被災者等とする。

(2) 物資の輸送

物資輸送については、災害の範囲・実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡・調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するものは食糧及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料等とする。

5. 輸送力の確保措置

(1) 自動車による輸送

道路の通行不能の場合以外は自動車による迅速・確実な輸送を行う。そのため、自動車の確保を次のとおり行う。

ア 町有のもの

総務対策部が稼働可能数の掌握、配車を行う。

配車の要請については、各対策部が自動車を必要とするとき、総務対策部に配車の要請を行う。

イ その他のもの

各対策部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、総務対策部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

ウ 応援の要請

町長は、災害輸送車両が不足し輸送が不能な場合は、次の条件を明示して知事に要請するものとする。

(ア) 輸送区間及び借り上げ期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 自動車の種類及び台数

(エ) 集合場所及び日時

(オ) その他必要な事項

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により車両等による輸送ができないとき、又は遠隔地において物資・資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であるときは、総務対策部は西日本旅客鉄道株式会社米子支社に要請を行い、鉄道による輸送の確保を図る。

(3) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合、又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、担当の総務対策部は町内の船舶を借上げる等の措置によりその確保を図る。

町内で確保できない場合は、県又は隣接市町に対し応援を要請するものとする。応援要請の際の明示事項は、車両によるものに準じて行う。

(4) 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員・物資の輸送が必要となった場合は、航空機による輸送を行うものとするが、原則としては自衛隊の航空機によるものとする。その手続き等については、第13節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるものとする。

なお、その要請に当たっては緊急度等を充分検討のうえ行うものとする。

(5) ボランティアによる輸送

車両等機動力による輸送が不可能な場合は、ボランティア等による人力輸送を行う。

(6) 応援要請

- | | |
|---------------|-------------|
| ア 輸送区間及び借上げ期間 | イ 輸送人員又は輸送量 |
| ウ 車両等の種類及び台数 | エ 集合場所及び日時 |
| オ その他必要事項 | |

6. 輸送路の確保

(1) 陸上輸送

- ア 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- イ 災害対策本部は、選定された防災幹線道路ネットワークの確保に努め、輸送機能の充実を図る。

(2) 海上輸送

- ア 漁港管理者は、町、自衛隊、海上保安部等の協力を得て交通可能な航路等、港湾施設の被害、復旧見込等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- イ 災害対策本部は、漁港施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを定める。
- ウ 漁港管理者は、自衛隊、海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

7. 輸送拠点の設置及び管理

(1) 町及び県は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置する。

- ア 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港等）
- イ 下流の拠点・・・町配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

(2) 輸送拠点の管理

- 町及び県は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。
- ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請する。
- イ 輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意する。
- ウ 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保する。

8. 輸送実施に伴う記録

緊急輸送を行った場合には、災害救助法に定める資料編資料 78 の様式により正確に記録するものとする。

9. 災害救助法による輸送基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送の基準は、次によるものとする。

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者の避難
 - (ア) 被災者自身を避難させるための輸送
 - (イ) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送
- イ 医療及び助産
 - (ア) 救護班において処置できないもの等の移送
 - (イ) 救護班の仮設する診療所への患者輸送
 - (ウ) 救護班関係者の輸送等
- ウ 被災者の救出

- (ア) 救出された被災者の輸送
- (イ) 救出のための必要な人員、資材等の輸送
- エ 飲料水の供給
 - 飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）
- オ 救済用物資
 - (ア) 被災者に支給する生活必需品、食糧の輸送
 - (イ) 被災児童生徒に支給する学用品の輸送
 - (ウ) 救助に必要な医薬品、義援物資等の輸送
- カ 遺体等（行方不明者）の捜索
 - 捜索のため必要な人員及び資材等の輸送
- キ 遺体の処理
 - (ア) 遺体の処理、検案のための人員の輸送
 - (イ) 遺体の処置のための衛生材料等の輸送
 - (ウ) 遺体の輸送
 - (エ) 遺体を移送するための人員の輸送
- (2) 輸送期間
 - 輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。
- (3) 輸送費用
 - 応急救助のために支出できる輸送費の限度は、当該地域における通常の実費とし、その範囲は輸送費（運賃）、借上費、燃料費、消耗器材費及び修繕料である。
- (4) 輸送の特例（特別基準）
 - 輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

第 32 節 交通確保対策計画

（総務対策部、建設対策部）

1. 目 的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

2. 災害時における交通規制

町長は、災害時に町が管理する町道、林道、農道等の道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるときは、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。なお、この場合は、倉吉警察署長に通知するものとする。

緊急通行車両以外の車両通行禁止の標示は、資料編資料 76。

また、次の区分により、各実施責任者が区間を定めて道路の通行を禁止、又は制限を行うこととなっているので、道路管理者と警察署等関係機関は密接な連携のもと、適切な処置をとるものとする。

(1) 規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近接県に災害が発生し、又はまさに発生しようと	緊急通行車両以外	災害対策基本法第 76 条

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
		している場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	の車両	
公安委員会	同 上	県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	通行の禁止及び制限	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月を超えないものについて実施する	歩行者車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同 上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う	同 上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同 上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同 上	道路法第46条第1項

(2) 標識等の設置

- ア 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（公安委員会実施）
同法施行規則第5条に定める標示を設置する。
- イ 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会実施）
「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。
緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。
- ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長実施）
「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。
- エ 道路法第46条の規定に基づく規制（道路管理者実施）
同法第47条の4第1項及び第2項の規定による道路標識を設置する。

(3) 車両の運転者の義務

- ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。
- イ 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。
ア及びイにかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

- ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- イ アによる措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- ウ ア及びイの規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必

要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイの規定は警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 自衛官又は消防吏員は、ウ又はエの命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨の当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

カ 自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

3. 緊急通行車両の確認

公安委員会は、県内又は隣接し、若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の応急対策を実施するための緊急通行を確保する必要があるときは、区域又は道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じることとなっている。

そのため、町においては、緊急通行を行う場合には次の手続きにより警察署から緊急通行車両を証明する標章（資料編資料 76、以下「緊急標章」という。）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編資料 75）の交付を受けるものとする。

（1）明示事項

交付を受ける場合は、警察本部又は警察署に次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

ア 番号標に標示されている番号

イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）

ウ 使用者住所、氏名

エ 通行日時

オ 通行経路（出発地、目的地）

カ その他必要な事項

（2）掲示箇所

緊急通行車両の使用者は、「標章」を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備え付けるものとする。

（3）確認を行う車両の種類

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両

4. 交通路線の確保

「道路交通情報連絡活動要領」（平成 15 年 6 月）により道路管理者間において、迅速かつ的確に情報交換を行い、一般交通の安全確保に努める。

第33節 文教対策計画

(文教対策部)

1. 目 的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の実施を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

2. 実施責任者

文教施設の被災は、直接児童・生徒に重大な影響を及ぼすので、応急措置については第1次的には学校長が実施し、第2次的には町立の学校にあつては町教育委員会が、必要な援助協力をを行うものとする。

- (1) 町立小中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長が行う。
- (2) 湯梨浜学園の応急教育並びに施設の応急復旧対策は、本計画に準じ学校管理者が必要な対策を講ずるものとする。
- (3) 文教施設の被災は直接児童・生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、各学校ごとの当面の応急措置については、学校長が具体的な計画を立て実施するとともに、町長に提出するものとする。

3. 児童・生徒の安全措置

(1) 休校措置

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される場合、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。

帰宅させる場合は、必要な注意事項を充分徹底させるとともに、次の安全措置をとるものとする。

(ア) 地区別の班編成等によって上級生の引率による集団下校を行う。

なお、必要に応じ教員がこれに付添うなどの措置をする。

(イ) 危険箇所の明示及び下校路の指定等の措置

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線・音声告知機・電話・広報車の利用等、確実な方法で各児童・生徒に徹底させるものとする。

(2) 児童・生徒の避難措置

学校において定めた避難計画に基づき、児童・生徒の安全を図るものとする。避難計画については、本章第9節「避難計画」によるものとする。

4. 応急教育対策

(1) 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

ア 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。

イ 町教育委員会は、災害の実情に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2) 応急教育の実施場所

被災の状況を速やかに調査するとともに、次の計画の定めるところにより、応急措置を講

ずるものとする。

ア 簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急処理を行う。

イ 被災のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等を利用する。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮のうえ、公民館、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上を行う。

エ 広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

(3) 教育施設の確保

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模・被害の程度によっておおむね次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は速やかに応急修理を行うとともに、一部が使用不能の場合については特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用し、応急教育を行う。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合には、収容人員を考慮のうえ、公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の利用又は民有施設の借上げを行う。

ウ 広範囲にわたる激甚な災害により前記の措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設するものとする。

エ 町に適当な施設がない場合は、次の事項を明示し、県あるいは隣接市町に対してあつせんを要請するものとする。

(ア) 通学範囲

(イ) 生徒数

(ウ) 就学期間

(4) 応急教育の方法

被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。

(5) 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、その状況により児童・生徒の教育に障害を及ぼすおそれのあるときは、県教育委員会とも緊密な連絡をとり、近接学校からの応援あるいは臨時教員の採用等教員の確保に努める。

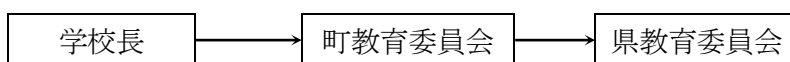
5. 児童・生徒の災害援助に関する措置

(1) 教科用図書の供給あつせん

ア 教科用図書被災状況の報告

(ア) 小中学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、町教育委員会に報告するものとする。

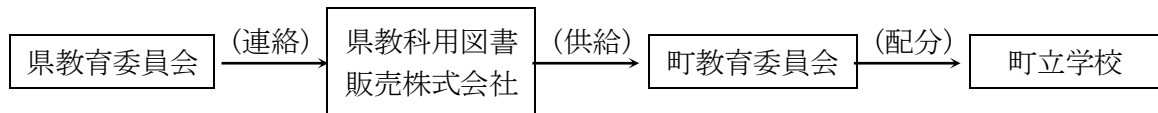
(イ) 町教育委員会は、町内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するものとする。



イ 教科用図書の調達

(ア) 県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び町教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。

(イ) 県教育委員会及び町教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。



(2) 学用品の給与に伴う記録

学用品の給与を行った場合には、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録するものとする。

6. 教員確保措置

県教育委員会及び町教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は原則として各所属の学校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名・職・氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、別に定める報告系統により県教育委員会に報告する。

ウ 児童・生徒への臨時的対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって児童・生徒の安否確認、生活指導に当たらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。

(2) 退職職員の活用

災害により教職員の確保が困難で、平常授業に支障をきたす場合は、退職職員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

7. 学校給食対策

給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに、早期の開始に努力するものとする。

- (1) 被害状況（調理関係職員・給食設備・給食物資等）を把握するとともに、その対策を行うこと。
- (2) 災害地に対する学校給食用物資の補給調整
- (3) 衛生管理、特に食中毒・伝染病発生等の事故防止を厳重にする。
- (4) 状況によっては給食の一時中止の措置をとることも考慮する。

8. 保健衛生の管理

学校の保健衛生については、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- (1) 校舎内外の清掃、消毒
- (2) 飲料水の使用
- (3) 児童・生徒の保健管理及び保健指導
- (4) 児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

9. 災害救助法の適用の場合の学用品の給与

(1) 支給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により教科書及び学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して支給する。

(2) 支給品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品給与の期間

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、必要最小限度の期間を延長することができる。

(4) 費用の限度

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第34節 民間団体、民間企業との防災協力体制の整備計画

(民生対策部)

1. 目 的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 民間団体との防災協力体制の整備

(1) 実施責任者

ア 民間団体の協力要請は町が実施する。

イ 町が要請を実施できない場合にあっては、県が要請を行う。

(2) 対象団体

ア 青年団 イ 婦人会 ウ 自主防災組織（自衛消防団、区等）

(3) 協力要請等の順序

ア 町は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。

イ 民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 作業内容

(ウ) 従事場所及び就労予定時間

(エ) 所要人員

(オ) 集合場所

(カ) その他必要事項

(4) 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者及び応急対策作業員等に対する炊き出し

イ 被災幼児の託児・保育

ウ 被災者の救出

- エ 救援物資の輸送、被災者に対する配給
- オ 清掃・防疫活動の応援
- カ 指定避難所の応援
- キ その他災害応急措置の応援

3. 民間企業との防災協力体制の整備

- (1) 防災協力メニューの明確化により民間企業等の防災活動への参加推進
町は、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。
- (2) 防災協力事業所登録制度の推進
町は、登録制度導入の推進に努力する。
- (3) 防災協力協定の締結の推進
町は、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。
- (4) 民間企業等との連携強化
町は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組みを推進するものとする。
- (5) 民間企業等との効率・効果的な防災協力の推進
町は、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。
- (6) 民間企業等との防災力向上のための各種支援
町は、民間企業等の防災力の向上を支援するものとする。
- (7) 民間企業等との防災協力活動に対するインセンティブの付与
町は、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される気運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進する仕組みを推進するものとする。

第35節 ボランティア受入計画

(民生対策部、町社会福祉協議会)

1. 目的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

2. 実施責任者

ボランティアの受入・派遣については、町社会福祉協議会が、県社協、町、県及び県医師会と協力して行う。

なお、ボランティアの受入、派遣に当たっては、実施責任者はその作業ごとの安全衛生の確保、危険の回避等について最大限の注意を払うものとする。

3. 受入計画

- (1) 町
 - ア 町社会福祉協議会と連携し、町ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、派遣）を支援する。
 - イ 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。
 - ウ 赤十字奉仕団の協力を必要とする場合は、日赤鳥取県支部に次の事項を示して応援協力

の要請を行う。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所及び就労予定時間
- (エ) 所要人員
- (オ) 集合場所
- (カ) その他必要事項

○日赤鳥取県支部連絡先

連 絡 先	電 話 番 号	F A X 番 号
日本赤十字社鳥取県支部 事業推進課	0857-22-4466 0857-22-8367 (夜間・休日) 090-7998-9372 (緊急携帯電話)	0857-29-3090

(2) 町社会福祉協議会

ア 被災地となった場合

(ア) 町及び県社会福祉協議会と連絡調整の上、町ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの募集、受付及び派遣を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、町内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。

(イ) ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請を行う。

イ 被災地外の場合

被災市町村の社会福祉協議会、あるいは県社会福祉協議会からの派遣要請を受け、ボランティアを募集、派遣する。

4. 医療救護関係ボランティアの受入・活用

町は、町の医療救護活動の実施状況、救護所の設置状況等を速やかに中部総合事務所福祉保健局等関係機関に報告を行うとともに、医師等が不足する場合には、鳥取県中部医師会等に対してあらかじめ登録している医療救護関係ボランティア及び随時受付けたボランティアの派遣を要請するものとする。

第 36 節 避難行動要支援者対策の強化

(民生対策部、町社会福祉協議会)

1. 目 的

この計画は、高齢者や障がい者等自力避難が困難な、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制を整備することを目的とする。

2. 対策の強化内容

(1) 避難行動要支援者に対する支援体制の確保・運用

町は、避難行動要支援者に関する情報（要配慮者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から管理する。また、町避難行動要支援者避難支援計画（平成 20 年 11 月策定）に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援体制を確保・運用する。

(2) 避難支援体制確保に当たっての留意事項

ア 避難行動要支援者支援班を配置し、防災関係部局、福祉関係部局が横断的に連携した避難支援業務に取り組む。

イ 消防団、自主防災組織等、また、平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を図り、既存のネットワークを活用する。

ウ 避難行動要支援者の個々の状態を踏まえ、的確に情報を伝達する。

エ 個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、要配慮者情報を防災関係部局等と共有するとともに、更に避難支援者も平時から共有しておく。

オ 避難勧告、避難指示のほか、避難準備（要配慮者避難）情報を発令する判断基準（第9節避難計画）を参考として、当該情報の発令時に避難行動要支援者及び支援者が避難行動を開始するよう、平時から周知を図る。

（3）情報提供

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、FAXやインターネットによる情報提供及び手話通訳者やボランティアの派遣を行い、必要な情報を提供するものとする。

（4）社会福祉施設等における緊急保護

町は、災害弱者の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時的入所等の措置を講じるものとする。

（5）災害時に特に配慮すべき事項

町は、町避難行動要支援者避難支援計画（平成20年11月策定）及び鳥取県避難所機能・運営基準（平成19年2月鳥取県災害対策研究会策定）等に基づき、避難行動要支援者の避難生活の支援を的確に実施する。

また、避難行動要支援者については、一般的な指定避難所では生活に支障を来たすため、福祉避難所への収容を行うものとする。

ア 避難所等での対策

町は、指定避難所において、次の事項について十分配慮する。

（ア）避難行動要支援者用窓口の設置

（イ）条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等

（ウ）要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）

（エ）指定避難所等における避難行動要支援者の把握と要望調査

（オ）指定避難所のバリアフリー化への配慮

（カ）おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮

（キ）粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮

（ク）手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による指定避難所での生活支援

イ その他災害時に配慮すべき事項

（ア）巡回健康相談や栄養指導等の重点実施

（イ）仮設住宅の構造、仕様についての配慮

（ウ）仮設住宅の優先的入居

（エ）仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認

（オ）ケースワーカーの配慮や継続的な精神面での支援

（カ）福祉相談窓口の設置

（キ）風邪等の感染症対策

（ク）指定避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討）

（ケ）学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討

（コ）介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応

第 37 節 義援金・義援物資の受入・配分計画

(総務対策部、民生対策部、町社会福祉協議会)

1. 目 的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

2. 義援金の受入れ・配分

(1) 義援金の募集

災害救助法が適用された場合または被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK鳥取放送局、県（福祉保健部）等関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

(2) 義援金の配分

県は、県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社会福祉協議会、NHK鳥取放送局、県等関係機関で構成する災害義援金配分委員会を開催し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなど迅速な配分に努めるものとする。

ア 義援金の保管

イ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期

ウ 義援金の使途

エ その他必要な事項

(3) 義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

3. 義援物資の受入れ・配分

町は、本章第 19 節「食糧供給計画」及び第 20 節「衣料生活必需物資供給計画」の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

ウ 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括してによる梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。

そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを

記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先、送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受付

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第 38 節 交通施設災害応急対策計画

(建設対策部、産業対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害により道路、道路施設、道路の付属物、鉄道等が被害を被り、食糧をはじめとする緊急物資の輸送、患者の移送時交通に著しい支障をきたす場合、速やかに応急対策を実施して交通確保に万全を期することを目的とする。

2. 実施責任者

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その主要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

3. 実施要領

(1) 町道における措置

町長は町道で破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障をおよぼすおそれがある場合、又はその通報を受けた場合は直ちに通行の禁止、制限等の規制措置をとるとともに、応急復旧に努め、更に適当な迂回路のある場合には、その指示を行う等交通の確保を図る。

(2) 国及び県が管理する道路における措置

町長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は直ちに中部総合事務所県土整備局長等に報告するものとする。

4. 応急工事要領

(1) 応急工事実施要領

ア 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は、建設水道課長の判断で工事实施を行うものとする。

イ 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、建設水道課長は総務課長と協議のうえ財政措置の確認を得たうえ実施する。

ウ 被害の規模が復旧工事費 10 万円を超える場合であって「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用されない場合の応急対策は前記イにより実施し、適用される場合にあつては事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

(2) 応急対策実施順位

- ア 救助実施に緊急を要する路線
- イ 定期バス路線又は定期自動車路線であるもの
- ウ 官公署・学校・病院・郵便局・停車場等の公共的施設に通じているもの
- エ 適当な迂回路のないもの
- オ その他民生の安定上必要があるもの

5. 応急対策用資器材の確保

- (1) 実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者を通じて確保を図るものとする。
- (2) 災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。
- (3) 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

6. 応援の要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（本章第 13 節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）も考慮する。

(1) 作業員について

- | | |
|--------------|--------------|
| ア 応援を必要とする理由 | イ 作業内容 |
| ウ 従事場所 | エ 就労予定期間（時間） |
| オ 所要人員 | カ 集合場所 |
| キ 携行品等 | ク その他必要な事項 |

(2) 機械等について

本章第 17 節「機械資機材の調達計画」を参照

7. 応急対策用資器材の確保

- (1) 応急対策用資器材の確保は、建設対策部が行う。
- (2) 業者の負担に付して工事を行うときは、支給材料を除きすべて請負業者に確保させるものとする。

8. 孤立状況の早期把握

- (1) 災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、町は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努める。
- (2) その他、孤立集落発生時の応急対策については、本章第 43 節「孤立発生時の応急対策計画」による。

第 39 節 水道施設応急対策計画

(水道対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害により水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

水道管理者（町長）は、地震災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また、町で対処できないときは、「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書」に基づき他市町村又は県等に応援を要請する。

3. 応急対策

水道管理者（町長）は、速やかに次の措置をとるものとする。

- (1) あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
- (2) 直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。
- (3) 応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- (4) 緊急度に応じ速やかな応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。
- (5) 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

第 40 節 下水道施設等応急対策計画

(水道対策部、産業対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害により下水道及び農業集落排水施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設等の早期復旧を図るとともに、2次災害の発生を防止することを目的とする。

2. 実施責任者

町は下水道管理者等と連携して、地震災害により下水道施設等が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び2次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

3. 応急対策

町は下水道管理者等と連携して、速やかに次の措置をとるものとする。

- (1) あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により、要員を確保する。
- (2) 直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。
- (3) 応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- (4) 緊急度に応じ速やかに応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者等に応援を要請する。
- (5) 施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。

(6) 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努める。

第41節 電力施設応急対策計画

(中国電力)

1. 目 的

この計画は、地震災害時における電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とする。

2. 実施機関

電力施設の防護及び復旧は、中国電力株式会社倉吉営業所（以下「中電営業所」という。）が行うものとする。

3. 防災体制の整備

中電営業所は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、電力施設の防護及び迅速な復旧に必要な体制を整えるものとする。

4. 災害情報の収集及び連絡

(1) 中電営業所は、電力施設に係る被害状況等の災害情報等の収集に努めるとともに、把握した災害情報のうち町民生活に支障を与える恐れのある情報については、町へ適宜連絡し、災害情報の共有化を図るものとする。

(2) 中電営業所は、町へ災害情報を連絡する場合は、次の事項を明示するものとする。

- ア 災害発生日時及び場所
- イ 災害発生原因
- ウ 災害発生の影響（停電発生区域、停電発生戸数等）
- エ 災害復旧の見込み
- オ 災害復旧日時
- カ その他必要な事項

(3) 町は、電力施設に係る被害状況等の災害情報を把握した場合は、中電営業所へ速やかに報告するものとする。

5. 応急送電

中電営業所は、災害復旧の実施に当たっては、原則として町庁舎、指定避難所、医療救護所、病院施設等の人命に関わる施設等を優先的に送電するものとする。

6. 災害時における広報活動

(1) 中電営業所は、送電被害による人災、火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、広報車を通じて広報するとともに、必要に応じて町に対しても速やかに情報提供するものとする。

(2) 町は、中電営業所から情報提供を受けた場合は、速やかに防災行政無線、広報車等で広報するものとする。

第 42 節 L P ガス災害応急対策計画

(県 L P ガス協会)

1. 目 的

この計画は、地震災害時における L P ガスの供給確保及び L P ガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

県 L P ガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、L P ガス供給の確保を図る。

3. 応急供給

町は、L P ガスの応急供給の必要性を認めたときは、県に対し L P ガスのあっせん依頼を行うものとする。

第 43 節 電信電話施設

(N T T 西日本)

1. 目 的

この計画は、地震災害発生時に町、県及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

2. 実施責任者

N T T 西日本は、災害が発生した場合に被災状況等の情報連絡、通信確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施する。

3. 通信の確保と措置

N T T 西日本は、災害規模の状況により、下記の措置を取り通信の確保に努める。

- (1) 臨時公衆電話の設置
- (2) 一般通信の利用制限と輻輳緩和
- (3) 非常通話、非常電報の優先
- (4) 公衆電話の無料化

4. 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

5. 応急復旧等に関する広報

- (1) N T T 西日本における措置

ア 電気通信設備等の被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、広報車又は報道機関を通じ、広報を行う。

イ 町、県に対して被害状況・復旧状況等の情報連絡を行う。

- (2) 町における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、町防災行政無線、広報車、町ホームページ、C A T V等を用いて広報する。

6. 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、町、県、指定公共機関、ライフライン関係機関及び対策本部と連携し実施する。

第44節 携帯電話施設

(KDD I、ソフトバンク、NTTドコモ中国)

1. 目 的

この計画は、地震災害発生時に町、県及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

2. 災害対策の体制

(1) KDD I (a u) 及びソフトバンク

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施する。

- ア 被災状況等の情報連絡
- イ 通信の利用制限、重要通信の確保
- ウ 被害設備の復旧
- エ 広報活動

(2) NTTドコモ中国支社

被災規模状況に応じて本社および支社災害対策室を設置するほか、鳥取支店に支店へ現地災害対策本部を設置し、以下の対策を実施する。

- ア 被災状況等の情報連絡
- イ 通信の利用制限、重要通信の確保
- ウ 被害設備の復旧
- エ 広報活動

(3) 県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

3. 応急対策

(1) 最小限の通信確保

- ア 災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保する。
- イ 移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保

(2) 通信コントロール等の実施

- ア 携帯電話用災害用伝言板サービスの提供
- イ 音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール
- ウ 災害用音声トーキガイダンス

4. 応急復旧等に関する広報

(1) KDD I、ソフトバンク及びNTTドコモ中国支社における措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報する。

(2) 県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

5. 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、町、県、指定公共機関、ライフライン関係機関及び対策本部と連携し実施する。

第 45 節 損害補償

(総務対策部)

1. 目 的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

2. 災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。公用負担等に依らない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等による。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等によるものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第 65 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項	町長ほか	町民又は現場にある者（自然人のみ）	応急措置に従事	災害対策基本法第 84 条第 1 項	町
災害対策基本法第 71 条	県知事	土木技術者、土木業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第 84 条第 2 項	県
消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第 36 条の 3	町
消防法第 25 条第 2 項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第 35 条の 10 第 1 項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第 45 条	水防管理団体
災害救助法第 24 条第 1 項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第 29 条	県（一定額を超える場合は一部国負担）
災害救助法第 24 条第 2 項	地方運輸局長（運輸監理部長を含む）	輸送関係者			

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害救助法第25条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

3. 民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、町は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第46節 災害警備の実施

(総務対策部、倉吉警察署)

1. 目的

この計画は、町内において地震災害が発生した場合の警察活動及び災害発生に備えて平素から実施すべき警察活動について必要な事項を定め、もって災害警備の適切な実施を図ることを目的とする。

2. 警備実施計画

災害警備活動については、県警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」による。その災害警備活動の基本的事項は次のとおりである。

(1) 災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、警察本部及び倉吉警察署に次の警備本部等を設置する。

- ア 第一次体制（準備体制）の場合は、災害警備連絡室
- イ 第二次体制（警戒体制1）の場合は、総合災害警備本部（本部長：県警察本部警備部長）及び現地災害警備本部
- ウ 第三次体制（警戒体制2）の場合は、特別災害警備本部（本部長：県警察本部長）及び現地災害警備本部
- エ 第四次体制（非常体制）の場合は、非常災害警備本部（本部長：県警察本部長）及び現地災害警備本部

(2) 災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じて概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- ア 災害に備えての措置
 - (ア) 災害警備計画の策定
 - (イ) 危険箇所等の把握
 - (ウ) 災害警備用装備資機材の整備
 - (エ) 災害警備用物資の備蓄等
 - (オ) 警察施設等の災害対策
 - (カ) 教養訓練
 - (キ) 通信の確保
 - (ク) 交通の確保等に関する体制及び施設の整備
 - (ケ) 避難誘導體制の整備
 - (コ) 関係機関との相互連携
 - (サ) ボランティア受け入れのための体制整備

- イ 災害発生時における措置
 - (ア) 初動態勢の確立
 - (イ) 情報の収集・伝達
 - (ウ) 救出救助活動等
 - (エ) 警戒区域の設定
 - (オ) 避難誘導等
 - (カ) 緊急交通路の確保
 - (キ) 行方不明者の調査及び搜索
 - (ク) 検視・死体見分、身元確認等
 - (ケ) 社会秩序の維持

3. 警察による広域応援

公安委員会は、災害の規模、態様等から判断して、県内警察力だけでは警備が困難と認めるときは、警察法第 60 条の規定に基づき、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊及び装備資機材等の援助要請を行う。

第 47 節 孤立発生時の応急対策計画

(総務対策部、民生対策部)

1. 目 的

この計画は、地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

2. 孤立状況の把握

(1) 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、町は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

ア 道路の崩壊

イ 道路への土砂崩れや雪崩の流入

ウ 大雨、大雪に伴う事前通行止め等

(2) 通信設備の状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。(電話、携帯電話、防災行政無線等)

(3) 電気、水道等ライフラインの状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。(電気、水道、食糧の有無等)

(4) 孤立集落に所在する者の状況把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。(傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無等)

(5) 孤立状況の共有

町は、孤立集落の発生について把握した場合、中部総合事務所(地域振興局又は県土整備局)に報告するものとする。

3. 物理的な孤立の解消

(1) 交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

(2) 代替交通の確保

孤立が発生した場合、町は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

(3) 物資の供給

町は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

(4) 帰宅困難者の支援

町は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

(5) ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、町及び消防局は、県（防災危機管理局）にヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び実施を依頼する。この際、ヘリコプター場外離着陸場一覧を参考に、当該集落付近のヘリコプター場外離着陸場を定めておくものとする。

4. 情報孤立の解消

町は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

(1) 災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。

(2) 集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。

第48節 動物の管理

（民生対策部）

1. 目的

この計画は、地震災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

ペ ッ ト：愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

特定動物：ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

2. 危険動物等の管理対策

(1) 特定動物の実態把握

町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。

(2) 危険な動物の収容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 収容施設の確保

中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。

3. ペットの管理対策

(1) ペットの管理指導

町は、県と協力のもと、飼い主に対しペットの管理方法を指導することにより、人畜への被害発生を防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

(2) 動物の引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。

(3) 収容施設の確保

中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。

(4) 避難に伴うペット対策

指定避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、おおむね次により行う。

ア 町は、当該避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。

イ 指定避難所へのペットの同伴ができない場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。

ウ 町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。

(5) その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）

第 49 節 被害認定及び罹災証明の発行

(総務対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法の適用の可否及び被災者が各種の支援策を受ける際に必要となる罹災証明の発行を、迅速確実に実施することを目的とする。

2. 被害認定の実施

(1) 実施主体

被害認定に係る現地調査及び罹災証明の交付は、町が実施する。

(2) 実施体制

ア 住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県生活環境部に派遣要請を行う。

イ 建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。

ウ 現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じて罹災証明として交付する。

(3) 調査基準等 ※平成26年6月改定内容に修正

ア 罹災証明により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成26年6月内閣府通知）」等に従って判断することとする。（「災害救助法による被害状況認定基準」のとおり）

イ 被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。

○災害救助法による被害状況認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷（重傷者） （軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	全壊 全焼 流出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再生することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおり再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

(注) 1. 「一部破損」とは、住家の破損程度が半壊に達しない程度のものとする。

2. 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。

3. 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所棟は母屋に含め1棟とするが、二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とする。

4. 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念の住家であるかどうかは問わない。

5. 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3. 罹災証明の発行

罹災証明は、地震などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで罹災事実の証明が必要とときに、町が被害状況を調査・確認の上、発行する。

(1) 罹災証明の発行根拠等

罹災証明書は、災害救助法による各種施策や税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める自治事務として、被災者支援制度に幅広く活用されることを目的に、町長又は消防署長が証明を行う。

(2) 罹災証明発行の効率的実施

罹災証明発行の業務を行う要員を確保し、迅速に申請受付を開始する。この際、罹災証明書
の交付等を支援するシステムの活用を検討する。

第 50 節 農林業災害応急対策

(産業対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害時に農作物等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合
の対策を定め、農林業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

2. 農作物等の一般的な応急対策

(1) 事前予防措置

地震・津波その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、
被害を最小限にとどめる。

(2) 被害状況の把握

農作物等に災害が発生したおそれがある場合、産業対策部は速やかに被害情報の収集及び
状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。（被害情報の
収集については、本章第 6 節「災害情報収集計画」を参照）

(3) 資機材の確保

農作物等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められると
きは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防
止に努める。

3. 再作付対策

町は、被害によって再作付を必要とする場合には、県に種子の配布等応急対策の実施を要請
する。

4. 耕地等災害

町、県、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生
じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の
必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に
努めるものとする。

5. 病虫害防除対策

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

(1) 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期
に把握するとともに、県（病虫害防除所）に緊急報告するものとする。

(2) 防除の指示及び実施

町は、県から具体的な防除の実施方法の指示を受け、緊急防除班を編成して短期防除を実
施するものとする。

(3) 防除の指導

町は、特に必要と認める場合には、県に現地の特別指導・救援防除を要請する。

(4) 農薬の確保

町は、必要に応じ、県に農薬の確保を要請する。

(5) 防除機具の確保

町及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

第 4 章 災害復旧計画

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度の災害発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を早期に実施し、将来に備えることを目的とする。

第 1 節 災害復旧事業の実施

1. 公共施設災害復旧計画

災害復旧対策として町で実施するものは、おおむね次の計画によるものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

ア 河 川	イ 海 岸
ウ 砂防設備	エ 林地荒廃防止施設
オ 地すべり防止施設	カ 急傾斜地崩壊防止施設
キ 道 路	ク 港 湾
ケ 漁 港	コ 下 水 道
サ 公 園	

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法・清掃法)

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・老人福祉法・売春防止法)

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法・感染症法)

(9) その他の災害復旧事業計画

2. 公共事業に対する資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切で効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

その措置の概要は次のとおりである。

(1) 災害関係経費にかかる資金需要を迅速かつ的確に把握する。

(2) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

(3) 地方交付税の繰り上げ交付を国へ要請する。

(4) 歳入欠陥債・災害対策債・災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

(5) 激甚災害が発生した場合、災害状況を速やかに把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置」による激甚災害に指定さ

れるよう資料の整備・関係機関への要望等その措置を行う。

第2節 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、町及び県において災害状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

1. 激甚災害制度の概要

- (1) 激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区 分	概 要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	・中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 ・当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象区域も併せて指定） ・事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種 類	・「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害・適用措置を指定） ・「局激」…市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定）：県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 ・激甚災害指定基準（本激の基準） ・局地激甚災害指定基準（局激の基準）

- (2) 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

- (3) 激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区 分	条	号	対象事業	関係法令
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第3条	1	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
		2	公共土木施設災害関連事業	
		3	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		4	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		5	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		6	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		6 の 2	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		7	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
		8	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者自立支援法
		9	婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法

区 分	条 号	対 象 事 業	関 係 法 令
	10	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	11	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	12	堆積土砂排除事業(公共的施設の区域内)	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
	13	堆積土砂排除事業(公共的施設の区域外)	
	14	湛水排除事業	
2 農林水産業に関する特別の助成	第5条	・農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 ・農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業	
	第6条	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	
	第7条	・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	
	第8条	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	天災融資法
	第9条	・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
	第10条	・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
	第11条	・共同利用小型漁船の建造費の補助	
	第11条の2	・森林災害復旧事業に対する補助	
3 中小企業に関する特別の助成	第12条	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法
	第13条	・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法
	第14条	・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
4 その他特別の財政援助及び助成	第16条	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	
	第17条	・私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
	第19条	・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
	第20条	・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び寡婦福祉法
	第21条	・水防資材費の補助の特例	
	第22条	・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
	第24条	・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	
	第25条	・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法

2. 激甚災害の指定に係る手続き

(1) 調査の実施

町は、県が実施する、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業についての被害状況等調査に協力する。

(2) 指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

(3) 特別財政援助額の交付手続

ア 町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。

イ 県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。（年度末に精算）

第3節 資金融資計画

災害により被災した住民のために町、県等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置の概要は、次のとおりである。

町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の住民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。なお、被災者生活支援に関する情報については、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

1. 生活支援対策

(1) 生活支援対策

名 称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給 ＜見舞金上限額＞ 5 万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給遺族＞配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞ 生計維持者が死亡した場合 500 万円 その他の者が死亡した場合 250 万円 ＜対象災害＞自然災害 ・ 1 市町村で住居が 5 世帯以上滅失 ・ 3 以上の市町村で住居が 5 世帯以上滅失 ・ 県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・ 2 以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給者＞ 重度の障がいを受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等） ＜支給額＞ 生計維持者 250 万円その他の者 125 万円 ＜対象災害＞自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付）	住所地の市町村 県（福祉保健課）

名 称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
	<受給者> 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 <限度額> 350 万円 <対象災害> 県内で災害救助法が適用された災害	
生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付	被災された低所得世帯、障がい者世帯（身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯）あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要な資金を貸与 <貸付限度額の目安> 災害援護資金 150 万円・住宅資金 250 万円	県社会福祉協議会、所在地の市町村社会福祉協議会、県（福祉保健課）
被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援 <上限助成額> 1 世帯あたり 10 万円	県（長寿社会課）
生活福祉資金の特例貸付（小口貸付）	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金貸与 <貸付限度額> 10 万円（1 回限り）	県社会福祉協議会、所在地の市町村社会福祉協議会、県（福祉保健課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母（母子家庭となって 7 年未満）に生活資金として貸与 <生活資金> 月額 10.3 万円（貸付期間 2 年間限度、償還期間 8 年以内）	県（青少年・家庭課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康政策課）
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県（健康政策課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話・訪問で児童心理司、臨床心理士等が相談実施	県（青少年・家庭課） 県教委（小中学校課・体育保健課）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

（２）授業料などの負担の軽減

名 称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 <全壊・半壊> 全額免除 <上記以外の被害> 半額免除	県教委（高等学校課） 県（教育・学術振興課） 県（子育て応援課・医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課） 県（人権・同和对策課、福祉保健課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信	罹災により経済的に修学が困難な方に対し	県教委（高等学校課）

名 称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
制課程における教科書学習書の支給	て、教科書等を支給	

(3) 農林水産業金融

- ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん
- イ 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- ウ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あつせん
- エ 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置
- オ その他（平成 12 年鳥取県西部地震における主な措置）

名 称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後 6 年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子＜貸付限度額＞ 120 万円／h a（貸付期間 5 年）	県（林政課森林・林業総室）

エ 商工業金融

- （ア）中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。
- （イ）金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。
- （ウ）市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。
- （エ）金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図る。
- （オ）鳥取県特別金融対策資金による長期低利の資金を貸付ける。
- （カ）鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的に行う。
- （キ）平成 12 年鳥取県西部地震における主な措置

名 称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付（利子及び信用保証料を 6 年間 0 % とする）。 ＜貸付限度額＞ 5,000 万円（償還期限 10 年）	県（経済通商総室）
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施。	
中小企業経営健全化資金	手形決済や商品仕入れに要する経費に対し	

名 称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
の貸付	て、運転資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000 万円（償還期限 7 年）	
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、 設備資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000 万円（償還期限 12 年）	
小口無担保保証融資	従業員 20 名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500 万円（信用保証 0.6%）	
同和地区中小企業特別融資	従業員 20 名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500 万円（信用保証 0.5%）	県（経済・雇用政策資 総室経済通商総室）
小規模企業者等設備資金 の貸付	従業員 20 名以下の企業を対象に経営基盤の 強化を図るための設備導入にかかる経費を貸 与 ＜貸付限度額＞ 4,000 万円（償還期限 7 年）	県（経済・雇用政策総 室経済通商総室）
小規模企業者等設備貸与	従業員 20 名以下の企業を対象に経営基盤の 強化を図るための設備の割賦販売及びリース を実施 ＜貸付限度額＞ 6,000 万円（割賦払期間 7 年、リースは 3～7 年）	県（経済・雇用政策総 室経済通商総室）
中小企業ハイテク設備貸 与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革 新を行うための設備の割賦販売を実施 ＜貸付限度額＞ 8,000 万円（割賦払期間 7 年）	県（経済・雇用政策総 室経済通商総室）

2. その他の生活確保対策

町、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

- (1) 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）
- (2) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）
- (3) 小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）
- (4) 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）
- (5) 被災児童、災害等への援護
 - ア 県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施
 - イ 県（福祉保健部、教育委員会）、市町村による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施
 - ウ 市町村による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

第4節 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援する。

1. 法適用の要件

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①ア又はイの市町村を含む県内で5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、②アからイに隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。

エ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、及び2世帯以上の全壊が発生した5万人未満の市町村

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

エ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

(3) 大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

(4) 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害するケースが多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成16年10月内閣府通知に基づくもの）

ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊または全壊に該当することになるものと考えられる。

イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第2条第2号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

2. 支給条件

(1) 対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

(単位：万円)	世帯人員	支援金			
		①基礎額	②住宅再建方法		
			建設・購入	補修	賃貸
全壊世帯	複 数	100	200	100	50
	単 数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複 数	50	200	100	50
	単 数	37.5	150	75	37.5

(2) 対象経費

用途の限定なし

3. 被災者生活再建支援法の適用事務

(1) 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

(2) 町

住宅の被害認定、罹災証明等被災者の申請に必要となる書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

(3) 申請期間

ア 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記「2. 支給条件」（1）の表②）・・・災害発生後 37 月以内

イ その他の経費（上記「2. 支給条件」（1）の表①）・・・災害発生後 13 月以内

※ ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは申請期間を延長することができる。

第5節 災害復興計画

1. 目 的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

2. 災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、町民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となる。

これを迅速かつ効果的に実施するために、おおむね次の手順で行うものとする。

(1) 復興対策組織・体制の整備

ア 被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、町は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

イ 災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

る。

ウ 災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

(2) 復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

(3) 復興計画の策定

ア 町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

イ 計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

ウ 復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。

(ア) 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集

(イ) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

(ウ) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

(4) 復興事業の実施

町は、復興事業の実施に当たっては、町民の合意を得つつ、国・県等との密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

(5) 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、町は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

(6) 分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

3. 留意事項

町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

(1) 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要がある。

そこで、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとする。

(2) 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業、施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

(3) 技術的、財政的支援の要請

町は、復興対策を進めるにあたり、必要に応じて県に対して技術的、財政的支援等を要請

するものとする。

4. 資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

- (1) 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。
- (2) 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。
- (3) 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。
- (4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

5. 暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

町は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。